# 『明実録』の琉球史料(一)

注	訳	原	
釈	文	文	П ,)
篇	篇	参篇考	凡はじ目
宣宗 大 法 太 祖 実 録 録	宣宗 大祖 実録録 録録	文 献 太祖実録 太宗実録	例め
	洪熙元年(一四二五	永楽二十二年(一四二四) 洪武三十五年(一四〇二) 一世	
	洪熙元年(一四二五)—宣徳九年(一四三四)	永楽二十二年(一四二四)—洪熙元年(一四二五)洪武三十五年(一四〇二)—永楽二十二年(一四二四)…洪武四年(一三七一)—洪武三十一年(一三九八)洪武四年(一三七一)—洪武三十一年(一三九八)	4 1
101 99 87 63	54 53 44 35 26	25 18 11	

	2		
٠			

# 明実録』

# の琉球史料

はじめに

された。その後琉球国は急速な発展をとげ、やがて統一国家を 発達させた。 明によって琉球国中山王・琉球国山南王・琉球国山北王に冊封 遣わした。これに応えて朝貢していったこの地域の首長たちは、 招撫の使者を送り、その一環として現在の沖縄に対しても使を アにおいて活発な中継貿易活動を展開し、 形成し、 明朝(一三六八―一六四四年)は建国後まもなく周辺諸国に 明との緊密な関係を維持しつつ、東アジア・東南アジ 独自の社会・文化を

広等編『太祖実録』二五七巻から、 とも称する。全二九〇九巻。 極めて乏しい。一方、明には『明実録』という精細な記録があ る。『明実録』は正式には『大明実録』といい、『皇明実録』 しかしこの時期の琉球国の様相を明らかにするための史料は 永楽九年 温体仁等編『熹宗実録』八 (一四一) に成った胡

> 和 内田晶子· 田 池谷望子 高瀬恭子

\$ 献するところは大きい。その国独自の記録の残る時期に関して ユタヤ朝タイやマラッカ王国などの歴史解明に ような場合、『明実録』の記事は貴重である。 でおり、明代史の根本史料である。周辺諸国・諸民族に関して てその治世における政治的・経済的 府の文書に基づいて編修された。内容は皇帝の事蹟を中心とし 四巻まで、明朝十三代皇帝の実録である。実録は各皇帝の没後 僅かの碑文などを除けば、その国に固有の同時代史料がない 起居注 全代を通じ一貫して組織的に記録されている。 (皇帝の起居を記録する日記体の官撰文書) ・社会的諸事象全般に及ん 例えば初期のア 『明実録』 や各官 が貢

唯 後の『歴代宝案』という第一級史料を持つ時期においても、『明 実録』は必見すべき史料である。 琉球の場合もこの事情は同じである。『明実録』がほとんど の史料である明初の五十年間においては勿論のこと、

\$

『明実録』の記述との比較対照は有益である。

た。 が大部の書であり、 か 容易でないことから、 った。 いて、 それにもかかわらず、 また史料として注目した場合においても、 明実録』 の史料 その中に含まれる琉球史料を検出するの その利用は部分的なものにとどまってい 的 九六〇年代までの琉 価値の認識は必ずしも十分ではな 城中世 『明実録』 一史研究に が

九七一年)、「明実録の沖縄史料 沖縄史料 (一)」(『お茶の水女子大学人文科学紀要』二四 る校訂と、 から琉球関係記事を抄出 によって影印公刊された『国立北平図書館蔵紅格明実録鈔本』 沖縄史料」であった。 九七二年)として発表され、『明実録』中の琉球史料の利用 そのような情勢の中で発表されたのが、 挙に容易にした 和田自身による訂正とを加えたもので、「 これは台北の中央研究院 同 本付録の (二)」(『南島史学』 『明実録校勘記』によ 和 田 久徳 歴史語言研究所 「明実録 創刊号、 明実録 0 0

> 0 Vi

代冊封使の に、 に関するまとまった記述を持つ数多の中国史籍や、 (汪楫撰、 明 籍であり、 その序文では、『明実録』の史料的性格を明らかにすると共 『明史藁琉球伝』『明史琉球伝』『大明一統志』 実録』 との関 康熙二十三年自序) 『使琉球録』をあげて、具体的にそれぞれの特色や 普 通は直 わ ŋ 接に利用できなかった。 が紹介されてい は 『明実録』から記事を摘録 る。 明明 実録』 中 陳侃以一 ほ 山沿 は宮廷 か、 革志」 琉球 下 明

> おい 成った代表的な史書である ているが、 略したために誤りを生じている場合のあることが、 琉球関係記事の全部は採っておらず、また採った際に記述を省 の主要な材料となった。 を披見しえたからである。 る。 に遡って直接あたることの必要性が述べられている。 て琉球に関する著述の白眉とされて流布した『中山伝信録 そしてこれら諸書の本来の源泉である『明実録』 それは汪楫が しかし『中山沿革志』は 『明史』編纂にたずさわり、 そのため 『蔡温本中 「中山沿革志」 山世譜」 や、 『明実録』の は、 近代以前に 紹介されて 『明実録』 琉球で そのも

12 沖縄史料補正」(『歴代宝案研究』三・四合併号、一九九三年) よう願ってのことである。 不便を解消し、 発表以来三十年近くを経て原論文が既に入手し難くなっている ح ついて、 のたび 補正」を含めれば、 原文を一本にまとめ、 「明実録の沖縄史料 訳注によって『明実録』がより利用し易くなる 掲載が三誌にわたっていることの 訳注をほどこすこととした。 (一) (二)」及び「 「明実録 0

両 側 わ とした。 かるからである。 .者を併せ見ることによって事実の経過やその持つ意味がよく の同時代記録である 訳 注にあたっては、 「明実録」 と 『歴代宝案』は 『明実録』 歴代宝案』 の記事と比較参 との対照を重要課題 相 Vi 補うべ き 照しうる琉 関係にあ の一つ 球

考えられるからである。

されに対し、『中山世鑑』ほかの琉球側史書は、琉球独自のこれに対し、『中山世鑑』ほかの琉球側史書は、琉球独自のに対し、『中山世鑑』ほかの琉球側史書は、琉球独自の

できれば幸いである。
和田久徳教授は平成十一年三月九日、逝去された。私共の訳

高瀬記)

### 凡例

## 原文篇

したものである。から宣宗までの実録のうち、琉球に関する記事を抄出し編纂から宣宗までの実録のうち、琉球に関する記事を抄出し編纂された『国立北平図書館蔵紅格明実録鈔本』について、太祖一、本篇は台北の中央研究院歴史語言研究所によって影印公刊

省いた。各朝ごとに頭番号を付した。各実録に存する巻数は記さずに一、編次は各朝実録によって年代順にし、抄出した記事には、

たが、下記の改変を行なった。一、抄録にあたっては原本の体裁内容を存することを原則とし

を注記した。 
「明らかな誤字・脱字・衍字の類は、お傍の ( ) 内にその意で、 
の印を付した。『明実録校勘記』に記載のない場合でも、 
校勘記』によって訂正した。訂正した字句には、その右傍 
であ記』によって訂正した。訂正した字句には、その右傍 
の明らかな誤字・脱字・衍字の類は、影印本付録の『明実録

改めた。誤解のおそれがない場合は、印刷の便宜上、原本②異体字・俗字・略字の多くは、正字あるいは通用の字体に

義の字は通用の字体に統一した場合がある。の正字などにかえて略字体を使用したこともある。また同

(例 侄→姪、鞾→靴、裡→裏、襪→韈)

④採録した記事の中で、琉球と直接には関係のない内容の部③敬避のための空格の類は、これをやめて普通の記載とした。

⑤記事の係わる年月・干支について、初出の年次の下の()号で示した。

⑥各記事には句読点を施した。

# 訳文篇

訳文は次の通りとした。

②現代仮名遣いを用いる。

①いわゆる読み下し文とする。

③原文の漢字はなるべく残す。

④異体字・俗字などは原則として正字(常用漢字を含む)あ

⑤明らかな誤用は注記せずに正しい字に改めた場合がある(例 資・費→齎、敕・勅→勅、舡→船)。るいは通用の字体に改め、同義の字は通用の字体に統一し

注釈篇

例

瓜哇→爪哇)。

注釈は次の通りとした。

①各朝実録ごとに注番号を付す。

には( )内に示した略称によって注記する。なお個々に多については個別に出典を注記しない。ただし必要な場合③訳注全般に参照した辞書・文献は以下の通りである。これ②同一語・同一事項は注として再記しない。

どめる。

参照した研究書・論文等については当該の個所に記すにと

- 5 -

中文大辞典編纂委員会編『中文大辞典』 諸橋轍次著『大漢和辞典』 大修館書店 台北 一九八四年修訂 中国文化大学 版

出版部 一九七三年

漢語大詞典編輯委員会漢語大詞典編纂処編『漢語大詞典』 漢

語大詞典出版社 一九八五— -九四年

愛知大学中日大辞典編纂処編 「中日大辞典」 大修館書店

九八六年增訂版

『アジア歴史事典』 平凡社 一九五九一六二年

「沖縄大百科事典」 沖縄タイムス社 一九八三年(『大百科』)

譚其驤主編 『中国歴史地図集 第七冊 元・明時期』 上海

地図出版社 一九八二年

「福建省地図冊」 福建省地図出版社 一九九〇年

臧励龢等編 『中国古今地名大辞典』 商 務印書館 九三一年

青山定雄著『読史方輿紀要索引中国歴代地名要覧』

省心書房影印本 九七四

『明人傳記資料索引』

国立中央図書館編

台北

文史哲出版社

九六五-一六六年 (『明人伝記』)

田継綜編『八十九種明代伝記綜合引得』 一九三五年 北京

> 中華書局本 一九八七年

歴代宝案 校訂本』第一・二冊 沖縄県教育委員会

一九九

二年(『宝案』)。なお『明実録』と関連する記事はすべて第

集にあるので、引用にあたっては第一集を省略し、 例えば

巻一号文書の場合は〔〇一-〇一〕とする。

**【**歴代宝案 訳注本』第一・二冊 沖縄県教育委員会 九九

四年、九七年(『宝案 訳注本』)

李東陽等修『大明会典』 正徳四年 (一五〇九) 刊 汲古書院

影印本 一九八九年(『正徳会典』)

申時行等修『大明会典』 万曆十五年 (一五八七) 刊 北京

中華書局活字本 一九八八年 (『万暦会典』)

張廷玉等撰『明史』 北京 中華書局標点本 一九七四年

和田清編『明史食貨志譯註』 東洋文庫 一九五七年

国立北平図

陳侃 『使琉球録』 嘉靖十三年(一五三四) 自序

書館善本叢書第一集 嘉靖間原刊本影印

郭汝霖『使琉球録』 嘉靖四十年(一五六一)自序

アメリカ

議会図書館蔵本

一九三三

蕭崇業 「使琉球録」 万暦七年 (一五七九) 自序 台湾

学生

書局 一九六九年

夏子陽 『使琉球録』 万暦三十四年 (一六〇六) 自序

台湾

学生書局 一九六九年

胡靖 『杜天使冊封琉球真記奇観』 崇禎年間 那覇市史 資

料篇第一 冊封使録関係資料』 一九七七

汪楫『中山沿革志』 康熙二十三年(一六八四)自序 (東洋文

庫蔵 勅撰奉使録』 所収

林燫等纂修 書目文献出版社 福州 府志」 日 本蔵中国罕見地方志叢刊 万曆二十 四年 <u>五</u> 九六) 一九九〇年 北京

(『万暦福州府志』)

謝道承等纂修 古籍刻印本 「福建通 一九八九年 志 (『乾隆福建通志』) 乾隆二年 (一七三七) 江蘇広陵

魯曽煜等纂修 成文出 府志』) 版社 『福州府志』 中 国方志叢書七二号 一九六七年(『乾隆福州 乾隆十九年 (一七五四) 台北

趙汝适 陳寿祺等纂修『福建通志』 局 『諸蕃志』宝慶元年(一二二五)自序(馮承鈞**『**諸 中国省志彙編之九 一九六八年 同治十年 (一八七一) (『同治福建通志』) 台北 蕃志 華

校注』一九四〇年、 台湾 商務印書館 (一三四九) 一九七〇年 一島 夷誌

汪大淵 校釈』 『島夷誌略』至正九年 北京 中華書局 一九八一年) 撰 (蘇継廎

陳誠 周連寬校注 『西域行程記』『西域番国志』永楽十三年 九一 『西域行程記』『西域番国志』 北京  $\widehat{\phantom{a}}$ 四 中 華 五 書局 頃

馬 五. 瀛涯 加筆 勝覧 (馮承鈞 永楽十四年 『瀛涯勝覧校注』 几 六 一九三五年、 自 序 景泰一 北京 年

> 中 華書局 九 Ŧi. 五. 年

鞏珍 一西洋番 玉 志 宣徳九年 四三四) 自 序 (向達校注 一西

洋番国志』 北京 中 華書局 九六一年)

信 覧校注』一九三八年、 『星槎勝覧』正 統 元年 四三六)自序 (馮承鈞 星槎 勝

北京 中華書局 九 五四 年

李賢等撰 出版社 『大明一統志』 司礼監官刻初印本影印 天順五年 (一四六二)刊 九九〇年) (西安

黄省曾「 西洋朝貢典録』正徳十五年 (一五二〇) 自序 (謝方校

注 『西洋朝貢典録』 北京 中華書局 一九八二年)

黄衷 『海語』 嘉靖十五年 (一五三六) 自序 (台湾 学生書局

嶺南遺書本影印 一九七五年)

厳従簡『殊域周咨録』万暦二年(一五七四)自序 殊域周咨録』 北京 中華書局 一九九三年) (余思黎点校

羅日 「 製 『 咸 賓 録 』 万暦十九年(一五九一) 序

張燮 『東西洋考』 万暦四十六年(一六一八) 序 (謝方点校

西洋考』北京 中 華 書局 九八一年)

茅元儀『武備志』巻二四〇 自序 (向達整理 | 鄭和航海図 ] 北京 「鄭和航海図」天啓元年(一六二一) 中華書局 九六一年

茅瑞徴 『皇明象胥録』 崇禎一 年 (一六二九) 序

何 喬遠 「名山蔵」 崇禎十三年 (一六四〇) 序

朝鮮 Ŧ 朝実録 韓 玉 国史編纂委員会 九 五. 五 —五八年 太

白山史庫本

日本史料集成編纂会編『中国・朝鮮の史籍における日本史料集

成 李朝実録之部』(国書刊行会 昭和五十一年以後 既刊

十一冊)

『訓読吏文 附吏文輯覧』国書刊行会 昭和五十年(『訓読吏

文

向象賢『中山世鑑』順治七年(一六五〇) 琉球史料叢書五

井上書房復刻版 一九六二年(『世鑑』)

蔡鐸『中山世譜』康熙四十年(一七〇一) 沖縄県教育委員会

『蔡鐸本中山世譜』一九七三年 (『蔡鐸本世譜』)

蔡温『中山世譜』雍正三年(一七二五) 琉球史料叢書四(『蔡

温本世譜』)

鄭秉哲『球陽』乾隆十年(一七四五) 球陽研究会編『球陽・

原文編』角川書店 一九七四年

『琉球国由来記』康熙五十二年(一七一三) 琉球史料叢書一

· 二 (『由来記』)

『琉球国旧記』雍正九年(一七三一) 琉球史料叢書三(『旧

『那覇市史 資料篇第一巻五・六・七・八 家譜資料 (一)

(二)(三)(四)』 一九七六年—八三年(『家譜(一)(二)

(三) (四)』)

原

文篇

		В	

#### 太 祖 実 録

洪武四 基江左、 洪武五年 不足以 之也。 遠邇 詔諭 中國 可 蠻夷酋長稱臣入貢。 載諸史冊、 討 非久安之計、 國之舊 琉球、 隅、 不 南 討。 琉 諭 平閩 供給、 年 自 球 彼不爲中國患者、 省府臺臣曰、 建元洪武。 國。 殺害夷人、焚其宮室、 不爲中國患者、 命將四征不庭。 視同仁。 不可不謹備之耳。 元政不綱、 (一三七二) 正月甲子 (一三七一) 越、 爲後世譏。 朕爲臣民推戴、 民勞乃易亂之源。 得其民不足以使令。 詔 巨 戡定巴蜀、 是用遣使外 故中國奠安、 惟 昔帝王之治天下、 海外蠻夷之國、 天下兵爭者十有七年。 九月辛未 朕以諸蠻夷小國、 爾琉球在中 朕決不伐之。 西平漢主陳友諒、 不可輒自興兵。 卿等、 即 北清幽燕、 皇帝位、 夷 四夷得所、 俘虜男女數千人。 如隋煬帝、 (十六日) (二十二日) 國東南 當記所言、 播告朕意。 徒慕虚名、 有爲患於中國者、 凡日月 惟西北胡戎、 定有天下之號 奠安華夏、 古人有言 阻山越海、 妄興師旅 東縛呉王 朕起布衣 遠處海外、 非有意於臣 遣楊載、 知朕此 自弊中 使者所至、 所照、 上御 得其 復 僻在 世爲 張 無 地 奉 我 意。 未 持 地 征 不 廣 天

鈔.

靴韈有差。

知。 茲特遣 使徃 爾其 、知之。

洪 金文綺・紗 王 一察度、 武五年十二月壬寅 遣弟泰期等、 羅各五匹、泰期等文綺・紗 (二十九日) 奉表貢方物。 楊載使瑠 詔賜察度大統 羅 ·襲衣有差。 球國 暦 中 Ш

(一三七三)

太常司言、

四 洪武六年 洪武七年 蘇惹・爬燕之二人文綺・羅各三匹、 貢方物如之。 Ш 夷琉球諸國已入朝貢。其國山川之神、禮宜通 王察度、 泰期文綺四匹 (一三七四) 遣其弟泰期等、 詔賜察度大統暦及金織文綺 ・羅二匹・ 十月庚申 正月戊申 奉表貢馬及方物。 帛六匹及襲衣 (六日 (二十八日) 衣一 襲、 . 紗 上皇太子箋 祀。 靴韈 通事 ・羅 琉球國中 上可之。 一十四四 從 副 人

五

- 六 洪武七年十二月乙卯 事 器六萬九千五百事、 事 梁子名、 鐵釜十口。 使琉球國 仍令浩以文綺百匹、 鐵釜九百九十口、 二十 賜其王察度文綺二十匹・ 四 日 紗·羅各五十匹 命刑 就其國市 部侍郎李浩 陶器 馬 及通 千
- 洪武八年(一三七五)二月癸巳(三日 廣 其 祭天下山 附 東則 祭于各省山川之次。 如 宜附祭三 以 廣 聞。 JII 西 至是、 其四夷山川、 則宜附祭安南 一佛齊 中 先是、 瓜 書 哇 及禮部奏、 亦非天子所當躬祀。 禮 福 占城 建則宜 部尚書牛諒 以 眞 附祭日 外 臘 夷 言、 以外夷山 暹羅 Ш 本 III 乃命 京 琉 附 都 鎖 祭于 別 既 111 里

七

思藏。 中 渤 南 泥 命中書頒行之、 向。 京城更不須祭。 遼東則宜附祭高麗、 其外夷山川神位、 將祭則遣官 又言、 陝西 宜分東西、 各省山川與風雲雷 [則宜附祭甘肅・ 人、 徃監其祀 同壇共祀。 杂甘 雨 E 既居 可 鳥

八 洪武九年 等羅 泰期、 市易不貴紈 還自琉球。 多用磁器 綺 從浩來朝、 (一三七六) 四月甲申 紗 市馬四十匹・硫黄五千斤。 綺、 帛 鐵釜云。 但貴磁器 上表謝恩、 襲衣・ 靴 鐵釜等物。 韈有差。 并貢方物。 (一日 國王 浩因言、 自是、 命賜察度及泰期 一察度、 刑部侍郎李浩 其國際 賜予及市 遣其弟

至

- 賜泰期等鈔有差。 造其弟泰期等、進表賀正旦、貢馬十六匹・硫黄一千斤。 (九) 洪武十年(一三七七)正月 是月……琉球國中山王察度、
- 王察度、遣使來貢方物。賜察度及使者文綺‧ 帛有差。(10)洪武十一年(一三七八)五月丙子(五日) 琉球國中山
- 山王察度、遣使貢馬及方物。使還、詔賜察度織金文綺・山王察度、遣使貢馬及方物。使還、詔賜察度織金文綺・二)洪武十三年(一三八〇)三月庚戌(十九日)繒琉球國中
- 綺、師惹等文綺·鈔有差。 遣其臣師惹等、奉表貢方物。命賜承察度大統暦及金織文三)洪武十三年十月丁丑(二十日) 琉球國山南王承察度、
- (三) 洪武十五年(一三八二) 二月乙丑(十五日) 琉球

國

中

南王承察度亦遣人、

隨使者入覲。

鑒其至誠

深用

嘉

者歸國。
・硫黄二千斤。賜察度織金文綺・紗・羅十二疋、帛如之、・硫黄二千斤。賜察度織金文綺・紗・羅十二疋、帛如之、山王察度、遣其弟泰期及其臣亞蘭匏等、奉表貢馬二十匹

惹等、進表貢馬及方物。 國中山王察度、遣其臣亞蘭匏、山南王承察度、遣其臣師洪武十六年(一三八三)正月乙巳(一日) 是日、琉球

至誠、 洪武十六年正月丁未 畏天之威、 行事大之禮。 山環海爲國。 國、 度亦如之。 寰宇之内、 永安矣。 近使者歸言、 今令内使監丞梁民、 匏等還國、 金銀印并織金文綺・帛・紗・ 邇者、 三王爭雄長、 命尚佩監奉御路謙、 諭山南王承察度・山北王帕尼芝曰、 于時保之。王其罷戰息民。 并遣使、 亞蘭匏等、 琉球國王察度、 生民衆矣。 琉球三王互爭、廢農傷民。 事大之禮不行、 自朕即位、 相攻撃。 同前奉御路謙齎符、 勅中山王察度曰、 (三日) 天恐生民互相殘害、 賜文綺 十有六年、 報王誠禮。 使者歸言其故。於是、 堅事大之誠、 亦何患哉。王能體天育民、 羅凡七十二匹。 鈔・帛有差。 詔賜琉球國中 歳遣人朝貢。 何期王復遣使來 王居滄溟之中、 務脩爾德、 賜王鍍金銀印 朕甚閔焉。 遣使來報。 特 上帝好 生聰 Ш Ш 南王 王 朕嘉王 時 遣 則 明 詩 者主 國用 承 亞 琉 度 日 察 球

- 息兵養民、以綿國祚、則天必祐之。不然、悔無及矣。朕聞之、不勝憐憫。今遣使諭二王知之。二王能體朕之意、近使者自海中歸言、琉球三王互爭、廢棄農業、傷殘人命。
- 球、易馬還。得馬九百八十三匹。(二六)洪武十六年九月己未(十九日) 内官梁珉、以貨幣徃琉
- 遣其臣模結習、貢方物。賜衣一襲。(14)洪武十六年十二月甲申(十五日) 琉球國山北王帕尼芝、
- 洪武十七年(一三八四) 王察度・ 寶毘牙嗯哩 使進 表、 山南王承察度· 工哆囉祿、 貢方物。 及雲南 賜文綺衣服 正月己亥(一 Ш 北王帕尼芝・暹羅 几 有差。 III 湖廣諸蠻夷酋 日 琉球國 解國 長、 王 中 俱 烈 Ш
- 臣阿不耶等、上表貢方物。賜阿不耶等文綺・鈔錠有差。(元)洪武十七年六月丁卯(一日) 琉球國中山王察度、遣其
- ·琉球等國、遣使貢方物、上表賀。 (三0) 洪武十八年(一三八五)正月癸亥(一日) 高麗·暹羅
- 尼芝。 鈔錠。 洪武十八年正月丁卯 又賜中山王察度・山 及以駝紐鍍金銀印二、 (五日) 南王承察度海舟各 賜山 賜 琉 南王承察度· 球國朝五 貢使者文綺 Ш 北王 帕
- 洪武十九年 王 千斤。 賜 遣 亞 其臣亞蘭匏等、 (一三八六) 蘭匏等宴及鈔有差 正月辛酉 F 表貢馬百二 四 日 + 兀 匹 琉 球 硫 或 黄 中 Ш
- (三) 洪武二十年(一三八七) 二月辛卯(十日) 琉球國中山

- 王察度、遣使亞蘭匏、貢方物及馬三十七匹。
- 四 遣使耶 洪武二十年十二月丁未 師姑、 進表獻馬三十匹、 (一日) 賀明年正 琉 球國 旦。 Ш 南王 賜 耶 承 師姑等 小察度、
- 南王叔汪英紫氏及弟函寧壽、入賀、貢方物。(亖)洪武二十一年(一三八八)正月丙子(一日) 琉球國山

宴及鈔有差。

- 紫氏・王弟函寧壽及傔從白金文綺・鈔、各有差。 (三) 洪武二十一年正月甲申(九日) 賜琉球國山南王叔汪英
- 遺其臣、貢方物。 (三)洪武二十一年正月戊子(十三日) 琉球國山北王帕尼芝、
- 這其臣亞蘭匏、進表貢馬及方物、進皇太子箋、獻馬。(三)洪武二十一年正月辛丑(二十六日) 琉球國中山王察度、
- (三九) 洪武二十一年七月戊寅 球。 禮。 民、 是 人送虜主次子地保奴及后妃・公主等至京。 有怨言。 不可 仍厚遺資遣之。 彼乃如此。 無嗣。 上聞之日、 豈可 嘗與儒 以久居内地。 臣議、 朕初以元世祖君主中國時、 (六日) 欲封地保奴 於是、 大將軍永昌侯藍玉、 遣使護送徃居な 、以盡待亡國さ 盡待亡國之 地 保奴 有恩及 遣 琉 由
- (三0) 洪武二十一年九月丁亥 Ш 北王帕尼芝、 來使鈔 有差。 遣其臣甚模結致等、 + 六 日 琉球國 上 表賀天壽聖 中 Ш 王 一察度 節 貢
- (三1)洪武二十三年(一三九〇)正月庚寅(二十六日) 琉球

匹·硫 國中 門者驗得之、 王所遣通事屋之結者、 帕尼芝、 馬 六十人、鈔各十錠 Ŧī. 元 Ш 黄四千斤・胡椒五百斤・蘇木三百斤。王子武寧貢 王察度、 硫黄二千斤・胡椒二百斤・蘇木三百斤。 遣使李仲等、 以聞當没入其貨。 遣使亞 附致胡椒三百餘斤・乳香十斤。 貢馬一十匹・硫黄二千斤。 蘭匏等、 詔皆還之。 上表賀正旦、 仍賜屋之結等 進馬二十 Ш 而 中 Ш

洪武二十三年八月甲子 臨淮石亭村人。 刀以還。 巡海上、 備倭寇于海上。三年陞福建都司都指揮同知。 「下略 遇倭寇、 ……洪武元年授福州衞指揮使。二年率 追及于琉球大洋中、 (五日) 航海侯張赫卒。 殺戮甚衆。 六年率 獲其方 赫 舟 鳳 兵 陽

表貢馬及方物。

三 洪武二十四年九月乙酉 及壽禮給智等、 下賛成事趙俊等、 各奉表貢馬 琉球國山 月 及方物、 南王叔汪英紫氏、 高麗權國事 賀天壽 聖 一節 遣使耶 主 瑶、 師 遣 門

學讀 洪武二十五年(一三九二) 山王察度及其子武寧、 察度又遣從子日孜毎 命、 各賜衣巾 遣其使渥周結致等、 闊八 五月癸未 靴韈并夏衣 馬・寨官子仁悦慈、 三日 襲 各進表箋、 鈔五錠 琉 球 入國 國 中

> 景 洪武二十五年五月己丑 以爲倭人、 遣 餘得脱。又遇風、 硫黄。於海洋、遇大風、 十八人還國、 還 轉送至京。 人賜鈔五 飄至惠州海豐、 値其國遣使入貢、 一錠。 (九日) 飄至小琉球界、取水被殺者八人、 初、 才孤 爲邏卒所獲。 遣 那等 流 球國民才孤那 爲白其事。 駕舟河蘭埠、 言語不通 採

是

八馬等羅衣各一襲及靴韈·衾褥。 (三) 洪武二十五年八月丁卯(十八日) 賜琉球生日孜毎·闊

遣使察都等、表賀冬至、貢方物。 (完) 洪武二十五年十一月甲午(十七日) 琉球國中山王察度

(四0) 洪武二十五年十二月庚申 實他 度、 各 五 錠 盧 遣使南都妹等、 尾 欄衫 賀段志等、 緇 巾 貢方物。 早 赴國子監讀 條 (十四日 并遣 靴 韈 并文綺 書。 姪三五郎尾 琉球國 詔賜三五 紬 及寨官之子 Ш 絹 南王 郎尾等鈔 衣各 承察

綺及鈔有差。 中山王察度、遣使麻州等、貢馬及硫黄。詔賜麻州等錦·(四)洪武二十六年(一三九三)正月甲子(十八日) 琉球國 硫

黄

蘇

木

胡

椒等

- 遣 使壽禮 武 結 致 年 几 月辛卯 貢馬及方物。 + 七 并 日 遣 其 、寒官子段 琉 球 國 中 志 Ш 王 入國 度、
- (里) 洪武二十六年四 雲南生夏衣 靴 月戊戌 韈。 其廉從之人、 <u>二</u>十 四 日 亦皆有 賜 國子監 賜 琉 球 生

學

讀

- 盟 洪 英紫氏、 武二十六年五月庚午 使不里結 致 來朝、 (二十六日 貢馬及 方 琉 物 球 國 Ш 南 王 叔 汪
- 翌 洪 羅 武二十六年八月庚子 絹衣各 襲。 其從 人亦給布衣 <u>二</u>十 七 日 賜 琉 球 生 悦 慈等

五二

- (四六) 洪 南 生賀段志等襲 武二十六年十一月壬寅 衣 鈔 日 賜 或 子 監 琉 球 生 一及雲
- (四七) 互市 易 洪 球 用 違者罪之。 番 武二十七年 限以三月銷 香番 者、 貨 蓋慮其 眞 臘 必寘之重法。 貨。 因誘蠻夷爲盗。 雑市 暹羅許 其 先是、 兩 (一三九 盡。民間 番香、 廣所 入貢。 産 上 凡番香 四 故併及之。 香 以 商祷祀、 命 木、 而 海外 正 禮部嚴禁絕之。 縁海之人、 聽土 万甲 番 諸 止用松 夷多詐、 貨 人自 寅 皆不許 + 徃徃私 用、 柏 絶 几 敢 其 亦 販 日 楓 鬻。 有私下諸 下 徃 不 許 諸 來。 桃 其 禁民 越 諸 唯 嶺 見 有 貿 間 琉
- (四八) 洪武一 Ш 南王 一十七 承 年正 察 度、 月乙丑 遣 其 臣 二十五 亞 蘭 匏 等 日 奉表貢 琉 球 馬 或 九 中 + Ш 餘 王 兀 察 及 度

- 哭 洪 武二十 模結 致等宴 七年三月乙巳 于 同 (六日 賜 琉 球 或 使 臣 亞 蘭 匏
- 五〇 於朝、 秩正 陞 洪 副 秩 使 同 授 武 中 通 Ŧi. 係從以一 以 品 國王府長史。 事 葉希尹等二 亞蘭匏掌國 七年三月己 時 下 亞 鈔 蘭 匏以 有 稱王 人、 「重事、 西 朝貢至京 充千一 相 + 如故。 乞陞授品 日 戸。 詔皆從: 仍賜 其 命授 秩、 或 亞蘭 中 琉 其 給 山 球 請。 匏公服 賜 王 或 冠 俾其 察 Ŧ 度、 相 亞 Ŧ 爲請 蘭 匏
- 洪 几 於 于 蕃 儀 時 Ŧ 拜 奉天殿朝見。 會同 頗煩 覽邦 眞 武二十七年四 臘 班 禮 几 後行 館 夷朝貢 彭亨・ 見親王亦 安南 故復命更定之。 禮。 明 日、 淡巴· 凡 行 東 月 瓜 如之。 八拜 庚辰 有 遇宴會、 各 哇 服其 朝 禮。 西洋 須文達那、 鮮 7 親王立受、 國 凡蕃國王 蕃王班 畢即詣文華 服 日 如嘗、 瑣 本、 日 里 次、 凡十七 來朝、 南 = 後答二拜。 賜 更定蕃 有 居侯伯· 殿 朝 佛 暹 服 或 羅 先 齊 朝 者 或 遣 之下。 皇太子。 則 琉 朝 禮 渤 其從 服 部 泥 球 貢 (儀。 朝 官 其 官 服 以 占 百 行 祭 是 舊 花 城
- 洪武二十七年四月丙申(二十七日) 賜國子監琉球生夏

(五三)

使

臣

及土官朝

貢

皆

如

常

朝儀

洪 洪 公武二十 武 一十八年 七年十 (一三九 -月辛未 五 五 正月 日 丙 申 賜 或 子 監 日 琉 球生冬衣。 是日、 朝

(垂)

衣

五四

鮮國李旦 琉球國山 北王 珉 貴州宣慰使安的并金筑等處

各進方物 馬匹

五 六匹 洪武二十八年正月 其臣耶 硫黄共四千斤。 師姑等、 中 山王察度、 是月、 詔賜耶師姑等鈔有差。 琉球國山南王叔汪英紫氏、 遣亞蘭匏等、 各貢馬共三十 遣

(五六) 洪武二十八年四月庚午 使亞撒都等、 奉表貢硫黄·馬匹及方物 (七日) 琉 球國中 山王察度、 遣

一盆

- (五七) 洪武二十八年九月戊申 衣。 及賜其從人有差 (十七日) 賜國子監琉球 %生秋冬
- 程復等、 北王攀安知、 洪武二十九年 -七錠。 各奉表貢馬及方物。 遣其臣善佳古耶、 (一三九六) 正月己巳 韶賜來使三十七人鈔二百四 中山王察度、 (十日) 遣其臣典簿 琉球國 山
- (五) 五郎亹等歸省。 洪武二十九年二月戊申(二十日) 五十錠、 寒官子實那盧亹等鈔二十錠・綵段一表裏。 ・歸省。賜三五郎亹白金七十兩・綵段六表裏 韶遣國子監琉球生三
- (六0) 洪武二十九年四月丁未 呉宜堪彌結致等、 遣其臣隗谷結致等、 遣使表貢方物及馬二十一匹。 貢馬五十二匹・ 表貢馬二十七匹及方物。 (二十日) 硫黄七千斤・蘇木一千 其叔汪英紫氏、 琉球國中山王察度、 Ш 南王承 亦遣使 察
- 洪武二十九年五月甲子 (八日) 賜國子監雲南· 琉球生

夏衣

洪武二十九年五月乙丑 (九日) 賜琉球國使臣呉宜堪彌

結致等衣・鈔、

遣還。

- (会) 洪武二十九年九月乙亥(二十日) 賜國子監琉球生秋冬
- 衣。
- 安知、 阿敦耶等、 洪武二十九年十一月戊寅 奢理・誠志魯二人、入太學。 入太學。詔許之、仍賜衣巾 入太學、既三年歸省。 遣其臣善佳古耶等、 貢馬三十七匹及硫黄等物。 (二十四 至是、 中山王世子武寧、 先是、 靴韈 復與麻奢理等偕來、 旦 山南王遣其姪三五 并遣其寨官之子麻 琉 球國 遣其臣蔡奇 Ш 北 王 郎
- (玄五) 王察度、 洪武三十年(一三九七)二月丙戌 Ш 南王叔汪英紫氏、 遣其臣友賛結致、 遣渥周結致、 山北王攀安知 各貢馬及硫黄 (三日) 遣恰宜斯 琉球國-中 Ш
- (会) 羅衣。 洪武三十年八月庚辰 日 賜國子監琉球生仁 悦 慈等
- (空) 我使臣至彼。 不絶、 洪武三十年八月丙午 (二十七日) 邦哈剌等凡三十國。 客旅不通。 大琉球 商賈便之。 ·三佛齊 上曰、 爪哇國王聞知其事、 近者、 洪武初、 渤尼 以胡惟庸謀亂、 安南・ 彭亨 海外諸 占 戒飭三 百花 城 番、 禮部奏、 一佛齊乃生 眞臘 與中 一佛齊、 蘇門答刺 國 諸番國知 暹 徃 禮送還朝。 間 羅 諜、 爪 使臣 四 紿 洋 哇

琉球 占城 臘 禮部咨暹羅國王曰、 是 皇上之心、 遣子弟入我中國受學、皇上錫寒暑之衣、有疾則命醫診之。 後、 暹 王 羅 一與其宰臣、 使臣 眞 臘 商旅 大琉球皆修臣職。 仁義兼盡矣。 暹 羅 阻 絶、 皆遣子弟、 ……彼豈不知大琉球王與其宰臣、 大琉球、 諸國王之意、 ……皇上嘗曰、 (下略) 入我中國受學。……于是、 自入貢以來、至今來庭。 遂 爾不通。 安南 惟安南 占城 皆 道 大

( 交 洪武三十年十月甲申 (六日 賜國子監琉球生冬衣

- (六九) 洪武三十年十二月癸巳(十五日) 及硫黄。 遣 使恰宜斯耶、 中 山王察度、 遣使友賛結致、 琉球國 Ш 北王攀安知 各上表貢馬
- (04) 洪武三十一年 北王攀安知、 遣其臣、 (一三九八) 正月丙辰 進表貢馬。 (八日) 琉球 或 Ш
- (上三) (上) (硫カ) 其臣亞蘭 洪武三十 洪武三十一年三月戊申 女官生姑魯妹、 匏 椒等物。 年三月甲寅 押撒都結致· 在京讀書。 其世子武寧貢 七 (一日) 毎歩結 日 至是、 亦如之。 琉球國 謝恩來貢 致 賜 琉 撒都奴然 球國使臣 中 先是、 Щ 王察 侍、 亞 蘭 其 貢 度、 匏 或 馬 及 遣 遣
- (当) 鈔有差。 洪 能 冠 慕我中 帶。 武三十一 先是、 -國禮 年三月癸亥 察度遣使 義。 誠可嘉尚。 來朝、 (十六日 禮部 請 中 或 其圖冠帶之制 冠 賜 帶。 琉 球國 上 日 中 Ш 徃示之。 彼 王 外 夷、

制 至 賜之、 是、 遣 其 并賜其臣下冠 臣 亞蘭匏等、 服 來貢謝 恩。 復以 冠 帶爲 請 命

如

洪 公武三十 年四月丁丑  $\widehat{\phantom{a}}$ 日 琉 球 國 中 山 王 察 度、

遣

出

其

八臣鴉勒:

佳稽

程

復、

貢馬及硫

黄

宝 洪 公武三十 衣 年四月乙酉 九 日 賜國子監琉球 雲南 生

夏

( 去) 洪武三十 年四月己丑 (十三日) 琉 城域國中 Ш 王 一察度、

遣 其臣阿 不耶 貢馬及硫黄

# 太宗実録

海一 答剌 洪武三十五年(一 即 使明知朕意 或有不知避忌、 遣使來朝。 位 家、 詔 占 正當廣示無外、 諭安南 城 諸 皆遇之以誠、其以土物來市易者、 國。 而誤于憲條、 暹羅 四〇二) 上諭禮部臣曰、 諸國有輸誠來貢者聽。爾其諭之、 爪 九月丁亥 哇 皆寛宥之、 琉球 太祖高皇帝時、 日本 (七日) 以懷遠人。 西 悉聽其便。 遣使、 洋 諸 今四 番國 蘇 門 以

襲及皮裘狐帽

- ・文綺表裏及紬・絹衣各一襲。 山王察度、遣從子三吾良疊等、奉表賀、且貢方物。賜鈔(三)、永樂元年(一四〇三)二月己巳(二十二日) 琉球國中
- 耶等、 部 致攀安知之言、 亹等宴于會同館。 永樂元年三月丙戌 賜其國王暨陪臣 奉表朝賀、 丐賜冠帶· ……琉球國山北王攀安知、 貢方物。 (九日) 冠服。 衣 服 賜鈔及襲衣・文綺。 賜琉球國中山王從子三吾良 以 變國俗。 上嘉之、 遣使善: 善住古耶 命禮 住
- (四 四 永樂元年三月辛卯 王 弟汪應祖 及方物。 遺使渥 賜 鈔 十四 襲衣 周結 日 ·文綺有差 制 長史王茂等六十五人來朝 琉 球國中山王察度 Ш 南

- 五 永樂元年八月癸丑 使朝鮮。 中 察副使聞良輔・ 絾 城 桃綿織金文綺・は <sup>(錦カ)</sup> 城・暹羅・琉球 哲・ 行人邊信 人賜紵絲衣 行人成務使暹 琉球· 劉亢使琉球、 行人甯善使瓜哇・ 紗・羅有差。 眞臘・瓜哇 (八日) 襲 羅、 鈔二十五錠 行人蒋賓興 行人呂讓 翰林待詔王延齡 遣官、 西洋 西洋 往賜朝鮮・ 蘇門答刺 丘智使安南、 使朝鮮者 王樞使占城 蘇門答刺、 ·行人崔彬 諸番 安南 國 加衣 給 眞 占 按 事
- 六 即位、 之治 察度、 永樂二年 祚。 徳、 特封爾爲琉球國中山王、 命禮部遣使祭之、 山王世子武寧、遣姪三吾良亹等、 欽哉。 忠以事上、 率先歸誠。今既亡殁、 受命皇考太祖高皇帝、 協和萬邦、 (一四〇四) 二月壬辰 仁以撫下、 賻以布帛、 。 繼承之道、 以 承厥世。 克循茲道 所宜有後。 作屏東藩、 率由常典。 遂詔武寧襲爵。 以其王察度卒、 (二十一日) 惟儉以修身、 作鎭海邦、 爾武寧乃其世子。 克修臣節。 故琉球國 詔曰、 琉球 來告 敬以 中 永 國中 暨朕 山王 聖王 延 計
- (八)永樂二年四月壬午(十二日) 韶、封汪應祖爲琉球國山使亞都結制等、貢方物。賜錢·鈔·文綺·綵幣。(七)永樂二年三月己未(十八日) 琉球國山北王攀安知、遺
- 八 南王。 永樂二年四月壬午 命 應祖 應祖故琉球山南王承察度從弟。 攝 國事。 能撫其國人、 歳修職貢。 韶、 封汪 承察度無子、 至是、 遣使隗 臨終、 國 谷 Ш

永樂二年十月乙未(二十七日)

乏食者、

給之粟、

候

便風、

之。

遣其舅及相

來朝貢方物。

服。 遣 制 又 使賣詔 E 能撫衆、 諭 吏部 來朝貢方物。 封之、 尚 且 書蹇義 并賜之冠帶等物、 舊王所屬意也。 E 且 或 乞如. 必 有 宜從所言、 統、 Ш 北王 衆必有 例、 以安遠-賜 屬。 冠 帶 既 能 衣

九 永樂二年四月乙酉 (十五日) 朝鮮國王李芳遠· 琉 球 國

鈔幣有 中山王世子武寧及諸番酋長、 差。 先有詔命武寧襲王爵、 倶 造使奉表貢方物。 猶稱世子者、 詔 命 未

故也。

(10)逮問。 永樂二年五月甲辰 遠人當懷之。 Ш 南口 上日、 王遣使貢方物、 此不足罪 遠方之人、 四四 就令實白 日 知求利 禮 金、 部尚 而 已。 詣處州. 安知禁令。 市磁器。 朝廷於 法當

豈可 永樂二年九月壬寅 况朝廷統御天下哉。 球修好、 記船中之物、 泊海岸。 利其物而籍之。 詢 是番邦美事。 之、 請命。 是暹國遺 四四 郷有善人、 其令布政司、 上 不幸、 謂 日 使與 禮 其人欲歸、 部尚書李至剛等 船 琉 福 猶能援人於危、 球 建布政司奏、 爲風漂至此。 舟壞d 通 好、 因 爲之修理、 Ė 風 漂至。 助 正 暹 宜 人於善。 國與琉 嘉 已 恤

賜鈔及襲衣 琉球國 或徃琉 書李至 而 中 偕其使俱還 文綺 Ш 王 一剛等 球、 有番 導之去。 奏、 命 ЩО 南王、 賜 禮部宴 船 以其使 琉 球 (10)二九 (元) (士) 一方 五 四 永樂三 永樂三 中官。 永樂三年十月乙丑 永樂三年四月丁丑 永樂三 永樂三 永樂三年四月癸未 養埠 赤佳 良亹等宴於會同館 秦官子李傑、 使 使臣宴於禮 忽剌温之地野人女直把剌荅、 永樂三年三月癸亥 生李傑等并其從人六十三人衣衾。 綺 泰頼 結制 襲衣。 結制等、 結制 年 年 年十月辛卯 一年五月乙巳 中 等、 一四月 四月辛未 初 坐罪、 部 赴國子監受學。 **賫表献馬及方物、** 丙寅 貢馬及方物。 奉表貢馬、 當謫戍邊、 (十一日) (三日) (十八日) (六日) 二十八 (二十九日) (十二日) 日 謝 日 賜 賜 賜 以 琉 襲封恩。 賜 琉 上書 (衍力) (初四 夏衣 琉球國 賀萬壽 鈔 球國 或 琉 琉球國中 琉 球 子 球 球 錠 賜女直 監琉 國 山

永樂三 武 寧、 年 遣 | 姪三 四〇五)三月甲辰 吾 良亹等、 奉C 表貢方物、 九 日 謝 襲封 琉球國 恩。 賜之文 中 山王

西洋 及奴兒干 暹羅使臣三 黒 龍

北王。 朝 襲 衣 鮮 綵幣表 安知、 麓○ JII 及 韃 遣 龃 使

聖 節。 山王武寧、 賜之鈔 遣

賜 Ш 鈔 南王汪 及文綺 應祖 遣

襲 Ш 南王 汪 應祖 遣

球

几

JII

雲

JII 布 政 司 右參

行 至 是、 出 使琉球還。 故 改復其職 情 願 改過。 遂命

永樂三年十一月丙辰 (二十四日 賜琉 球國中山 王世子

- 完寧斯結及遼東 那 兒河歸附女直野 人頭 目 宴
- 貴州 Щ 永樂三年十二月戊子 南王汪應祖 諸土官、 各遣人貢方物、 山北王攀安知、 (二十六日) 賀明年正旦 西 番馬兒藏等簇 琉球國中 Щ 王武寧、 几 III
- 永樂四 或 遣使賀正旦者、 四〇六) 正月甲午 賜鈔幣有差、 三日 遣還 朝 鮮 琉 球
- (三五) 永樂四年正月壬寅(十一日) 竟還之。 有繼踵而 諭之以空言、 彼亦人子。 慮阻遠人歸化之心。 來者。 無罪而刑之、 不若示之以實事。 天地以生萬物爲徳。 何忍。 請但賜勅、 琉 今不遣還、 命禮部還之。 球國進閹者數人。 帝王乃可絶人類乎。 止其再進。 彼欲媚朕、 禮部臣三 上曰、 上 曰
- 三六 永樂四年三月壬辰(二日) 并夏衣等物。 石達魯等六人、 吾良亹等、 遣 使柰必、 琉球國中山王武寧 來朝貢馬及方物。 入國子監受學。 暹羅國王昭祿群膺 各賜 各賜鈔三十錠 Ш 鈔幣。 南王汪應祖 武寧遣送秦官子 略 ·襲衣一襲 遣 羅 其姪三 諦 刺
- (上) 永樂四年五月辛卯 琉 球國使臣、 遼東者不林河 (三日) 來朝野人女直頭 賜尚師哈立麻使臣及瓜 É 哇 或

景

- 石 永樂四年八月甲辰 魯等并從人紬 一十八 絹 綿 日 布 冬衣二百 賜國子監 琉 球國 事 雲 南王 南 牛
- 三九 永樂五年 四〇七) 三月乙卯 日 琉球國山

鈔幣

- 永樂五年四月乙未 汪 應 祖、 遣使泰頼結 (十一日) 制 等、 來朝貢馬及方物。 琉球國中山王世子思 賜 鈔幣有差。
- =寧卒。 或 遣 使三 中 Щ 命禮部、 王 吾良亹、 貢馬及方物。 遣使賜祭賻、 别 并遣使齎詔 遣使、 來告其 封思紹 父中 Ш 王武 琉
- $\equiv$ 永樂五年五月己未 達魯等并其從人夏衣。 (六日) 賜國子監琉球國及雲南 生石
- 永樂六年 南王汪應祖、 山王思紹、 (一四〇八) 三月乙亥 (二十六日) 遣使奠達姑耶等、 使阿勃吾斯等、 奉表貢方物、 貢馬。 各賜鈔幣 謝襲封恩。 有差。 琉 球 或 Ш 中
- 永樂六年十一月戊申 JII 生王達并從人冬衣 ・靴韈。 四四 日 賜 國子監琉球 雲南
- (三) 芳遠・ 永樂七年 州 諸土官酋長等、 琉球國中山王思紹及雲南· (一四〇九) 遣使貢方物、 四月癸未 賀萬壽聖 + 四川 日 一節。 湖 賜 廣 朝鮮國 鈔 廣西 幣 貴
- (量 永樂七年五月己亥 遣 使阿勃吾斯古等、 (二十八日 貢馬。 賜鈔及衣幣 琉球國 山南王汪

賜國子

監琉

球

几

JII

(量) 永樂七年十一月己卯 永樂八年 雲南生李傑等及其從人冬衣 遣 姪三 吾良亹等、 四一〇) 三月辛未 (十一日) 來朝貢馬百一十匹。 靴 五 日 琉 皇太子賜之 球 或 Ш

几

- 長 使乃佳 永樂八年四月己酉 吾斯· 古、 貢 馬、 (十三日 賀萬壽 聖 琉球 節。 皇太子四 國 山 南王汪 賜之鈔 應 祖 遣
- ( 元) 永樂八年六月庚子 帳具。 入國子監受學。 (五日) 皇太子命、 是 日 悉賜 琉 市 球國官生模都古等 衣 靴 絛 衾褥

翌

- 图() 永樂八年六月乙丑(三十日) 請賜 及方物。 遣使阿 冠 乃佳 帶。 賜 結制 皇太子從之。 鈔幣有差。 林佑等、 林 佑 及阿 本中 是 足日、 端囘囘哈 或 人、 琉球國中 爲 只火灘等、 琉球通 Щ 王 思 貢馬 紹 啓
- 四二 球 永樂八年八月癸卯 韈 四 JII 雲 南生楊麟等九十二人衣服 (九日) 皇太子命如例、 衾褥 賜 巾 國〇 子監 條 靴 琉
- 衣食、 李傑等 入學。 永樂八年十一 前古未有。 部尚書呂震曰、 曲 成 萬 然後樂學。 當時僅聞給廩膳。 并其從人冬衣 物 上日、 而 月癸未 不遺 昔、 者。 遠方慕中 我太祖高皇帝命資給之、 唐太宗興學校、 <u>二</u>十 朕安得違之。 靴 未若今日資與周備 韈。 國 日 禮 既 松義、 而從 新 容與群 故遣子入學。 賜國子監琉球等處 羅 著于令典。 也。 百濟、 臣語 陛 及之。 必足 下聖 皆遣 所 於 徳 子 禮 生
- 永樂八年十二月丙辰 賀明年正 臣林 日。 琉 球國 命禮部宴賚之。 中 Щ (二十四 王思紹 日 遣 姪 朝 一吾良亹、 新 鮮 國 王 李芳遠、 貢方物 遣

- 盟 監受學。 或 永均 永樂九年 中 Ш 少 王 恵紹 卿 鄭 四一一)二月癸巳 允 遺王相之子懷得· 元厚·琉球國王姪三 ·塞官子祖魯古、 (二日) 吾良亹 等宴。 賜光祿 入國子 寺 琉 卿 球 權
- 茂爲 其祖 宜堪 永樂九年四月癸巳 還 輔 其 翼 察度四 彌等、 郷。 有 琉球國 年、 從之。 貢馬及方物。并以長史程復來表言、 相兼右長史。 十餘年、 請陞茂爲國相兼長史事。 陞復爲琉球國相兼左長史、 (三日) 勤誠不懈。今年八十有 仍賜坤 琉球國 宜堪彌等鈔 又言、 中山 Ŧ 幣 復 恵紹、 致 饒州 仕 長史王茂 請命致 遣 還 還 饒 遣 仕 使 坤
- (四六) 永樂九年六月乙卯 物、 及綵幣 併其使宥之。 使模都莆等、 不盡貢者。 至是、 奉表謝恩。 監察御史廉得其實、 (二十六日 思紹遣 先是、 人來謝 中 山王 琉球國中山 以聞。 仍貢 所 方物 上以 遣使、 非 王 思紹 勅賜 有匿 國王意 王 其 方 遣
- (型) 永樂九年十一 三吾良亹等、 月辛巳 來朝貢方物。 二十 命 几 禮部 日 宴費之。 琉 球 國 王 思 紹 遣
- (四八) 永樂九年十二月丙午 暹 羅等 或 使臣鄔頼察其等、 (二十日) 雲南 潞 賜都督柴別里哥及琉 江安撫 曩 壁等
- 永樂九年閏 遣 使泰勃 奇 十二月癸酉 郭 伯 站頼 耶等、 十七七 日 貢 馬 賀明年 琉球國 Ė 中 日 Ш 王思

(四九)

(五0) 永樂九年閏十二月戊寅 (二十二)日 賜 琉 球國 瓦 刺〇

- 別失八里等處使臣及斡難河等衞指揮宴。
- 及女直頭目宴。(五)永樂九年閏十二月辛巳(二十五日) 賜朝鮮・琉球使臣
- 王汪應祖、遣使臣阿勃吾斯古、貢方物。賜之鈔幣。(吾)永樂十年(一四一二)二月乙亥(二十日) 琉球國山南
- 勃吾斯古等宴。 (亖)永樂十年二月己卯(二十四日) 賜琉球國山南王使臣阿
- (蓋) 永樂十年六月癸亥(十日) 賜國子監琉球國・雲南・四及方物、賀萬壽聖節。賜鈔及文綺表裏有差。 及方物、賀萬壽聖節。賜鈔及文綺表裏有差。 [統カ] 東馬(新)、樂十年四月庚午(十六日) 朝鮮國王李芳遠、遣陪臣
- 川官民生懷徳等一百三十六人夏布・襴衫・絛靴。(至)永樂十年六月癸亥(十日) 賜國子監琉球國・雲南・四
- 山王思紹、遣使甚麻之里等、貢馬。賜鈔·文綺有差。(丟)永樂十一年(一四一三)正月丙申(十六日) 琉球國中
- ・亦罕河衞指揮也里麻哈・遼東自在州指揮賈你等宴。 (至) 永樂十一年正月戊申(二十八日) 賜琉球國使臣甚麻之里
- (天) 永樂十一年二月辛亥(二日) 琉球國中山王思紹、遣使
- 命禮部、賜之鈔及永樂錢。 遣姪三吾良亹、山南王江應祖、遣使吾是佳結制等、貢馬。 竞)、永樂十一年四月己巳(二十一日) 琉球國中山王思紹、

- 会 鈔、 親 永樂十一 而 歸、 爲道里費。 奏乞歸省。 年五月庚寅 亦人情。 仍命兵部、 宜厚賜以榮之。 上謂禮部臣曰、 (十二日) 給驛傳。 遂 遠人來學誠美事、 國子監琉球生模都 賜綵幣表裏 襲 衣及 事思 古。 等
- (六一) 永樂十一年五月丙午(二十八日) 賜國子監琉球·雲南

几

川生懷得等六十人夏衣等物

- (夳1) 永樂十一年八月癸亥(十七日) 琉球國山南王汪應祖、
- (至) 永樂十一年十二月丁巳(十二日) 賜國子監琉球・雲南遺使鄔剌誰結制等、貢馬及方物。賜鈔・文綺表裏有差。
- ・四川生懷徳等四十六人冬衣・靴韈。
- (云四) 及金銀器E 永樂十一年十二月甲戌 遣陪臣崔榮蘇、 等物、 琉球國中山王思紹 賀明年正 (二十九日) 日。 遣使威巴魯等、 朝 鮮 國王 一李芳遠、 貢馬
- 衫・靴韈・衾褥・幃張等物。賜其從人有差。太子賜國子監琉球生益智毎等二人羅衣・布衣各一襲及襴(室) 永樂十二年(一四一四) 六月戊午(十七日) 是日、皇
- 姪三吾良亹等、貢馬及方物。賜之鈔幣。(云)永樂十二年閏九月乙巳(五日) 琉球國中山王思紹、遣
- 久等三人鈔及衣服。 (空) 永樂十二年十二月己卯(十日) 賜國子監琉球生記

同

山南王汪應祖世子他魯毎、遣使鄔是佳結制等、貢方物。(穴) 永樂十三年(一四一五)三月丁巳(十九日) 琉球國故

遣

- 先 魯毎 攝 國事。 祖爲兄達勃期所弑。 至是、 表請襲爵。 各寨官合兵、 賜鄔是佳 結 誅達 制等鈔有差。 勃期、 推
- (六九) 永樂十三年四月丙戌 北王攀安知 俱遣使貢馬及方物。 (十九日) 琉 球 或 中 Ш 王思 紹 並 Ш
- (04) 王。 往 永樂十三年五月己酉 琉 賜 球國、 浩命 封故山 冠服及鈔萬五千錠 南王汪應祖世子 (十三日 他 遣行人陳 魯毎、 爲 秀芳等、 琉 球 或 齎 Ш 南 詔
- (七二) 永樂十三年五月辛酉 益智毎等九十二人夏衣 (二十五 日 賜 國 子監 琉 球 雲 南

生

- (上二) 王 永樂十三年六月辛未 攀安知使臣辭。 悉賜鈔幣 (六日) 琉球國中山 王思紹 Ш 北
- (三) 子尚巴志、 永樂十三年八月己丑 遣使宜是結制等、 二十五 貢馬及方物 日 琉 球國 中 Ш 王思紹 世
- (出四) 永樂十三年九月壬子 尚巴志使臣宜是結制等辭歸。 (十八日 賜文綺三十 琉球國中 -表裏。 Ш 王思 紹 世 子
- 宝 之同 奪海 當實大辟。 永樂十三年十一月己酉 使臣直 使宜戒約之、 直佳魯等來京、 恶、 舡、 罪 佳 殺死官軍、 亦當 魯、 已命法司如: 死 母犯朝憲 犯法坐誅。 朕優待之。 歐傷中官、 主忠誠 律。 (十六日 遣 其阿勃馬結制等六十七人、 及還至福建 使賣勅、 特遣 奪其衣物。 歸、 琉 球國 諭思紹曰、 俾王自治。 乃肆 直佳魯首 中 Ш 狂 王 自今、 悖 比王 思 罪 紹 擅 所 所

- (七六) 罪。 中 永樂十 Ш 賜 王 鈔幣、 恵紹 应 年 遣 遣 几 還。 姪 一吾良 六 亹 正 月庚申 貢馬及方物 (二十七日) 謝遣 使不謹之 琉 球 國
- 七 永樂十 方物、 韓完義等、 一四年 謝襲封恩 貢馬。 旭 月辛 未 Ш 南 九 王 他 日 魯 毎 琉 遣 球 使鄭 國 中 義○ Ш 才等、 E 使"
- (大) 完義等 差。 永樂十四年六月辛酉 Ш 南王他 魯毎 使臣鄭 日 義才等 琉 球國中 辭 歸 Ш 王思 賜 鈔 幣表 紹 使臣
- (七九) 永樂十四年六月乙丑 九 人夏衣。 (五日) 賜國子 監琉球 雲 南 生
- (人0) 中 永樂十五年 Ш 王 恵紹 Ш 四 南王他魯每、 七 四月甲 遣使甚謾志里等、 申 (二十八日) 貢方物。 琉 球 或
- 永樂十五年閏五月戊午 紗 南 衣。 王。 他魯毎使臣甚謾志里等辭歸。 而賜其王鈔 及絨 錦 三日 織金文綺 琉球國 賜鈔及文綺表 紗 中 Щ 王思紹 裏 金 Ш
- 元三 永樂十五年八月己丑 亞勃結制等、 貢馬。 賜鈔及文綺表裏、 (六日) 琉 球 國 中 遣 還 山 王思 遣 使
- (全) 八四 永樂十五年九月丙寅 志 王思紹、 一六年 使鄔 遣長史懷機等、 梅住尼九等、 四一 7 · 四 日 貢馬及方物。 一月乙未 貢方物。 琉球國中山 + 賜鈔及文綺表裏 賜鈔幣、 几 日 王 遣 世子尚 琉 還 球 或 中

- 目速哥等宴。
  ・占城國使保麻翁・哈密忠義王使把失忽里・別失八里頭(全)永樂十六年三月壬子(二日) 賜琉球國中山王長史懷機
- ・羅・綵絹有差。・琉球諸國、各遣使貢方物。賜其使冠帶・鈔・紵絲・紗(穴)永樂十六年五月辛亥(二日) 蘇門答刺・千達里・暹羅
- 暹羅・琉球・瓜哇等國使宴。 (仝) 永樂十六年五月甲子(十五日) 賜蘇門答刺・千達里・
- 使阿乃住等、奉表貢方物。賜鈔幣有差。(八) 永樂十六年十一月壬子(六日) 琉球國中山王思紹、遣
- 中山王思紹、遣使鄔梅住尼等、貢馬及方物。賜之鈔幣。(允)永樂十七年(一四一九)正月戊辰(二十三日) 琉球國
- 造使者農巴魯尼等、貢方物。賜之鈔幣。(50)永樂十七年四月丁酉(二十三日) 琉球國中山王思紹、
- (九二)·永樂十七年七月壬子(九日) 琉球國中山王思紹、遣使

九二

永樂十七年十二月癸巳(二十三日)

琉球國中

Ш

王思

- 允三 王思紹、 永樂二十年(一四二二一)十月癸巳(九日) 使甚謾志里、 遣使模都古等、 奉表貢方物、 貢方物。 賀明年正旦。 賜鈔二十 錠 琉 球國 綵 幣 中山 表

- 令禮部、宴勞之。 山王世子尚巴志、遣使者阿不察都、奉表貢方物。皇<sub>七</sub>
- 失言千、辭還。各賜鈔幣有差。 西域失剌思之使阿里、四川董卜韓胡宣慰使喃葛·頭目也 遭陪臣崔雲等、及琉球國中山王世子尚巴志遣使阿不察都、 永樂二十一年十一月丙午(二十九日) 朝鮮國王李祹所

(五五)

- 中山王思紹卒、訃聞。命禮部遣官、賜祭賻以布帛。(共)永樂二十二年(一四二四)二月戊午(十二日) 琉球國
- 遣使阿勃馬結制等、貢馬。皇太子令禮部、賜賚如例。(卆)、永樂二十二年六月甲寅(十一日) 琉球國山南王他魯毎、

# 仁宗実録

- 貢馬及方物。賜衣及鈔幣有差。 山王、遣長史鄭義才、占城國王、遣使者逋沙帕濟閣等、一)永樂二十二年(一四二四)八月乙丑(八日) 琉球國中
- 廷滿等貢方物。賜鈔幣有差。 巴志、遣使者安丹尼結制等、貢馬。交阯清威等縣土官黄(三) 永樂二十二年十月戊午(十七日) 琉球國中山王世子尚
- 五 忠誠、 均一、 洪熙元年 川 齎 日、 勃往 敬天事大、益久弗懈。 遠邇歸仁。 昔我皇考太宗文皇帝、 勅、 念爾父没已久。 琉球國、 命 爾嗣疏 四三五 命故中 爾父琉球中 球國中 二月辛丑 爾其嫡子、 Ш 王思紹 Ш Ш 我皇考良用褒嘉。 王。 躬膺天命 王思紹、 世子尚巴志、 爾尚立孝立忠、 宜俾承續。 旦 聡明賢達、 統御萬方、 遣中官柴山 特遣内官柴 嗣中山王。 今朕纉 恪守藩 茂篤 恩施 承

- 祗 服 承、 修徳務善、 無怠無忽。 以 福國〇 仍賜尚巴志冠帶 人。 斯爵祿 ・襲衣 之祭、 延 文綺。 於無窮。 尚 其
- 六 七 洪熙元年二月辛酉 洪熙元年四月丙寅 子尚巴志、 遣通事李傑、 (二十七日) (二十一日) 貢方物。 賜 故琉球 琉球國中 鈔幣 表裏。 或 中山 山王世子尚巴 Ŧ 思 紹 世
- 始至、蓋詔書未至琉球故也。賜梅支等鈔幣表裏有差。志、遺長史鄔梅支等、貢馬及方物、賀太宗皇帝萬壽聖節。洪熙元年四月丙寅(二十七日) 琉球國中山王世子尚巴洪熙元年四月丙寅(二十七日) 琉球國中山王世子尚巴

#### 官 宗 実 録

- 洪熙元年 王尚巴志、 (一四三五) 遣使者佳期巴那等、 閏七月戊戌(一 來朝貢馬 日 琉球國中山
- 洪熙元年閏七月戊申 等鈔·綵幣表裏·襲衣有差。 (十一日) 賜 琉球國使臣佳期巴 那
- =洪熙元年八月戊辰 者浮那姑是・南者結制等、 開巴那同行、 遇風故後至。 (三日) 奉表貢馬及方物。盖與前使者 琉球國中山王尚巴志、 遣 使
- 四 南者結制等鈔・金織文綺・紗・羅 洪熙元年八月己卯 (十三日) 賜琉球國使臣浮那姑是 ·絹有差。
- 五 洪熙元年十二月 (一四二六) 庚午 (五日) 王尚巴志、 遣使臣宋比結制等、 奉表箋貢馬及方物。 琉球國 中 Ш
- (六) 洪熙元年十二月己卯 等及必里衞土官都指揮僉事康壽等鈔·綵幣表裏有差。 (十四日) 賜琉球國使臣宋比結 制

七

宣徳元年

(一四二六) 三月乙卯

(二十一日)

琉球國中

八 宣徳元年三月丙辰(二十二日) 洪熙元年、 臣祖父昔蒙朝廷大恩、 臣奉詔襲爵。而冠服未蒙頒賜。 封以王爵、 琉球國中山王尚巴志、 上命行在禮部 賜皮弁冠服

山王尚巴志、遣使者實達魯等、上表貢方物、謝命襲爵恩。

### 稽定制、 製以賜之。

九 宣徳元年四月己巳 (六日) 賜琉球國使臣實達魯等鈔

綵幣表裏有差。

(0)宣徳元年四月甲戌 十一 日 琉球國中山 王尚巴 志、 遣

使臣鄭義才、

進香長陵。

舟至。 王使臣鄭義才告、 宣徳元年四月丁丑 今歸、 乞賜一 初來朝時、 (十四日) 舟以歸、 且得朝貢爲便。 遭海風壞舟、 行在禮部奏、 因附内官柴山 琉 上命行在 球 或 中 Ш

部、

與之。

- =與卿等、 特賜冠服、 皮弁冠服。 宣徳元年六月癸亥(一日) 尤當念之。 上謂禮部尚書胡濙曰、 亦表異恩。 古人言、 遣使賜琉球國中 招携以禮、 遠夷歸於 誠、 懷遠以徳。 Ш 固 王 是美事。 一尚巴志 朕
- 宣徳元年八月戊子(二十七日) 琉球國中山王尚巴志
- 宣徳元年九月甲寅(二十四日) 遣使者模都古等、貢方物、 遣使臣郭伯祖每等、 至京師。 琉球國中山王尚巴志、
- 三五 宣徳元年十月癸亥 綵幣表裏・襲衣・靴韈有差。 (三日) 賜琉 球國使臣模都古等 鈔

來朝貢方物。

- 宣徳元年十月戊寅 綵幣表裏有差。 (十八日) 賜 琉球國使臣郭 伯祖毎等
- (七) 宣徳元年十月辛巳(二十一 日 琉球國中 山王尚巴志、

遣使者佳期巴那等、 進馬及硫黄。 佳 期 巴那等、 初 與模都

同 來、 海 道遇風 相失、 故後至。

宣徳元年十一 月壬辰 (三日) 賜 琉球國使臣佳期巴那

綵幣 表裏 襲衣 ·靴韈有差。

九 宣徳二年 四二七) 四月辛未 (十三日) 琉 球國 Ш 南

王他 魯毎、 遣 使臣謂慈悖也等、 奉表箋貢馬及方物

=0 使者安丹結制等、 宣徳二年四月丙子(十八日) 進香長陵。 琉 球國 Ш 南王他魯毎、

遣

 $\equiv$ 

 $\equiv$ 宣徳二年四月丁亥 鈔 ・綵幣表裏・襲衣有差 (二十九日) 賜 琉 球國使臣 謂

慈

悖

也

使臣浮那姑是等、 宣徳二年七月戊戌 奉表箋、貢馬及方物 (十二日) 琉球國 中 Ш 王尚巴志、 遣

宣徳二年七月甲寅(二十八日) 賜琉球國使臣浮那 姑是

等鈔 綵幣表裏有差。

(回) 宣徳二年十月乙亥 是同行異 遣使者阿蒲察都等、 舟、 遇風相失。 (二十一日) 奉表貢方物。 至是、 始至。 琉球國 初、 四 蒲 中 Ш 察 王尚巴 都與浮那 志、 姑

三五 宣徳二年十一 月丙戌 (三日) 賜 琉球國 使臣 阿 蒲 察都等

綵幣表裏有差。

三 宣徳二年十一 使臣 一魏古渥 月辛亥(二十七日) 制 等、 奉表貢馬及方物 琉球〇 國 中 Ш Ŧ 尚巴志

(里) 宣徳二年十二月壬戌 (九日) 賜琉球國使臣魏古渥制等

> 鈔 綵 幣表裏 靴

三 宣徳 山王尚巴志、 三年 四二八)八月庚子 遣使臣鄭義才・梁回等、 三十一 貢馬及方物 日 琉 球 謝 或 中

皮弁服 及海 舟

三九 襲衣、 宣徳三年九月乙亥 梁回等鈔・ 餘皆素紵絲 綵幣表裏有差。 襲衣。 (二十六日) 仍賜 義 賜 才 琉 球國使臣鄭 口 冠 帶及金 織紵 義 才

朝貢 宣徳三年十月辛卯 彌 謹、 遣 使齎 勅、 (十三日) 徃勞之、 并賜王紵 上 以 琉球國 絲 中 Ш 紗 王 尚 羅 巴 志

段。

遣使 宣徳三年十月癸卯 臣 南者 結制等、 (二十五日) 來朝貢馬及方物。 琉 球 國中 Ш 王尚 巴

宣徳三年十一 月辛酉 (十三日 賜 琉 球國使臣南 者結 制

等鈔 綵幣表裏有差

宣徳三年十二月庚寅 (十三日) 遣内官柴山 等、 齎勅 使

琉球國、 賜其王金織紵絲 紗 . 羅 絨錦

四二九)正月乙丑

(十八日)

朝

鮮

國王

慈浡

三

宣徳四

年

繭 遣 貢馬及方物、 陪 臣韓惠 賀萬壽聖 琉球國中山王尚巴志、 節 遣 使者謂

琉球 宣徳四 或 年二月丙申(二十日) 使 臣 謂 慈浡也等十三人、 賜 朝鮮 鈔

國使臣

韓惠等

九

綵幣表裏及紵絲襲衣

三

有差。

韈有差。

貢馬及方物

- 三 宣徳四 遣使者郭伯茲每 年四月辛丑 山南王他魯每、 (二十六日) 遣通事梁密祖等、 琉球國中 山王尚巴志、 來朝
- 三世) 宣徳四 茲毎等及山 年五月丁巳 南王通事梁密祖等鈔・ 十二日 賜琉球國中山王使臣 綵幣表裏有差。 郭 伯
- 三 宣徳四 臣謾泰來結制等、 年 七月甲寅 奉表貢馬及方物 (十日) 琉球國 中 Ш 王尚巴志、 遣 使
- (三元) 宣徳四 貢使李中至等宴。 年七月癸亥 (十九日) 賜朝 鮮 爪 哇 琉球諸 國
- (回0) 宣徳四年七月甲子 琉球 國 中 山王使臣謾泰來結制 (二十日) 等 鈔 賜朝鮮國使臣李中至等 綵幣表裏有差。

出境交通。

令御史治之如

- 宣徳 球 瓜 四年十月戊子 哇 國貢使宴。 (十五日) 賜朝鮮國貢使李秵等及琉
- 宣徳四年十月癸巳(二十日) 使者歩馬結制等、 琉球國山 南王他魯毎、 遣

貢馬及方物。

- (里) 貢使宴。 宣徳四年 十一 月丁未 (五日) 賜朝 鮮 瓜 哇 琉 球 或
- 四四 其國 宣徳四年 鈔・綵幣 + 表裏有差。 月庚戌 命 (八日) 歩馬結制等、 賜 琉球國使臣歩馬 齎勅 及鈔 絹 結制 歸 賜
- 宣徳五年 尚巴志、 遣使者阿蒲察都等、 几  $\Xi$ 0) 六月癸酉 來朝貢馬及方物 日 琉 球國 中 Ш  $\pm$

(四代) 宣徳五年六月丁丑 (八日) 賜 琉球國等處貢使阿 蒲 察都

等宴。

- (型) 宣徳五年六月庚寅 等十四人· 納等鈔幣及金織襲衣有差。 廣西憑祥縣土官族人李安· (二十一日) 賜 琉球國: 福餘衞指揮 使臣阿 蒲 僉 察都 事
- (四八) 上諭右都御史顧佐等曰、 宣徳五年八月癸巳(二十五日) 領軍不救。 奏、 漳州府龍溪縣、 此輩不能防盗、 全又受縣人賄賂、 海寇登岸、 官軍巡海、 而又縱盜。 縱往琉球販鬻。 殺人掠財。 巡按福建監察御 本防外寇、 巡海指揮楊全 請治全罪。 亦防-此史方端 小人
- 宣徳五年九月癸丑 杂多、大嵩衞韃官指揮同知馬撒盖 使臣佳期巴那、 貢馬及方物 遼東都指揮僉事金聲、 (十五日) 琉球國中山王尚巴志、 副千戸脱台等、 野木河衞指揮同 來朝 知
- (五0) 宣徳五年十月己巳 (三日) 賜朝 鮮 琉球二國貢使宴。
- 至 宣徳五年十月癸酉 宣慰司故土官宣慰使覃國欽子宣等、 者魏古渥制、 四川石柱宣撫司把事向添林 (六日) 琉球國 來朝、 中 山王尚巴志、 湖廣前黔 貢馬及方物 遣使 南 道
- 至 宣徳五年十月甲戌 王。 幣表裏有差。 仍 遣齎勑及鈔 (七日) 萬 賜琉球國使臣佳期巴那 千七百六十錠 歸 賜其 等綵
- 宣徳五年十一月癸卯 (六日) 琉球國中山王尚巴志、 遣

至

使者郭伯茲毎等、來朝貢馬及方物。

- 鈔·綵幣表裏有差。 (語)宣徳五年十一月乙巳(八日) 賜琉球國使臣魏古渥制等
- 等鈔·綵幣表裏·綿布有差。 (丟)宣徳五年十一月癸丑(十六日) 賜琉球國使臣郭伯茲毎
- (丟)宣徳六年(一四三一)八月辛亥(十九日) 琉球國中山
- 及兀良哈等處貢使宴。 (至) 宣徳六年八月丙辰(二十四日) 賜琉球·蘇門答剌二國
- · 綵幣·絹·布·襲衣有差。 (丟) 宣徳六年九月丁卯(六日) 賜琉球國使臣由南結制等鈔
- (丟)宣徳六年九月庚午(九日) 賜琉球國及亦力把里等處貢
- 使者謂慈勃也等、貢馬及方物、謝賜冠帶并海艘恩。(公0)宣徳六年九月乙亥(十四日) 琉球國中山王尚巴志、遣
- (空) 会 宣徳六年十月乙未 鈔 宣徳六年九月辛巳 綵幣・ 絹 布・ (三十日) 四四 襲衣有差。 日 琉球國 賜琉 中 球國使臣謂 Ш 王尚巴 慈勃 志 遣 也 使 等
- 綵幣・絹・布・金織紵綵襲衣有差。(≦)宣徳六年十月丁巳(二十六日) 賜琉球國使臣郭祖毎等

臣

長史郭祖毎等、

貢馬及金銀器皿

謝賜文錦

綵幣恩。

位

先王。 賫 以 恪 能 勅 永享太平之福。 動、 祖之志、 遵 敬順天道、 旦 來、 爾先王之志、 昔我皇祖太宗文皇帝臨御之日、 非惟 徃琉球國、 几 方番 廣一視同仁之徳、 家 恭事朝廷。 國 爾其欽哉。 令中山 皆 國受福于 遣使來朝。 來朝貢、 王尚巴 是以、 無窮、 惟 特勅諭王。 朕之待爾、 志、 朝廷眷待彌厚。 日本未至。 且使海 遣人齎徃日本、 爾日本先王源道義、 濱之民 王其益順天心、 如皇祖· 遂命内官柴山 朕今紹承 之待爾 諭之。

- 者漫泰來結制等、奉表貢馬及方物。(会)宣徳七年三月己巳(十日) 琉球國中山王尚巴志、遣使
- ( 交 ) 宣徳七年三月丙子 以 結 制奏、 歸。 命行在工 來時所乘舟、 部 (十七日 給之。 至福 日 建 閣淺損折。 琉球國 中 乞勅 Щ 王 有司 一使臣 漫泰來 給 舟
- (空) 宣徳七年三月甲申(二十五日) 賜琉球國使者漫泰來結

制等綵幣表裏·綿布有差

(交) 物、 琉球 乞自今番船來者、 宣徳七年四月甲寅 番 故寧波有市舶提擧司 使泊船 船至、 瑞安縣耆民言、 無収貯之所。 瑞安。 或泊福 苟圖便利、 令仍泊寧波爲便。 建、 及運赴京、 (二十六日) 洪武・永樂間、 或寧波、 安遠驛以貯方物 因 道經馮公等嶺、 無館驛、 或瑞安。 浙 行在禮部 琉球入貢舟泊寧波。 江 舎於民家、 温 館穀使 今其國貢使之舟 州 府 言 崎嶇艱險。 知府 者。 永樂間 所貢方 何 比來 文淵

意也。 瑞安置公館及庫、 二泊福建、 所言瑞安無館驛、 以貯貢物。 泊瑞安。 宜令工部、 詢之、 上曰、 此非急務、 移文浙江布政司、 蓋因風勢使然、 宜俟農隙 非 於 有

(究) 宣徳七年六月甲午 (七日) 琉球國中山王尚巴志、 遣使

臣南者結制等、

來朝貢馬。

- (40) 等處貢使宴 宣徳七年六月庚子 (十三日) 賜占城・ 琉球及亦力把里
- (上) 宣徳七年六月辛丑(十四 使臣歩馬結制、 及方物。 及雲南鎭南州故把事子李雍等、 日 琉球國中山王尚巴志、 來朝貢馬 遣
- (出) 宣徳七年六月乙巳(十八日) 金織襲衣有差。 指揮僉事阿失答木兒等銀 几 亦力把里使臣也力迷失土迷秃、 「川長河西・ 魚通·寧遠等處禪師桑者杂兒只等、 **鈔** 賜琉球國使臣南者結制 紵絲 及哈密使臣倒刺火者等、 紗 羅 絹 福餘 布 及
- (三十) 宣徳七年六月甲寅(二十七日) 李雍等鈔· 貴州大平伐長官司頭目宋海等 綵幣· 絹 布有差。 賜琉球國使臣歩馬結制 雲南 鎭 南州 故把事
- (出四) 使者阿普尼是、 宣徳七年十二月庚寅 葛林等衞女直指揮同知安禿等、 陝西西寧衛灌頂真修妙應國 五 日 琉球國中山 來朝貢馬及方物 王尚巴 師剳思巴監 志、 遣

- (宝) 等處貢使宴 宣徳七年十二月辛丑 (十六日) 賜 朝 鮮 琉球 及扯兒禪
- (七六) 普尼是等·葛林等衞女直指揮同知安禿等綵幣表裏 宣徳七年十二月癸卯 (十八日) 賜琉球國中山 王 使臣 阿

布等物有差。

年 王尚巴志、 宣徳八年 遣使者魏古渥制 四三三)二月庚子 阿蒲察都等 (十六日) 進表貢馬及方 琉 球 或 中 Ш

物

- (大) (元) 紵絲襲衣 貴州 平浪長官 司土官舎 人王珍等鈔 ・綵幣 都 宣徳八年三月丁巳 宣徳八年二月乙巳(二十一日) 魏古渥制等、 ·絹衣有差 四川八郎安撫司土官舎人林正先結等、 (四日) 賜琉球國中山王使臣阿蒲察 賜琉球國等處貢使宴。 布及金織
- (人0) 宣徳八年五月乙卯 (三日) 琉球國中山 王尚巴志、 遣使
- 者物志麻結制等、 奉表箋、 貢馬及方物
- 会 3 宣徳八年五月辛酉 寧王等處貢使宴。 宣徳八年五月庚申 (八日) 九 日 賜 賜日本國 琉球 國使臣物志 琉球國 麻 結 迤北 制 等 和
- 全 方物。 宣徳九年 尚巴志 遣通事鄭長 几 三四 使者歩馬結制等、 三月乙酉 八 日 奉表箋、 琉球國 貢馬及 中 Ш

泰寧衞指揮僉事板不來等綵幣

絹

布

有差。

Ŧ

- (公)宣徳九年三月戊子(十一日) 賜朝鮮·琉球二國貢使宴。
- 裏等物有差。 通事鄭長等、及毛憐等衞來朝指揮三保奴等十三人綵幣表(全)宣徳九年三月乙未(十八日) 賜琉球國使臣歩馬結制・
- 衣服·海舟、遣使者楊布勃也等、奉表貢馬及方物、謝恩。 (公)宣徳九年七月癸未(八日) 琉球國中山王尚巴志、蒙賜(公)宣徳九年四月丁巳(十日) 賜琉球國使臣義魯結制等及

(八九)

宣徳九年七月戊戌(二十三日)

賜琉球國中山王使臣楊

其國王。 布勃也等綵幣·紹

絹·布有差。仍命齎勅及綵幣表裏、

歸賜



訳

文

篇

š			

天下を治むるや、

凡そ日月の照らす所遠邇有ること無く

詔を持して琉球国を諭せしむ。

詔に曰く一昔、

帝王遣

洪武五年

(一三七二)

正月甲子(十六日)

楊(6)

わ

五

### 太祖実録

有り、 洪武四年(一三七一)九月辛未(二十二日) 世の譏りと為る。 旅を興して琉球を征討し、夷人を殺害し其の宮室を焚き、(4) 門に御し、 う所を記え、 朕決して之を伐たず。惟だ西北の胡戎は世 を越え、 に虚名を慕い、自ら中土を弊し、 足らず、 男女数千人を俘虜す。其の地を得るとも以て供給するに 乃ち乱れ易きの源なり、 患為らざる者は「輒ち自ら兵を興す可からず。 謹んで之に備えざる可からざるのみ。 中 地広きは久しく安んずるの計に非ず、民労るるは 国に患を為す者有らば討たざる可からず。 一隅に僻在するも、 其の民を得るとも以て使令するに足らず。徒ら 省・府・台の臣を諭して曰く「海外の蛮夷 朕の此の意を知るべし」。 朕以うに、 と。 彼、 隋の煬帝の如き、妄りに師 諸蛮夷の 中国の患為らざれ 諸々の史冊に載り、 小国、 一々中国 卿等、 山を阻て海 上、 当に言 中 の患為 奉天 玉 後

> して朕の意を播告せしむ。使者の至(20) (20) (20) 東に呉王張士誠を縛し、南に閩越を平らげ巴蜀を戡定し、(14) (15) (16) (17) に命じて四に不庭を征せしむ。西に漢主陳友諒を平らげ、(13) する者十有七年。朕、布衣より起ちて江左に開基し、将るに意有るに非ざるなり。元政綱せずしてより天下兵争(8) (9) 朕、 北に幽燕を清めて華夏を奠安し、我が中国の旧疆を復す。(18) しょ きて諭せしむ。 海外に処れば未だ報知するに及ばず。 臣を称して入貢す。惟だ爾琉球、 する者十有七年。朕、 視同仁なり。 臣民に推戴せられて皇帝の位に即き、 爾其れ之を知れ」。 故に中国奠安し四夷所を得、 使者の至る所の蛮夷の酋長 中国の東南に在り遠く 是を用て外夷に遺使 茲に特に遺使し往 天下の号を定 之に臣 服す

を貢す。詔して察度に大統暦及び織金文綺・紗・羅各五を貢す。詔して察度、弟泰期等を遣わして表を奉り方物をるに、中山王察度、弟泰期等を遣わして表を奉り方物を(21)(22) (23) (23) (25) (25) (25) (25) 匹31を、 洪武六年(一三七三)正月戊申 は礼として宜しく通祀(68) 外夷・琉球諸国已に入朝して貢す。(35) 泰期等に文綺・紗・羅・襲衣を賜うこと差有(32) すべ し。 上、之を可とす。 (六日) 其の国 太常司言 0 Ш JII わく 0

四

を貢す。皇太子に箋を上り方物を貢すること之の如し。山王察度、其の弟泰期等を遣わして表を奉り馬及び方物山王察度(其の弟泰期等を遣わして表を奉り馬及び方物洪武七年(一三七四)十月庚申(二十八日) 琉球国中

使蘇惹 泰期に文綺四匹 詔して察度に大統暦及び金織文綺 だ人に鈔・ 燕之二人に文綺・ 靴韈を賜うこと差有り。 羅二匹 ・帛六匹及び襲衣 羅各三匹、 ・紗・羅二十 衣 靴 襲 を、 韈42 四 を、 兀 通 事43副

六 洪武七年十二月乙卯 事梁子名に命じ 口を以て其の国に就き馬を市わしむ。 羅各五 ー 手 (7 ・ 十匹、 ・・鉄釜十口を賜う。(48)(49) (49) (49) (49) (二十四日) 陶器六万九千五百 其の王察度に文綺二十 仍お浩をして文綺 刑(345 事、 侍郎李浩及び(46) 鉄釜九 百 通

七

甘・鳥思哉(61) (66) (67) (67) (67) (67) 向に居る。 諒言わく「京都既に天下の山川を祭るを罷む。 (S2) 以て各省の山川の次に附祭す。是れより先、礼 は則ち宜しく安南・占城・真臘・暹羅・鎖里を附経び礼部奏すらく「外夷の山川を以て各省に附祭す。 洪武八年(一三七五)二月癸巳(三日) 別に其 0) Ш III 又言わく一各省の山 の礼を議して以聞するを命ず」。 \$ 亦た天子の当に 其れ外夷の 附祭すべきが 山川の神位は宜しく東西に分 < 射が 川と風雲雷雨とは 如 ら祀るべき所に 陝西は則ち宜しく甘肅 (55) 京城は一 是に至り中書及(54) 更に祭るを 外夷 非ず。 既 礼 部50の山 13 其れ 中 祭すべ 広西 かち 須 書51川牛)を 四 南 は

> 人を 中 壇 書に命じて之を頒行し、 を同じくして共に祀るべ 遣わし往きて其の祀を監せしむ。 し。 将に祭らんとすれば則ち官 上、 其 0 奏を可とし、

其の 洪武九年(一三七六) く磁器・鉄釜を用うと云う。 < 恩し并びに方物を貢す。 琉球より還る。馬四十匹・ 「其の」 鉄釜等の物を貴ぶ」。 紗 弟泰期を遣わし、 帛 国の俗、 襲衣 市易するに紈・綺を貴ばず、靴韈を賜うこと差有り。浩田 几 浩に従いて来朝し、 是れ ・硫黄五千斤を市う。 (9) (7) \* [月甲申(一日) 刑部: 命じて察度及び泰期等に羅 より 賜予及び馬を市うに 表を上りて謝 浩因りて 侍郎 国王察度 但だ磁 李

九 n, 十六匹・硫黄一千斤を貢す。 洪武十年(一三七七)正月 其の弟泰期等を遣わして、 泰期等に鈔を賜うこと差有 表を進めて正旦を (73) を 賀し Ш 王

(10)洪武十一年(一三七八)五月丙子 ・繒帛を賜うこと差有り。 王察度、遣使し来りて方物 遣使し来りて方物を貢す。 (五日) 察度及び使者に文統 琉 球 玉 中 Ш

洪武十三年(一三八〇)三月庚戌 て察度に織金文綺 Ш 王察度、 遣使して馬及び方物を貢す。 紗 羅を賜う。 一十九 日 使還る 琉 球 詔 玉

洪武十三年十月丁丑 (二十日) 琉球国山南王承察度、(75) (76) 位してより十有六年、歳ごとに人を遣わして朝貢す。

察度に大統暦及び金織文綺を、 其 、の臣師惹等を遣わして表を奉り方物を貢す。 師惹等に文綺 鈔を賜う 命じて承

洪武十五年 使者を送りて帰国せしむ 等の綺帛は差有り。并びに 表を奉り馬二十匹・硫黄二千斤を貢す。 山王察度、 羅十二疋、 其の弟泰期及び其の (一三八二) ソ。并びに尚佩監奉御路謙 (R2)(P2) 帛を賜うこと之の如く、 二月乙丑 臣 |亜蘭匏等を遣 (十五日) 察度に織 を遺 泰期 わし 琉 わ 総金文綺 球 亜 其 蘭 て、 玉 0 匏 中

三五 四 察度に勘して曰く「王、滄溟の中に居り、 蘭匏等を遣りて還国せしむるに、并びに遣 に鍍金銀印并びに織金文綺 (88) 洪武十六年正月丁未 (三日) 海に 其 球 洪武十六年(一三八三)正月乙巳(一 7 0 国中山王察度、其の臣亜蘭匏を遣わ 国を為す。 臣師惹等を遣わして、 帛を賜うこと差有り。 Ш 能く天を体して民を育て、 い攻撃す。 南王承察度も亦た之の如し。 事大の礼行わざるとも亦た何をか患えん(82) 使者帰りて其の故を言う。 (三日) 表を進め馬及び方物を貢す。 ・時に琉 帛 韶して琉球国中山 事大の礼を行う。 紗・羅凡そ七十二元 球 日 玉 亜蘭匏等は文綺 遣使して中 Ш 崇き山 三王雄 南王承察 是に於て亜 是の 環れる 長 王 日 一察度 を 度 琉

> と。 之を聞き憐憫に勝えず。 用て嘉納す。近ごろ使者、 人を遣わし使者に随い入覲せ (87) を堅くし遣使し来りて報ず。 者を生じ之に主たらしむ。 帕尼芝に諭して曰く「上帝生を好めば、(88)。山南王むれば則ち国用永く安からん」。山南王 閔 三王互 金 王 の三王互いに争い農業を廃棄し人命を傷残す、 るとも及ぶこと無からん」。 銀印 祚 れ 0) む。 王其れ戦を罷め民を息ましめよ。 至誠を嘉し、 を 天、 ・綿ぬれば、則ち天必ずっ ・(SI) 二王能く朕の意を体し、 。 (6) (6) に 日 く、 いに争いて農を廃し民を傷つく、と。 を賜わ 生民の互相に残害するを恐れ、 しむ。 則ち天必ず之を祐けん。 尚佩監奉御路謙に命じて王 天の威を畏れ、時に于て之を保たん、 近ごろ使者帰りて言わく、 今遣使し二王に諭して之を 海中より帰りて言わく、 **邇**者琉球国王察度、 しむ。 而して山南王承察度も亦 兵を息め民を養いて以 山南王承察度・山 其の 南王承察度・山北王 (87) (87) 寰宇の 至誠を鑑、 特に 然らずんば 朕甚だ焉を 0 事大の 内に生民 誠 聡明なる 今内 琉球 礼 知 琉球 深く に た 誠 鍍 使

(一七) 二六 琉球に 洪武十六年九月己未 洪武十六年十二月甲申(十五日) 往き、 馬を易いて還る。 (十九日 馬九百八十 内官梁珉、 琉球国山 三匹を、(94) 北王帕尼芝、

玉

- 長、倶に遣使して表を進め方物を貢す。文綺・衣服を賜宝毘牙嗯哩哆囉禄及び雲南・四川・湖広の諸蛮夷の酋王察度・山南王承察度・山北王帕尼芝・暹羅斛国王参烈兵の臣模結習を遣わし方物を貢す。衣一襲を賜う。
- (元) 洪武十七年六月丁卯(一日) 琉球国中山王察度、其の(元) 洪武十七年六月丁卯(一日) 琉球国中山王察度、其の
- ・琉球等の国、遣使して方物を貢し表を上りて賀す。(三0)洪武十八年(一三八五)正月癸亥(一日) 高麗・暹羅
- に海舟各一を賜う。 という (三) 洪武十八年正月丁卯(五日) 琉球国の朝貢の使者に文(三) 洪武十八年正月丁卯(五日) 琉球国の朝貢の使者に文

- を賀す。耶師姑等に宴及び鈔を賜うこと差有り。耶師姑を遺使して表を進め馬三十匹を献じ、明年の正日
- 南王叔汪英紫氏及び弟函寧寿入賀し方物を貢す。 (室) (室) (国) (国) (国) (国) (国)
- 氏・王弟函寧寿及び傔従に白金文綺・鈔を賜うこと各々(云) 洪武二十一年正月甲申(九日) 琉球国山南王叔汪英紫
- 其の臣を遣わして方物を貢す。 (三) 洪武二十一年正月戊子(十三日) 琉球国山北王帕尼芝、

差有り。

- 太子に箋を進め、馬を献ず。 其の臣亜蘭匏を遣わして表を進め馬及び方物を貢し、皇(三)洪武二十一年正月辛丑(二十六日) 琉球国中山王察度、
- (三0) 洪武二十一年九月丁亥(十六日) 琉球国中山王察度:

遣

わ

して表を奉り馬及び方物を貢す。

山王察度及び其の子武寧、

其

0

臣亜

蘭

匏

(量)

鈔各十 すべ 門せる者験して之を得、之結なる者、附して胡椒 国中 洪武二十三年 馬二十六匹・ Ш 三百斤を貢す。 王子武寧、 寿聖節を賀し馬を貢t (回) 北王帕尼芝、其の臣# 硫黄二千斤を貢す。 山王察度、 錠を賜う。 ح ٥ 、硫黄四千斤・胡椒五百斤・蘇木三百斤を進ペ、亜蘭匏等を遣使し表を上りて正旦を賀し 詔して皆之に還す。 (一三九〇) 其の臣甚模結致等を遣わし、 Ш して胡椒三百余斤 馬五匹・ 北王 帕尼芝、 す。 以聞すらく、 而して中山王遣わす所の 硫黄二千斤・ 正月庚寅(二十六日 来使に鈔を賜うこと差有 李仲等を遺使して馬 仍お屋之結等六十人に 乳香十斤を致す。 、当に其の貨を没入(当) 胡 椒二百斤· 表を上りて 通 蘇木 事 琉 屋 球

三

建都(20) を授く。 鳳陽臨淮の石亭村の人・ (回) 洪武二十三年八月甲子 洪武二十四年 て倭寇に遇い 都指 。其の方刀を獲て以て還る。〔下略遇い、追いて琉球大洋中に及び、型指揮同知に陞る。六年、舟師を率い 石亭村の人なり。 (一三九一) 二月己卯 |知に陞る。六年、舟師を率い海(四) (四) (五日) 洪 舟師を率い海上を巡し 武元年、 航海侯張 (二十二日 「下略 派赫卒す。 福州 殺戮すること - 嵬谷致等 - □) 琉球 衛指 赫は 揮 使

> 三四 物を貢し、 師 姑及び 寿礼給智等を遣使して、趙俊等を遣わし、琉球国 天寿聖節を賀す。 日 玉 各々表を奉り馬及び Ш 高麗 南王 此の権 叔 汪英紫氏、 玉 事王瑤(25) 方 耶 門

洪武二十五年(一三九二) う。 上、 各 Ш A 王察度及び其の子武寧、 命じて各々衣巾・靴韈并びに夏衣一襲・ (図) 寒官の子仁悦慈を遣わし国学に入りて読(の) (図) す。察度、又従子口(282) (282) 五月癸未 (三日) 鈔 五 錠<sub>133</sub> を遣わ 書間投せ毎 琉 しむ。 球 を賜 闊八 玉 T 中

大風に遇い飄して小琉球の界に至り、水を取りて殺さめ才孤那等、河蘭埠に駕舟して硫黄を採る。海洋に於十八人を遣りて還国せしめ、人ごとに鈔五錠を賜う。 洪武二十五年五月己丑 に至り、邏卒の獲る所と為る (部) 為し転送して京に至る。 0 事を白らかにするを為す。 獲る所と為る。 (九日) 其 の国 又風に遇い飄して恵州 遂に皆遣還す。 [の遣使入貢するに値 言語通ぜず、 琉球国の民才孤那等一 遇い飄して恵州海豊 (136) 水を取りて殺さる 以て倭人と 海洋に於て 初

ね進貢に往来し労に て言わく 武二十五年五 通 型 手程 (§138 長) 服すること多きに居る。 + 日 希尹二人は寨官を以て通事を 琉球 国 中山 王 度、 表 三

- 以 て蛮 Vi 冠帯を加え、 「俗を変ぜしめんことを」。之に従う。 本 国の臣民をして景仰する所有りて
- 三 馬等に羅衣各一襲及び靴韈・衾褥を賜う。 (回) 洪武二十五年八月丁卯(十八日) 琉球生日 · 汝 毎 闊 八
- 完 察都等を遺使し表して冬至を賀し方物を貢す。洪武二十五年十一月甲午(十七日) 琉球国中山 Ш 王 一察度、

(型)

(四六)

- (四0) 読 洪武二十五年十二月庚申 及び寨官の子実他盧尾・ 阜條・靴韈 南都妹等を遣使して方物を貢す。 靴韈并びに文綺 |并びに文綺・紬・絹の衣各一襲を賜う。|| |(ਖ਼)(ਖ਼) |コして三五郎尾等に鈔各五錠・襴衫・經 - 郎尾等に鈔各五錠・襴衫・緇巾(¼)(¼) (投)(¼)(¼) 賀段志等を遣わし国子監に赴き (十四日 。并びに姪三五郎 (42) (43) (43) (43) 三五郎尾(43)
- 洪武二十六年 7 麻 山王察度、 州等に錦 麻州等を遣使して馬及び硫黄を貢 (一三九三) 綺及び鈔を賜うこと差有り。 正月甲子 (十八日) す。 琉 詔 球 玉
- (四三) 洪武二十六年四月辛卯 寿礼結致を遣使して馬及び方物を貢す。 子 段志毎を遣わし国学に入りて読書せしむ。 (十七日) 琉球国 并びに 中 山 其 王 察 の寒官 度、
- (里) り。 雲南 洪武二十六年四月戊戌 生150 に 夏衣 靴韈 を 賜う。 (二十四日 其 の嫌従 国子監 0 人も亦た皆 0 琉 球 賜 生 有
- 四四 洪武二十六年五月庚午 (二十六日 琉球国山 南 王叔汪

- 洪武二十六年八月庚子 (二十七日) 英紫氏、 羅 絹衣各一襲を賜う。 不里結致を遣使し来朝して馬及び方物を貢す。 其の従人も亦た布衣を給 琉球生仁悦慈等に
- 洪武二十六年十一月壬寅 雲南生の賀段志等に襲衣 鈔錠を賜う。 旦 国子監の琉球生及び
- 木は、土人 うるのみ。 て銷尽せよ。民間の祷祀は止だ松・は皆販鬻を許さず。其の見に有る者 互市する者有れば、必ず之を重法 (回) に命じて厳しく之を禁絶せしむ。 番香番貨を用うるを禁ず。 (ISI) するを許さず。 下り番貨を貿易し、 み入貢を許す。 詐多きを以て其の往来を絶つ。 せて之に及ぶ。 土人の自ら用うるを聴すも、 違う者は之を罪す。 蓋し其の番香を雑市するを慮り、 而して縁海の人、往往にして私に諸 す。其の見に有る者は限るに三か月を以(131) (132) (135) (155) 因りて蛮夷の盗を為すを誘う。 是れより先、 正月甲寅 其れ両広の産する所の香 唯だ琉球・真臘 敢えて私に諸番 亦た嶺を越えて貨売 十四 上、 日 海外 暹 の諸夷 故に併 13 民 礼部 下り 番に 間 羅 0 0
- 一門 洪武二十七年正月乙丑 九十 Ш 南王承察度、 余匹及び硫 黄 其 蘇 0) 木 臣 二十五 亜蘭匏等を遣わ 胡椒等 日 0 物を貢 琉 球 して表を奉 玉 中 Ш 王 一察度
- 武二十七年三月乙巳 (六日) 琉球国 の使臣亜 蘭 匏

洪 は結致等に宴を会同 館<sub>157</sub> に + 于て賜う。 H

(五0) 仍 王 る。 0 お亜 『匏に秩正五品を授く』 (ユラ) (ユニ十七年三月己酉 府 重 お亜蘭匏に公服一襲を、副常所の長史と同じからしむ。「(図) (図) 事 を 0 掌るを以 玉 通 〜事葉希尹等二人に陞授して千戸に充つるを乞いるを以て、品秩を陞授し冠帯を給賜するを乞 0 五品を授く。 中山王察度、 時に亜 為に朝に請うに、 副 王相と称するは故 其 使 一蘭匏、 0 Ě 係従以 命じて琉 一相をし 朝 貢を以 下に鈔を賜うこ て秩 球 亜蘭 国 0 T 0 勉は 京に 中 王 如 玉 相158 0 玉 亜

那肩りて、 を定 を賜 洪 明くる日、 来 て、 n 朝 礼を行う。 礼を行う。 里·三仏斉 武二十七年四月庚辰 わ す 故に復た命じて更めて之を定めしむ。 南 る者 は n ば 暹羅 是 各々其 は 凡そ十 0 単れば即ち文華殿に (四) 親王に 時 先ず礼 渤 琉 几 球 0 七国なり。 泥 夷 見ゆるも 玉 0 部 占 朝貢するも 0 百 の官を遣わ + 服を服すること嘗の 花165城 … 覧 東 邦166臘 日 亦た之の 奉天殿に於て朝見す。 K の、 旨た して会同 彭 安 亨167南 り皇太子に朝 旧 更めて 如 東は 儀 頗 淡 (爪 巴168哇 凡そ蕃 朝 蕃 鮮163国 蕃 る煩なるを以 館 如く、 親 13 王立ちて 朝 労 須文達 玉 西 日 貢 う。 本有 朝 の王 0 服170 几 儀

五

洪武二十七年四月丙申 礼を行う。凡そ宴会に遇えば る。其れ蕃 後答えて二拝す。 国の使臣及び土官の(175) (二十七日) 其の 蕃王 従官は蕃王 朝 貢 0 の班次は侯伯のでは蕃王の班の後 は皆常朝 国子監 班173 0 0 儀176 琉 0 球生に 下 に 如 随

夏衣を賜う。

至三

至 洪武二十七年十月辛未 (五日) 国子監の琉 球生に冬衣

を賜う。

(五四) 朝鮮国李旦河流 筑(ig)朝 等 解 処の土 官、 年 琉球国 (一三九 各々方物 Ш 北 五 王 宝 珉 178 正 馬匹 月丙申 を 貴州 進 宣慰 使179日 的 并び 是 0 日 に

至 て耶 其 洪武二十八年正月 0) 臣耶 師姑等に鈔を賜うこと差有り。 各々馬共に三十六匹・ 師姑等を遣 わ 是 0 月、 硫黄共に 中 Щ 琉球国山 王 察度、 四千斤を貢す。 南王叔汪 亜 蘭匏等を遣 英紫 氏

(五六) 洪武二十八年四月庚午 撒 都等を遺使して表を奉り硫黄 (七日) 琉球 馬匹及び 国 中 方物を貢 Ш 王 察 度、 亜

(五七)

洪武二十八年九

月戊申

7

七

日

玉

子監

0

琉

球

生

秋

冬の衣を賜う。

及び其の従人に賜うこと差有り。

(五) の臣の典簿程復 (ISI) 北王攀安知、世 (ISI) 程復等を遣 其の (一三九六) 臣善佳古耶を遣わし、 わ 正月己巳 各々表を奉り馬 7 自 中 Ш 及び 王 一察度、 琉 方物 球 玉 其 Ш

両・綵段六表裏・鈔五十錠を、秦官の子實那盧亹等に鈔生三五郎亹等を遣りて帰省せしむ。三五郎亹に白金七十(兎) 洪武二十九年二月戊申(二十日) 詔して国子監の琉球

綵段一表裏を賜う。

詔して来使三十七人に鈔二百四十七錠を賜

- 結致等に衣・鈔を賜いて遣還す。 (空1) 洪武二十九年五月乙丑 (九日) 琉球国の使臣呉宜堪弥

に夏衣を賜う。

(会) 洪武二十九年十一月戊寅 (二十四日) 洪武二十九年九月乙亥(二十日) を貢す。 の臣蔡奇阿敦耶等を遣わし、 冬の衣を賜う。 其の臣善佳古耶等を遣わし、 并びに其の寨官の子麻奢理 馬三十七匹及び硫黄等の 中山王世子武寧、 国子監の琉球生に 誠志魯二人を遣 琉球国山北 王 其 秋

亹を遣わして太学に入れ、

既に三年にして帰省す。

是に

して太学に入れしむ。

是れより先、

山南王其の姪

三五

- して之を許し、仍お衣巾・靴韈を賜う。至り、復た麻奢理等と偕に来りて太学に入るを乞う。
- 会 洪武三十年(一三九七)二月丙戌 各々馬及び硫黄を貢す。 斯耶を遣わし、 王察度、 其の臣友賛結致を遣わし、 山南王叔汪英紫氏、 (三日) 山北王 渥周結致を遣わし、 一攀安知、 琉球 国 恰宜 中 山
- (空)洪武三十年八月丙午(二十七日) 礼部奏す「諸番国の\*\*に羅衣を賜う。人ごとに一襲なり。(会)洪武三十年八月庚辰(一日) 国子監の琉球生仁悦慈等
- (国) 亨・百花・蘇門答剌・西洋邦哈剌等凡そ三十国なり。 「宮) (図) (図) (図) (図) (図) (図) (図) (図) 洪武三十年八月丙午(二十七日) 臘 戒飭し礼送して還朝せしむ。是の後、使臣・商旅阻絶し、(ધ) (ほ) 惟庸乱を謀るを以て三仏斉乃ち間諜を生じ、 (以) 国と往来して使臣絶えず、商賈之を便とす。近者、 使臣、 し我が中国に入りて学を受けしむるに、 して曰く「…彼豈に大琉球王と其の宰臣、 りて学を受けしむ。 諸国王の意、 大琉球王と其の宰臣、 客旅通ぜず」。 大琉球は入貢してより以来今に至るまで来庭(宮) 爪哇国王其の事を聞知し、三仏斉を 上曰く「洪武初め、 是に于て礼部、 皆子弟を遣わし我が中国 礼部奏す「諸番 皇上、 暹羅 海外諸番 皆子弟を遣わ 我が使臣 寒暑の衣 玉 王に容 安南 国 中 0

これ、三十年十月月月(六日)、国子告り花求上ころ文と、安南・占城・真臘・暹羅・大琉球は皆臣職を修む。…」。らんや。皇上の心、仁義兼ね尽くせり。…皇上嘗て曰く、を錫い、疾有らば則ち医に命じて之を診しむるを知らざ

賜う。(《八)洪武三十年十月甲申(六日) 国子監の琉球生に冬衣を

(田)

(宝)

に夏衣を賜う。

夫

- 々表を上りて馬及び硫黄を貢す。 恰宜斯耶を遣使し、中山王察度、友賛結致を遣使し、各(充)洪武三十年十二月癸巳(十五日) 琉球国山北王攀安知、
- 北王攀安知、其の臣を遣わして表を進め馬を貢す。(+0)洪武三十一年(一三九八)正月丙辰(八日) 琉球国山
- (上) 洪武三十一年三月戊申 来貢す。 妹を遣わし京に在りて読書せしむ。 ること亦た之の如し。 て馬及び硫黄・胡椒等の物を貢す。 0 臣亜蘭匏・押撒都結致・毎歩結致・撒都奴侍を遣わし 是れより先、 (一日) 琉球国中 其の国、 是に至り、 其の世子武寧、 山王察度、 女官生姑魯 謝恩して 貢す 其
- に鈔を賜うこと差有り。 (三) 洪武三十一年三月甲寅(七日) 琉球国の使臣亜蘭匏等
- (当) う。 帯を請う。 洪武三十一年三月癸亥(十六日) 冠帯を賜う。 誠に嘉尚す可し。 上日く 是れより先、 「彼の外夷、 礼部其れ冠帯の制を図き、 察度遣使して来朝 能く我が中 琉球 玉 国の礼 中 Ш 中 王 往きて 義を慕 -国の冠 察 度に

- 之を賜い、并びに其の臣下に冠服を賜う。謝恩す。復た冠帯を以て請を為す。命じて制の如くして之を示せ」。是に至り其の臣亜蘭匏等を遣わし来貢して
- 洪武三十一年四月乙酉(九日) 国子監の琉球・雲南生の臣鴉勒佳稽・程復を遣わして馬及び硫黄を貢す。 洪武三十一年四月丁丑(一日) 琉球国中山王察度、其
- 其の臣阿不耶を遣わして馬及び硫黄を貢す。洪武三十一年四月己丑(十三日) 琉球国中山王察

#### 太宗実録

- 洪武三十五年(一四〇二) 即 誤れる有るも皆之を寛宥して以て遠人を懐く。 者は悉く其の便を聴く。 を遇するに誠を以てし、 蘇門答刺・占城諸国を諭す。 るを聴すべし。爾、 太祖高皇帝 位の詔を以て安南・ 正に当に広く無外に示し、 の時、 諸番国 其れ之を諭し、 暹羅· 或いは避忌を知らずして憲条を 其れ土物を以て来りて市易する 九月丁亥(七日) 遣使して来朝す。 上、 爪哇 諸国の輸誠来貢する者有 礼部の臣に諭して曰く 琉球・ 朕の意を明知せ 日 本. 今四海 に皆、 遣使して 西洋
- う。 つ方物を貢す。鈔・文綺表裏及び紬・絹の衣各一襲を賜 山王察度、従子三吾良亹等を遣わし、表を奉りて賀し且 二)永楽元年(一四〇三)二月己巳(二十二日) 琉球国中
- 及び襲衣・文綺を賜う。善住古耶、攀安知の言を致し、善住古耶等を遣使し、表を奉りて朝賀し方物を貢す。鈔會に宴を会同館に于て賜う。…琉球国山北王攀安知、二)永楽元年三月丙戌(九日) 琉球国中山王の従子三吾良

来朝し、馬及び方物を貢す。鈔・襲衣・文綺を賜うこと王弟汪応祖、渥周結制・長史王茂等六十五人を遣使して王弟汪応祖、渥周結制・長史王茂等六十五人を遣使して王弟汪応祖、渥周結制・長史王茂等六十五人を遣使して王弟汪応祖、渥周結制・長史王茂等六十五人を遣使している。(5)。 上、之を冠帯・衣服を賜いて以て国俗を変ずるを丐う。上、之を

四

五

差有り。

- り。 う。 永楽元年八月癸丑 使し、 南 錠 行人崔彬は朝鮮に使す。 人成務は暹羅に使し、 人甯善は爪哇・西洋・蘇門答剌に使し、 番 を賜 0 行人呂譲・丘智は安南に使し、 (3) 国王に絨錦織金文綺・紗・羅を 占 行人辺信 暹羅・・ 朝鮮に使する者は衣一襲及び皮裘・ (16) 朝鮮に使す。人ごとに紵糸衣一襲・ ・劉亢は琉球に使し、 琉球· (八日) は琉球に使し、翰林待詔 行人蒋賓興・王枢は占城 真臘 ・紗・羅を賜わしむること差有 官を遣わし往きて朝鮮 爪哇 使し、給事中王哲・(12) 按察副使聞良輔・(12) 西 洋・ 蘇門答剌 鈔二十五 狐帽を 王 真臘に 延 行 加 諸 安
- 六 永楽二年 道は常典に率由(20) せしむ。 を祭り、 するを以て来りて計を告げしむ。 山王世子武寧、 賻するに布帛を以てし、 (18) 詔 (一四〇四) 二月壬辰 (二十一日) して曰く す。 姪三吾良亹等を遣わし、 故琉球国中山王察度、 聖王の治は万邦を協和し、 遂に武寧に詔 礼部に命じ遺使して之 其の 命を皇考太祖の (21) (21) 五察度の卒(17) て襲爵 0

九

永楽二年四月乙酉

(十五日

朝鮮国王

琉

球

国

暨び率先して帰 高皇帝に受けて東藩を作屏 を延べよ。 下を撫し、 琉 き所なり。 て身を修め、 球 国中山王と為し、 欽めや」。 克く茲の道に 爾武寧は乃ち其の 敬以て徳を養い、 誠す。 以 今既に亡歿すれば宜しく後有るべ て厥の世を承けしむ。 循れ し臣節を克修す。 13 世子なり。 て海邦を作鎮し永く世 忠以て上に事え、 特に爾を封じて 朕 惟だ倹以 0 仁以て 即 位に

(0)

七 永楽二年三月己未(十八日 都結制等を遣使して方物を貢す。 琉 銭23 球 ・ 国 鈔 Ш 北王攀安知 文統・ 綵幣を 亜

八 部役北 王 ずべ n, 永楽二年四月壬午 隗谷結制等を遣使し来朝して方物を貢す。 する所の意なり。宜しく言う所に従いて以て遠人を安ん 球 i) o 冠 玉 帯等 || 書蹇義に諭して曰く |の例の如く冠帯・衣E 山南王と為す。 能く其の国人を撫し、 承察度は子無く、 既に能く大に事え又能く衆を撫し、 0 遂に遺使して詔を齎して之を封じ、 物を賜い (十二日 応祖は故 て其の使と 衣服を賜わんことを乞う。 臨終に応祖に命じて国 歳々に職貢を修む。 国は必ず統有り、 琉球 偕に倶は 韶して汪応 山南王承察度の 三王李芳遠(26)と 且つ奏して山 且 祖 0 衆は必ず 事を摂らし を 旧 封じ 并びに 是に至り 従弟な 王 0 7 吏 琉

> は、 中 Ш 詔命未だ至らざるの 王 世子武寧及び 諸 に鈔幣を賜うこと差左語番の酋長、倶に遣佐 故なり。 倶に遺使し表を奉りて

処(球別) 国に 山 永楽二 んぞ禁令を知らんや。 し。 南王、 此れ罪するに足らず」。 能りて磁器を市わしむ。 ・ 年五月甲辰 上曰く一遠方の人、 遣使して方物を貢すに、 几 朝廷、 日 利を求むるを知るのみ。 礼部尚 遠人に於ては当に之を懐 法として当に逮えて問す 書李至 就ち白金を齎し 王剛等奏す 安大 琉

永楽二年九月壬寅 之の為に修理し、 能く人を危に於て援け、 を請う」。 天下を統御するをや。 其 風 琉球と修好するは是れ番邦の美事なり。 通 て海岸に漂泊す。 ば之を導きて去かしめよ」。 を候ちて其 0 好し風に因り漂至す、 の為に漂して此に至る。 物を利して之を籍す可けんや。 上 礼部尚書李至剛等に謂 人帰らんと欲 人の 之に詢うに 四日 食に乏しき者は之に粟を給 其れ布政司をして舟の 人を善に於て助く。 と 正に宜しく嘉恤すべ |是れ遅| 巳に船 L 福 或い 建布 は 郷に善人有 国の遺 中の 政 [] 31 琉球に往かんとす 11 て曰く 物 奏す 不幸にし 使 を 況んや 壊るる者は 籍 して 記32 暹 琉球 7 朝廷 船 豊に 船 玉 有 便 お 命

- 衣・文綺を賜い、礼部に命じて之を宴せしむ。 其の舅及び相を遣わし、来朝して方物を貢す。鈔及び襲(三)永楽二年十月乙未(二十七日) 琉球国中山王・山南王、
- 襲封の恩に謝す。之に文綺・襲衣を賜う。 武寧、姪三吾良亹等を遣わし、表を奉りて方物を貢し、(三)永楽三年(一四〇五)三月甲辰(九日) 琉球国中山王
- 臣の三吾良亹等に宴を会同館に於て賜う。 (36) (37) (37) 女直の把刺答、琉球・西洋・暹羅の使(36) 水楽三年三月癸亥(二十八日) 女直及び奴児干黒龍江(35)
- ・綵幣表裏を以てす。 結制等を遺使して馬及び方物を貢す。賜うに鈔錠・襲衣結制等を遺使して馬及び方物を貢す。賜うに鈔錠・襲衣(三)永楽三年四月丙寅(一日) 琉球国山北王攀安知、赤佳
- の使臣に宴を礼部に於て賜う。(「六)永楽三年四月辛未(六日) 琉球・朝鮮・麓川及び韃靼(四)
- を賀す。之に鈔幣を賜う。 結制等を遺使し、表を齎して馬及び方物を献じ万寿聖節(14) 永楽三年四月丁丑(十二日) 琉球国中山王武寧、養埠
- 鈔及び文綺を賜う。 頼結制等を遺使して表を奉り馬を貢し、襲封の恩に謝す。 八)永楽三年四月癸未(十八日) 琉球国山南王汪応祖、泰

三五

官の子李傑を遣わし、国子監に赴きて学を受けしむ。夏(元)永楽三年五月乙巳(十一日) 琉球国山南王汪応祖、寨

衣一襲を賜う。

- 生の李傑等并びに其の従人六十三人に衣衾を賜う。(三0) 永楽三年十月乙丑(三日) 国子監の琉球・四川・雲南
- に復す。是に至り、琉球に出使して還る。故に其の職人と為す。是に至り、琉球に出使して還る。故に其の職きも、上書して陳情し過を改むるを願う。遂に命じて行の官を復す。中、初め罪に坐し当に謫して戍辺せしむべの官を復す。中、初め罪に坐し当に謫して戍辺せしむべの官を復す。中、初め罪に坐し当に謫して戍辺せしむべい。(4)(4)
- 正旦を賀す。
  ・貴州の諸土官、各々人を遣わして方物を貢し、明年の山南王汪応祖、山北王攀安知、西番馬児蔵等の簇、四川(三)永楽三年十二月戊子(二十六日) 琉球国中山王武寧、
- (三) 永楽四年(一四〇六)正月甲午(三日) 朝鮮・琉球諸
- く「之を還さば遠人の帰化の心を阻むを慮る。請う、但ぞ忍びん」。礼部に命じて之を還さしむ。礼部の臣言わ上曰く「彼も亦た人の子なり。罪無くして之を刑す、何永楽四年正月壬寅(十一日) 琉球国、閹者数人を進む。

だ勅 若か す。 諭 するに空言を以てするは之に示すに実事を以 ず。 を賜 帝王は乃ち人類を絶つ可けんや」。 で来る者有らん。天地は万物を生ずるを以て徳と為 今遣還せずば、 Vi 7 其の再進を止 彼、 めんことを」。 朕に媚びんと欲し必ず踵を 竟に之を還 百 てするに < 一之に す。

- 三 奈必を遺使し、琉球国中 永楽四年三月壬辰(二日) び 子監に入りて学を受けしむ。 姪三吾良亹等を遣わ に夏衣等の物を賜う。 鈔幣を賜う。 武寧は寨官の子石達魯等六人を遣送し 琉球国中山 来朝して馬及び方物を貢 暹羅国王昭! 王武寧・ 各々鈔三十錠 Ш 南王汪応祖 禄群膺哆 襲衣 羅 諦 剌(48 襲 其 并 各 玉 0
- (上) 永楽四年五月辛卯 頭 玉 目に 琉 宴を賜う。 球 玉 0 使臣、 (二日) 遼 東者 不 林 尚師哈立 河 0 来朝せる野 麻50 の使臣及び 人女直 爪 哇 0
- を賜う。
  の石達魯等并びに従人に紬・絹・綿布・冬衣二百二十事(三)永楽四年八月甲辰(十八日) 国子監の琉球国・雲南生
- 二九 汪応 永楽五年 鈔 祖、 幣を賜うこと差有り。 泰頼結 几 [0七) 制等を遺使し、 三月乙卯 来朝して馬及び方物を貢 日 琉 球 玉 Ш 南 王
- $\equiv 0$ 永楽五年四月乙未 三吾良亹を遣使し、 (十一日) 馬及び方物を貢す。 琉 球 国 中 Ш 別に遺使して其  $\pm$ 世 子 思 紹(51

- 球国中山王を嗣がしむ。
  て祭賻を賜い、并びに遣使して詔を齎し思紹を封じて琉で祭賻を賜い、并びに遣使して詔を齎し思紹を封じて琉の父中山王武寧の卒を来告せしむ。礼部に命じ、遣使しの父中山王武寧の卒を来告せしむ。
- の石達魯等并びに其の従人に夏衣を賜う。(三)永楽五年五月己未(六日) 国子監の琉球国及び雲南生
- 馬を貢す。各々鈔幣を賜うこと差有り。襲封の恩に謝す。山南王汪応祖、萬達姑耶等を遣使して山王思紹、阿勃吾斯等を遣使し、表を奉りて方物を貢し、(三) 永楽六年(一四〇八)三月乙亥(二十六日) 琉球国中
- 川生の王達并びに従人に冬衣・靴韈を賜う。(三) 永楽六年十一月戊申(四日) 国子監の琉球・雲南・四
- 三四 芳遠・ 貴州 永楽七年 賀 す。 0 諸土官 鈔幣を賜うこと差有り。 琉球国中山王思紹及び雲南・ (一四〇九) 四月癸未(十一 の酋長等、 遣使して方物を貢し万寿 几 日 JII 湖 朝鮮 広 広西 聖 玉 節 王 李
- 阿勃吾斯古等を遣使して馬を貢す。鈔及び衣幣を賜う。(壹)永楽七年五月己亥(二十八日) 琉球国山南王汪応祖、
- 雲南生の李傑等及び其の従人に冬衣・靴韈を賜う。永楽七年十一月己卯(十一日) 国子監の琉球・四川・

三

思紹、姪三吾良亹等を遣わし、来朝して馬百一十匹を貢(三)永楽八年(一四一〇)三月辛未(五日) 琉球国中山王

- す。皇太子、之に鈔幣を賜う。
- く巾衣・靴絛・衾褥・帳具を賜う。 古等二人、国子監に入りて学を受く。皇太子、命じて悉古等二人、国子監に入りて学を受く。皇太子、命じて悉(55) 未楽八年六月庚子(五日) 是の日、琉球国の官生模都

(四里)

- (四0) 永楽八年六月乙丑(三十日) 是の日、琉球国中山王思(四0) 永楽八年六月乙丑(三十日) 是の日、琉球国回の哈只紹、阿乃佳結制・林佑等を遺使し、及び阿端回回の哈只佐は本中国人なり、琉球の通事と為り、冠帯を賜わんこ(30)
- 褥・巾絛・靴韈を賜う。 子監の琉球・四川・雲南生の楊麟等九十二人に衣服・衾(四) 永楽八年八月癸卯(九日) 皇太子、命じて例の如く国

之に違うを得んや」。
に著す。所謂万物を曲成して遺さざる者なり。朕安んぞ(67)
楽しむ。我が太祖高皇帝、命じて之に資給せしめ、令典楽しむ。我が太祖高皇帝、命じて之に資給せしめ、令典遣わして入学せしむ。必ず衣食に於て足り、然る後学を有らず」。上曰く「遠方、中国の礼義を慕い、故に子を

- 宴費せしむ。

  「大物を買して明年の正旦を賀す。礼部に命じて之にし、方物を買して明年の正旦を賀す。礼部に命じて之に臣林整を遣わし、琉球国中山王思紹、姪三吾良亹を遣わ永楽八年十二月丙辰(二十四日) 朝鮮国王李芳遠、陪
- 其の て琉 又言わく「復は饒州の人なり。(74) 茂を陞せて国相と為し長史事を兼ねしめんことを請う」。 (73) 永楽九年四月癸巳(三日) 茂は琉球国相兼右長史と為す。 て来らしめ表して言わく「長史王茂は輔翼すること有年 弥等を遣使し、馬及び方物を貢す。 球国 郷に還らしめんことを請う」。 相兼左長史と為し、致仕して饒州に還らしめ、 動誠 懈 らず。今年八十有一。致仕を命じて(で) 琉球国中山王思紹、 其の祖察度を輔くること 仍お坤宜堪弥等に鈔幣を 并びに長史程復を以 (72) (72) 中山王思紹、坤宜堪 之に従う。 復を陞せ

至三

永楽十年

几

一二) 二月乙亥 (二十日)

南

賜い 7 遣還

永楽九年六月乙卯(二十六日 に 王 都莆等を遣使して表を奉りて謝恩す。 鈔及び綵幣を賜う。 人を遣わして来りて謝し、 遣 非ざるを以て併びに其 わす 一察御史、 76の使 使、 其の実を廉べ得て以 其の方物を匿して貢を尽くさざる者 0 使も之を宥す。是に至り 仍お方物を貢す。 琉 別す。 球国 是れより先、 中 上、 Ш 勅して王に 王思紹、 国王の意 思紹 中 Ш 模

型 永楽九年十一月辛巳 に宴費せしむ 吾良亹等を遣わして来朝し方物を貢 (二十四 日 す。 琉球 礼部に命じて之 玉 Ŧ 思 紹、 姪三

(四八) 永楽九年十二月丙午 宴を賜う。 暹 羅等の 玉 0 使臣鄔頼察其等、 (二十日)、 都督柴別四 雲 南 潞 江安撫(79) 里 哥、 及び 囊壁等 琉

( 四九) を賀す。 泰勃 永楽九年閏十二月癸酉 奇 郭 伯 姑 頼耶等を遣使して馬を貢 (十七日) 琉球国中 明年 Ш 王 0 思 正 日

(五0) 失八里等の間 の処の使臣及び斡難 十二月戊寅 (二十二)日 河 等 0 衛82 指 元琉 揮83球 国 に宴を賜 瓦 刺80 别

至 永楽九年 及び 女 直 閏 0 + 頭 目 一月辛巳 に宴を賜う。 五 日 朝 鮮 琉球国山 琉 球 0 使

> 王汪 応 祖、 使 臣 阿勃吾斯古を遣わ L て方物を貢す。

鈔幣を賜う。

(垂) 永楽十年二月己卯84 二十四 日 琉 球 国 Ш 南 王 0 使 臣 四

勃 吾斯古等に宴を賜う。

一 裏を賜うこと差有り。 永楽十年四月庚午(十六日 海異等を遣わ 馬及び方物を貢 し、 琉球 Ĺ 国中 万寿聖節を賀す。 Ш 王 恵 朝鮮国 紹 坤 王 宜堪弥等を 李芳遠、 鈔及び文綺表 陪 遣 臣 閔

永楽十年六月癸亥 JII 0 官生懐徳等一百三十六人に夏布(85) (十日) 国子監( 0 琉 襴 球 衫 玉 條 靴 南 を 賜 几

う。

(五六) 永楽十一年(一 うこと差有 Ш 王思紹、 甚 麻之里等を遣 四一三 正 一月丙申 使し馬を貢す。 (十六日) 鈔 文綺 琉球 を 玉 中

(五七) を賜う。 里 永楽十一 亦罕 平河衛指揮也 (86) 一年正月戊申 揮也里 (二十八日) 麻哈 遼 東 自 日在州指揮賈你等に (87) 琉球国の使臣甚ら 賈你等に 麻之

(五九) (五八) 奇を遺使し馬を貢す。 <sup>(88)</sup> 永楽十一年二月辛亥 永 恰 那 晟其三人を送り、 年 四月己巳 三日 三 十 国子監学に入りて学を受け 及び寨官の子鄔 旦 琉 球 国 琉 球 同 中 国中 志久 Ш 王思紹 · 周· Ш 王 魯毎 思

三吾良亹を遣わし、 山南王汪応祖、 吾是佳結制等を遣

- 』。使し馬を貢す。礼部に命じて之に鈔及び永楽銭を賜わし使し馬を貢す。礼部に命じて之に鈔及び永楽銭を賜わし
- (公) 永楽十一年五月庚寅 (十二日) 帰るも亦た人情なり。 「遠人の来りて学ぶは誠に美事にして、 遂に綵幣表裏・襲衣及び鈔を賜い道里の費と為さ 仍お兵部に命じて駅伝を給せしむ。 (9) 奏して帰省を乞う。 宜しく厚賜して以て之を栄うべ 礼部 国子監の琉球生模 の臣に謂い 事に親を思い T 日く 都 7
- ・四川生の懷得等六十人に夏衣等の物を賜う。(宀)永楽十一年五月丙午(二十八日) 国子監の琉球・雲南
- ・四川生の懐徳等四十六人に冬衣・靴韈を賜う。(亖)永楽十一年十二月丁巳(十二日) 国子監の琉球・雲南
- 使し、馬及び金銀器皿等の物を貢し、明年の正旦を賀す。陪臣崔栄蘇を遣わし、琉球国中山王思紹、威巴魯等を遣(四)永楽十一年十二月甲戌(二十九日) 朝鮮国王李芳遠、
- 襲及び襴衫・靴韈・衾褥・幃張等の物を賜う。其の従人皇太子、国子監の琉球生益智毎等二人に羅衣・布衣各一皇太子、国子監の琉球生益智毎等二人に羅衣・布衣各一(左)、永楽十二年(一四一四)六月戊午(十七日) 是の日、

賜うこと差有り。

三吾良亹等を遣わし、馬及び方物を貢す。之に鈔幣を賜六)永楽十二年閏九月乙巳(五日) 琉球国中山王思紹、姪

う。

- (空) 永楽十二年十二月己卯(十日) 国子監の琉球生鄔同志
- (交) 為る。 物を貢す。 永楽十三年(一四一五)三月丁巳 制等に鈔を賜うこと差有り。 国事を摂らしむ。是に至り表して襲爵を請う。 Ш .南王汪応祖の世子他魯毎、 各寨官、 是れより先、 兵を合せ達勃期を誅し、 応祖、 一、兄の達勃期の弑する所と (33) 鄔是佳結制等を遺使して方 (十九日) 他魯毎を推して 琉球 鄔是佳結 玉 故
- (も0) 永楽十三年五月己酉(十三日) 行人陳秀芳等を遣わし、に山北王攀安知、倶に遣使して馬及び方物を貢す。(究) 永楽十三年四月丙戌(十九日) 琉球国中山王思紹並び
- 生の益智毎等九十二人に夏衣を賜う。(三)永楽十三年五月辛酉(二十五日) 国子監の琉球・雲南
- 王攀安知の使臣辞す。悉く鈔幣を賜う。 三)永楽十三年六月辛未(六日) 琉球国中山王思紹・山北

表を奉りて方物を貢し、

襲封の恩に謝す。

全

- 世子尚巴志、宜是結制等を遺使し、馬及び方物を貢す。(室) 永楽十三年八月己丑(二十五日) 琉球国中山王思紹の
- おようお楽十三年九月壬子(十八日) 琉球国中山王思紹の世
- (宝) 中官を殴傷し、(97) 阿勃馬 永楽十三年十一月己酉 に大辟に寘くべし。已に法司に命じて律の如くす。(9) \* すこと母かるべし」。 せしむ。 る 佳魯等来京. 勅を齎し、 遣わす所の使臣直佳魯、 \$ 王の忠誠を 結制等六十七人は之と同悪にして罪も亦た死に当 自今、 建しいまま 思紹を諭して曰く「比、 遺使するに宜しく之を戒約して朝憲を犯wを 眷 み、特に遺帰し、王をして自ら治 其の衣物を奪う。 朕之を優待す。 眷 (十六日) 海船を擅奪し、 法を犯して誅に坐す。 還るに及び福建に至りて 直 佳魯は 琉球 王の遣わす所の 魯は首罪にして当 (98) 官軍を殺死し、 玉 中 Ш 王思 遣 使し 其 紹 7 0
- (44) (七六) 永楽十四年(一四一六)正月庚申(二十七日) 中山王思紹、 義等を遺 使の 几 不 使 謹 年四月辛未 0 罪を謝す。 姪三吾良亹を遣わして馬及び方物を貢し、 馬を 貢す。 (九日) 鈔幣を賜いて遣還 山 南 琉球 王 他 国中山 魯毎、 鄭  $\pm$ 恵紹、 義才等 琉球 を 韓 玉

- 砂幣表裏を賜うこと差有り。 韓完義等・山南王他魯毎の使臣鄭義才等、辞して帰る。 韓元義等・山南王他魯毎の使臣鄭義才等、辞して帰る。 (天) 永楽十四年六月辛酉(一日) 琉球国中山王思紹の使臣
- 一十九人に夏衣を賜う。(芜)永楽十四年六月乙丑(五日) 国子監の琉球・雲南生百
- を貢す。中山王思紹・山南王他魯毎、甚謾志里等を遺使し、方物中山王思紹・山南王他魯毎、甚謾志里等を遺使し、方物(穴)、永楽十五年(一四一七)四月甲申(二十八日) 琉球国
- 2 金文綺 表裏· 永楽十五年閏五月戊午 南 王 一他魯毎の使臣甚謾志里等、 金織紗衣を賜う。 紗 羅を賜う。  $\widehat{\Xi}$ 而 日 L て其の王に鈔及び 辞 して帰る。 琉球 国 中 Ш 鈔及び文綺 Ŧ 絨錦 恵 紹 Ш
- 還す。結制等を遣使し、馬を貢す。鈔及び文綺表裏を賜いて遣(竺)、永楽十五年八月己丑(六日) 琉球国中山王思紹、亜勃
- 全 賜い 志、 永楽十五年九月丙寅 て遺還す。 鄔梅住尼九等を遺使して馬及び方物を貢す。 十四四 日 琉 球国 中 Ш 王 世 鈔幣 子 尚
- 綺表裏を賜う。 山王思紹、長史懐機等を遣わし、方物を貢す。鈔及び文山王思紹、長史懐機等を遣わし、方物を貢す。鈔及び文(四) 永楽十六年(一四一八)二月乙未(十四日) 琉球国中
- 永楽十六年三月壬子 (二日) 琉球国中山王の長史懐機

- 里 占城国の使保麻翁・哈密忠義王(図) 頭目速哥等に宴を賜う。 の使把失忽里・別失八
- 分か 永楽十六年五月辛亥 (二日) 琉球諸国、 行糸・紗・羅・綵絹を賜うこと差有り。 (回) 蘇門答剌・千達里(104) 其の使に 冠帯 暹羅
- (公主) 永楽十六年五月甲子 琉球・爪哇等の国使に宴を賜う。 (十五日) 蘇門答剌 ·千達里 暹

鈔

- 公 乃住等を遺使し、表を奉りて方(治) 表を奉りて方物を貢す。 琉球国中山王思紹、 鈔幣を賜うこ 阿
- (九) 永楽十七年 之に鈔幣を賜う。 中山王思紹 、鄔梅住尼等を遣使し、 (凹) (一四一九) 正月戊辰 (二十三日) 馬及び方物を貢す。 琉球国
- 永楽十七年四月丁酉(二十三日) 使者農巴魯尼等を遣わして方物を貢す。之に鈔幣を賜う。 琉球国中山王思紹、
- 九二 永楽十七年七月壬子 (九日) て方物を貢す。之に鈔幣を賜う。 琉球国中山王思紹、 遣使
- (九三) 永楽十七年十二月癸巳(二十三日) 甚謾志里を遣使して表を奉り方物を貢し、 琉球国 明年の正旦を 中 Ш 王 思
- 永楽二十年 (一四二二) 十月癸巳 (九日) 琉球国中山

王思紹、 模都古等を遺使して方物を貢す。 鈔二十

永楽二十一年(一四二三)八月戊午(十日) 表裏を賜う。

- (五五) 九四 永楽二十一年十一月丙午(二十九日) を貢す。皇太子、礼部をして宴して之を労わしむ。 山王世子尚巴志、 使者阿不察都を遣わし表を奉りて方物 朝鮮国王李祹(108 琉球 玉 中
- こと差有り。 遣わす所の陪臣崔雲等、 頭目也失言千、 辞して還る。 各々鈔幣を賜う 官
- 九六 永楽二十二年(一四二四)二月戊午(十二日) 賻を賜うに布帛を以てす。 中山王思紹卒し、 計聞す。 `。礼部に命じて官を遣わし、祭 (≌) 琉球国
- (九七) 質せしむること例の如くす。 四 永楽二十二年六月甲寅(十一日) |勃馬結制等を遣使し、 馬を貢す。 琉球国山 皇太子礼部をして賜 南王他

### 仁宗実録

- 等を遣わし、馬及び方物を貢す。衣及び鈔幣を賜うこと山王、長史鄭義才を遣わし、占城国王、使者逋沙帕済閣一)永楽二十二年(一四二四)八月乙丑(八日) 琉球国中
- を齎して琉球国に使せしむ。(二)永楽二十二年九月己卯(七日) 行人周奏を遣わし、勅(2)(3)

差有り。

- 有り。 等の県の土官黄廷満等、方物を貢す。鈔幣を賜うこと差等の県の土官黄廷満等、方物を貢す。鈔幣を賜うこと差巴志、使者安丹尼結制等を遣わし、馬を貢す。交阯清威(三) 永楽二十二年十月戊午(十七日) 琉球国中山王世子尚
- す。綵幣表裏を賜うこと差有り。 揮使金声・建州左衛指揮使猛哥帖木児来朝して馬を貢 使者阿勃馬結制等を遣わし、方物を貢す。及び東寧衛指 (四) 永楽二十二年十二月甲子(二十三日) 琉球国山南王、

七

皇考太宗文皇帝、躬ら天命を膺け、万方を統御するや、 尚巴志に命じて中山王を嗣がしむ。勅して曰く「昔我がわし、勅を齎して琉球へ往かしめ、故中山王思紹の世子。 \* (2) (2) 中官柴山を遺

> 巴志に冠帯・襲衣・文綺を賜う。 其れ祗んで承けて怠る無く 忽(9) しむべし。特に内官柴山を遣わし、勅を齎し、爾に命じ を福にせよ。斯ち爵禄の栄、無窮に延びん。 が皇考良に用て褒嘉す。今朕大統を纉承す。念うに爾 天を敬い大に事えること、益々久しくして懈らず。 琉球中山王思紹、 恩施すること均しく一にして、 て、恪んで藩服を守り、徳を修め善に務めて、 て琉球国中山王を嗣がしむ。 の父没して已に久し。爾は其の嫡子にして宜しく承続せ 聡明賢達にして茂んに忠誠を篤くし、 爾尚わくは孝を立て忠を立 遠邇は仁に帰す。 にする無かれ」。 尚わくは 以て国 仍 爾の父 お尚 我

- を賜う。世子尚巴志、通事李傑を遣わし、方物を貢す。鈔幣表裏(六)洪熙元年二月辛酉(二十一日) 故琉球国中山王思紹の

## 宣宗実録

王尚巴志、使者佳期巴那等を遣わして来朝し馬を貢す。(一)洪熙元年(一四二五)閏七月戊戌(一日) 琉球国中山

洪熙元年閏七月戊申

(十一日)

琉球国の使臣佳期巴那

等に鈔・綵幣表裏・襲衣を賜うこと差有り。

- 南者結制等に鈔・金織文綺・紗・羅・絹を賜うこと差有(四)洪煕元年八月己卯(十三日) 琉球国の使臣浮那姑是・
- 方物を貢す。
  王尚巴志、使臣宋比結制等を遣わし、表箋を奉り馬及び(五)洪熙元年十二月(一四二六)庚午(五日) 琉球国中山
- 賜うこと差有り。 等及び必里衛の土官都指揮僉事康寿等に鈔・綵幣表裏を(土) 洪煕元年十二月己卯(十四日) 琉球国の使臣宋比結制
- (七)宣徳元年(一四二六)三月乙卯(二十一日) 琉球国中

- を貢し、襲爵を命ぜる恩に謝す。 山王尚巴志、使者実達魯等を遣わして、表を 上 り方物
- ・綵幣表裏を賜うこと差有り。 琉球国の使臣実達魯等に鈔
- 臣鄭義才を遣わして長陵に進香せしむ。 (回) 宣徳元年四月甲戌(十一日) 琉球国中山王尚巴志、使
- えしむ。

  えしむ。
- 亦た異恩を表わす。古人言わく、携れたるを招くは礼を夷の帰誠するは固より是れ美事なり。特に冠服を賜うは志に皮弁冠服を賜う。上、礼部尚書胡濙に謂いて曰く「遠で記して流球国中山王尚巴(三)宣徳元年六月癸亥(一日) 遺使して琉球国中山王尚巴

- 尤も当に之を念うべし」。以てし、遠きを懐くるは徳を以てす、と。朕と卿等と、
- 使者模都古等を遣わして方物を貢し京師に至らしむ。(三)宣徳元年八月戊子(二十七日) 琉球国中山王尚巴志、
- (四) 宣徳元年九月甲寅(二十四日) 琉球国中山王尚巴志、
- (三)宣徳元年十月癸亥(三日) 琉球国の使臣模都古等に使臣郭伯祖毎等を遣わして来朝し方物を貢す。

鈔

(云)宣徳元年十月戊寅(十八日) 琉球国の使臣郭伯祖毎等・綵幣表裏・襲衣・靴韈を賜うこと差有り。

に鈔・

綵幣表裏を賜うこと差有

n,

- い失い、故に後れて至る。 等は初め模都古等と同に来れるも、海道に風に遇いて相使者佳期巴那等を遣わして馬及び硫黄を進む。佳期巴那(1七) 宣徳元年十月辛巳(二十一日) 琉球国中山王尚巴志、
- (一个) 宣徳元年十一月壬辰 (三日) 琉球国の使臣佳期巴那等
- (元) 宣徳二年(一四二七)四月辛未(十三日) 琉球国山南(元) 宣徳二年(一四二七)四月辛未(十三日) 琉球国山南
- 者安丹結制等を遣わして長陵に進香せしむ。(三0)宣徳二年四月丙子(十八日) 琉球国山南王他魯毎、使
- (三) 宣徳二年四月丁亥 (二十九日) 琉球国の使臣謂慈悖也

- 等に鈔・綵幣表裏・襲衣を賜うこと差有り。
- 臣浮那姑是等を遣わして表箋を奉り、馬及び方物を貢す。(三) 宣徳二年七月戊戌(十二日) 琉球国中山王尚巴志、使
- 等に鈔・綵幣表裏を賜うこと差有り。(三)宣徳二年七月甲寅(二十八日) 琉球国の使臣浮那姑是
- 蒲察都、 相い 使者阿蒲察都等を遣わして表を奉り方物を貢す。 宣徳二年十月乙亥(二十一日) 失う。 浮那姑是と同行せるも舟を異にし、 是に至り始めて至る。(22) 琉球 国 中 Ш 風に 王尚巴志 初め阿 遇 いて
- (三)宣徳二年十一月丙戌(二日) 琉球国の使臣阿蒲察都
- 使臣魏古渥制等を遣わして表を奉り馬及び方物を貢す。(三人)宣徳二年十一月辛亥(二十七日) 琉球国中山王尚巴志、
- に鈔・綵幣表裏・靴韈を賜うこと差有り。 (三) 宣徳二年十二月壬戌(九日) 琉球国の使臣魏古渥制等
- (三人)宣徳三年(一四二八)八月庚子(二十一日) 琉球国中(三人)宣徳三年(一四二八)八月庚子(二十一日) 琉球国中
- 三九 (110) 宣徳三年十月辛卯 宣徳三年九月乙亥(二十六日) 梁回等に鈔・綵幣表裏を賜うこと差有 冠帯及び金織紵 糸襲衣を、 (十三日 余は皆素紵 上、 琉球 琉球国中 n 国 |の使臣鄭 糸 仍 襲 衣を 山王尚巴志 お義才・ 義 才 П

- 55 -

- わしめ、 0 朝貢弥々謹むを以て、遣使し勅を齎し、往きて之を 労(エタ) 并びに王に紵糸・紗・羅・錦段を賜う。
- $\equiv$ 使臣南者結制等を遣わし、来朝して馬及び方物を貢す。 宣徳三年十月癸卯(二十五日) 琉球国中山王尚巴志、
- $\equiv$ 等に鈔・綵幣表裏を賜うこと差有り。 宣徳三年十一月辛酉(十三日) 琉球国の使臣南者結制
- を齎して琉球国に使せしめ、其の王に金織紵糸・紗 宣徳三年十二月庚寅(十三日) 絨錦を賜う。 内官柴山等を遣わし勅(27)
- 三 浡也等を遣わして馬及び方物を貢し、 宣徳四年 陪臣韓恵を遣わし、 (一四二九) 正月乙丑 琉球国中山王尚巴志、 (十八日) 万寿聖節を賀す。 朝鮮国王李 使者謂慈
- 三差 襲衣を賜うこと差有り。 琉球国の使臣謂慈浡也等十三人に鈔・ 宣徳四年二月丙申(二十日) 朝鮮国の使臣韓恵等九人、 綵幣表裏及び紵糸
- 三 使者郭伯茲毎を遣わし、(29) 宣徳四年四月辛丑(二十六日) 来朝し馬及び方物を貢す。 山南王他魯每、 琉球国中山王尚巴志、 通事梁密祖等を
- (量) うこと差有り。 宣徳四年五月丁巳 及び山南王の通事梁密祖等に鈔・綵幣表裏を賜 (十二日) 琉球国中 Ш 王の使臣郭伯

- 兲 宣徳四年七月甲寅(十日) 謾泰来結制等を遣わして、表を奉り馬及び方物を貢す。 (30) 琉球国中山王尚巴志、
- 宣徳四年七月癸亥(十九日) 朝鮮・ 爪哇・琉球諸国の

貢使李中至等に宴を賜う。

(回0) 宣徳四年七月甲子(二十日) 琉球国中山王の使臣謾泰来結制等に鈔・ 朝鮮国の使臣李中至等、 綵幣表裏を賜う

こと差有り。

- 宣徳四年十月戊子(十五日) 琉球・爪哇二国の貢使に宴を賜う。 朝鮮国の貢使李秵等及び
- 使
- (里) 宣徳四年十一月丁未 貢使に宴を賜う。 五日) 朝鮮・ 爪哇· 琉球三国の
- (盟) 宣徳四年十一月庚戌(八日) に鈔・綵幣表裏を賜うこと差有り。 其の国王に賜う。 琉球国の使臣歩馬結制 歩馬結制等に命じて

勅及び鈔・絹を齎し帰らしめ、

- 宣徳五年 使者阿蒲察都等を遣わし、 (一四三〇) 六月癸酉 (四日) 来朝して馬及び方物 琉球国中山王
- (四代) 宣徳五年六月丁丑 都等に宴を賜 (八日) 琉球国等の処の貢使阿蒲察
- (型) 宣徳五年六月庚寅(二十一日) 琉球国の使臣阿蒲察都

- 事咬納等に鈔幣及び金織襲衣を賜うこと差有り。 等十四人・広西憑祥県の土官の族人李安・福余衛指揮僉
- の賄 宣徳五年 交通するを防ぐ。 治 を縦す。 奏すらく 官 せんことを請う」。 賂を受け、 巡 軍の巡海は本より外寇を防ぎ、 海 御史をして之を治すること律の(42) 八 0 指 漳 月癸巳 州 揮 持楊全、 |府龍溪県に海寇登岸 此の輩、 二十五 軍を領するも救 日 盗を防ぐ能わず、 巡按福 亦た小人の せず。 如くせしめよ」。 人を殺し 建監察御 全、 而して又盗 出境して し財を掠 又県人 (史) (36) (37)
- (四九) 揮同知杂多、大声 (44) 日佳期巴那を遣ね 宣徳五年九月癸丑 来朝して馬及び方物を貢す。 大嵩衛の韃官指揮同 を遣わし、遼東都指揮 (41) (48) (48) (48) (48) (48) 同 揮 琉球国中山王尚巴志、 僉事 知馬撒盖 金声 . 副 野木河 衛45 脱台 使
- (五0) 宣徳五年十月己巳(二日) 朝鮮・琉球二国の貢使に宴
- 至 て馬 前黔 宣徳五年 魏古渥制 及び 南 道 + 方物を貢 宣 を 遣わし、西 遣 慰 司53わ 0 故土 (六日) 几 官 III 宣慰 石 柱 使覃 宣 琉球 撫 司51国把一中 国 欽 0 事52山 子 向 王尚巴志 宣等 添林 湖 来 朝 広の 使者
- (三) 宣徳五年十月甲戌 (七日) 琉球国の使臣佳期巴那等に

- 千七百六十錠を齎し帰らしめて其の王に賜う。綵幣表裏を賜うこと差有り。仍お遣りて勅及び鈔二万
- 垂 宣徳 者郭伯茲毎等を遣わ Ŧi. 年十一 月癸卯 (六日) 来朝 L て馬及び 琉球国 中 方物を貢 -山王尚 貢(巴志、 使
- (語)宣徳五年十一月乙巳(八日) 琉球国の使臣魏古渥制等
- 等に鈔・綵幣表裏・綿布を賜うこと差有り。(至)宣徳五年十一月癸丑(十六日) 琉球国の使臣郭伯茲毎
- (五六) 物を貢す。 物を貢 宣徳六年 使 者由 四三 南結制等を遣わし 八月辛亥 + 九 日 表を奉り馬 琉 球 及び 国 中 方 Ш
- び兀良哈等の処の貢使に宴を賜う。 (至) 宣徳六年八月丙辰 (二十四日) 琉球・蘇門答剌二国及
- (天) 宣徳六年 鈔 綵幣 九 絹·布58卯 (六日) 襲衣を賜うこと差有り 琉 球 玉 0 使臣 由 南 結 制 等
- の貢使に宴を賜う。 (茺) 宣徳六年九月庚午(九日) 琉球国及び亦力把里等の処(窓)
- (公) 者謂 宣徳六年 海 艘を賜 慈 勃也 わる恩に 九月乙亥 等を遺 謝(わし、 十四 日 馬 及び 方物を 琉球 国中 貢 L 山王尚巴志、 冠带 并び 使
- (六) 宣徳六年 鈔 綵幣 九 月辛巳 絹 布 二十 襲衣を賜うこと差有り。 日 琉 球 玉 0 使 臣 謂 慈勃 也

- 錦・綵幣を賜わる恩に謝す。 の長史郭祖毎等を遣わし、馬及び金銀の器皿を貢し、文の長史郭祖毎等を遣わし、馬及び金銀の器皿を貢し、文(台) 宣徳六年十月乙未(四日) 琉球国中山王尚巴志、使臣
- に綵幣・絹・布・金織紵糸襲衣を賜うこと差有り。(空) 宣徳六年十月丁巳(二十六日) 琉球国の使臣郭祖毎等
- 会 至らざるを念う。遂に内官柴山に命じ勅を齎して琉以来四方の番国皆来り朝貢すれども、惟だ日本のみ 朕、 の日、爾日本の先王源道義、能く敬んで天道に順いき之を諭せしむ。勅に曰く「昔我が皇祖太宗文皇帝臨き之を諭せしむ。勅に曰く「昔我が皇祖太宗文皇帝臨に往き、中山王尚巴志をして人を遣わし齎して日本に 宣徳七年(一四三二)正月丙戌 王 福を無窮に受くるのみに非ず、 して王を諭す。 しく朝廷に事う。是を以て朝廷の眷待すること弥々厚し。 一に皇祖 の志に遵い、 永く太平の福を享くるを得しめん。 今皇 の爾の先王を待するが如し。惟だに一家一 祖の志を紹承し、一 王其れ益々天心に順い、 遣使して来朝せよ。 視同仁の徳を広め、 且つ海浜の民をして皆以 (二十六日) 朕の爾を待すること 惟だ日本のみ未だ 爾其れ欽めや」。 恪んで爾の先 特に勅 い恭 即 玉 往
- 漫泰来結制等を遣わし、表を奉り馬及び方物を貢す。 宣徳七年三月己巳(十日) 琉球国中山王尚巴志、使者

来結制奏すらく「来る時乗る所の舟、福建に至り閣浅し(会) 宣徳七年三月丙子(十七日) 琉球国中山王の使臣漫泰

- 乞う」。上、行在工部に命じて之に給せしむ。(四)て損折す。有司に勅し舟を給して以て帰らしめんことを(8)
- \*制等に綵幣表裏・綿布を賜うこと差有り。(空)宣徳七年三月甲申(二十五日) 琉球国の使者漫泰来結乞う」。上、行在工部に命じて之に給せしむ。
- ・安遠駅有りて、1人買するに舟、寧 館83 さな、立 入貢するに舟、寧波に泊す、と。 奏すらく「瑞安県の耆民言わく、 (で) 宣徳七年四月甲寅(二十六日) 因り、 し。 因り 泊 琉球の船至れば或いは福建、 せしむれば便と為さん」。行在礼部言わく 崎嶇艱険なり。乞う、自今番船の来る者、 れる番使は瑞安に泊船す。 此 は れ急務に非ず。 瑞安に泊す。 運びて京に赴くに及び、 民家に舎らしむるも、 宜しく工部をして浙江布政司に移文し、瑞安 意有るに非ざるなり、と。言う所の瑞安の館 庫を置きて以て貢物を貯えしむべし」。 今其の国の貢使の舟、 以て方物を貯え使者を館穀す。(物) (物) (物) 之に詢うに、 宜しく農隙を俟ちて之を為すべ 、道は馮公等の嶺を経れば 質する所の方物は収貯の所 荷に便利を図 凡そ三に二は福建に泊し、 或いは寧波、 蓋し風勢の然らしむるに 浙江温 洪武・永楽の り、 州 或い 府72 仍お寧波に泊 「永楽の 館駅無きに 知(73) m舶提挙司 (77) (77) 上、 瑞安に公 は瑞 何 文淵

(六九)

者結制等を遣わし、 来朝して馬を貢 琉球及び

(04)

0

処の貢使に宴を賜う。

宣徳七年六月庚子 (十三日)

占城

.

亦

力把里

- (エー) 宣徳七年六月辛丑 (十四日) 臣 一歩馬結制を遣わし、(85) 来朝して馬及び方物を貢す。 及び 雲 南 飛鎮南州の故郷 琉球国中山下 把 王 事 尚巴志、 の子 李 使 雍
- (HH) 宣徳七年六月乙巳(十八日) 羅 等、 亦 力把里の使臣也力迷失土迷禿、 絹・ 福余衛指揮 兀 川長河西 布及び金織襲衣を賜うこと差有り。 一一一一 ・魚通・寧遠等の処の禅 (87) (87) 阿失答木児等に銀 琉球 国 0 使臣 鈔 伸師桑者杂児只 (88) 留の使臣倒刺火 南者結 紵糸 制 机等、 紗
- (当) 宣徳七年六月甲寅 事 等 0 の舎人李雍等に鈔・綵幣・絹 (別) ・貴州大平伐長官司の頭目宋! (別) 目宋海等・雲南 絹 布を賜うこと差有 琉 球国の使臣歩馬 鎮 南州 0 故把 結 制
- (出) 者阿普尼是を遣わし、陝西西 宣徳七年十二月庚寅(五日) 思巴監参・ 葛 林等の 衛94 0 女直指 揮 同 知安禿等、 頂真修妙応 山王尚巴志、 来朝し 玉 師 93 答 7 使
- (宝) 宣徳七年十二月辛丑 0 処の貢使に宴を賜う。 (十六日) 朝 鮮 琉 球 及び 扯 児(95)

及び方物を貢す。

(法) 宣徳七年十二月癸卯(十八日) 琉球 国中 Ш 王の使臣 四

- 普尼是等・葛林等の衛の 女直指揮同 知安禿等に綵幣表裏
- 絹 布等の 物を賜うこと差有
- 中 王尚巴志 宣 8 馬及び方物を貢 一徳八年 (一四三三) 万物を貢す。 (96) 二月庚子 制 阿蒲察都等を (十六日) 遣 わ 琉球国 表を 中 進 Ш
- (大) 宣徳八年二月乙巳(二十一 日 琉球 国 等 の処 0 貢 使に
- 宴を賜う。
- 先 貴州 び 都 宣徳八年三月丁巳 金織紵糸の襲衣 「平浪長官司の土官舎人王珍等に鈔・綵幣魏古渥制等、四川八郎安撫司の土官舎人林 |川八郎安撫司の土官舎人林 (四日) 絹衣を賜うこと差有 琉球国中 Ш 王 の使臣阿 正先 絹 結 布及 蒲
- 元 (70) 王等の処の貢使に宣 (回) 宣徳八年五月庚申 物志麻結制等を遣わし、 宣徳八年五月乙卯 三日 八 日 表箋を奉り馬及び 琉球国 H 本国 中 Ш 琉 球 王 球国・迤北部 (100) なおりで買す 尚巴志、 使者 す。99 和
- 会 ·泰寧衛指揮僉事哲宣徳八年五月辛酉 有り。 板不来等に綵幣 (九日) 琉球 玉 絹 0 使臣 布を賜うこと差 物 志麻 結 制

処の貢使に宴を賜う。

- 全 宣徳九 尚巴志、 馬 及び方物を貢 年 通事鄭 四三 長 四 使者歩馬結制等を遣 三月乙 酉 (八日) わ 琉 球 玉 表箋を奉 中 Ш 王
- 公园 宣徳九年三月戊子(十一 日 朝 鮮 琉 球二 玉 の貢使に

宴を賜う。

- (全) 通事鄭長等及び毛憐等の衛の来朝せる指揮三保奴等十三宣徳九年三月乙未(十八日) 琉球国の使臣歩馬結制・ 人に綵幣表裏等の物を賜うこと差有り。
- 介さ なり。 宣徳九年三月丙午(二十九日) 使者義魯結制等を遣わし、来朝して馬及び方物を貢す。 盖し歩馬結制等と同行せるも、 風に遇い故に後れて至る 琉球国中山王尚巴志、
- (八七) 布を賜うこと差有り。
- 八九 公 り馬及び方物を貢して謝恩す。・海舟を賜うを蒙り、使者楊布勃也等を遣わし、表を奉宣徳九年七月癸未(八日) 琉球国中山王尚巴志、衣服宣徳九年七月癸未(八日) 琉球国中山王尚巴志、衣服 宣徳九年七月戊戌(二十三日) 勅及び綵幣表裏を齎し帰らしめて其の国王に賜う。 布勃也等に綵幣・絹・布を賜うこと差有り。 琉球国中山王の使臣楊 仍お命じて

注

釈

篇

流虬

瑠水・

琉球などと表記されているが

(太祖

実

さしていたのであろうか。

以下の史料からみると、

宋

有

それではこれ

らの表記で表された地は、

実際にどこを

に例がある)、

明代に入って琉球が定着した。

# 太祖実録注

- て明朝を建てた。 紅巾軍の一派の首領となり、対抗勢力を退け元を滅ぼし六八―九八年。安徽省鳳陽県濠州の貧農の出身。元末に(1) 太祖 朱元璋、洪武帝。一三二八―九八年。在位は一三
- (2)奉天門 奉天殿(宮城正殿)の正門。後に皇極門と改称。
- 御史台の略。(3)省・府・台 明初の中央政府である中書省・大都督府・
- (4) 師旅 軍隊。二千五百人を師、五百人を旅という。
- 5 みえる。 琉球を征討 力であるが、 交流 琉球 整理を山里純 の呼称については、 従来、 第二章、 沖縄とする説もある。これに関する研究史 この事件は この流 吉川弘文館、 氏が行なっている 求を現在の台湾に比 『隋書』巻八一、 明初までの諸書に流求 平成十一年)。 (『古代日本と 定する 流求国の条に 説 南 留 が 仇 有

としたことを記

元貞三年(一二九七)

に再び出兵して百三十余人を捕虜

十八年(一二九一)に瑠求征討軍を派遣して果たさず、 凡西岸漁舟到彭湖已下、 至彭湖漸低。近瑠求則謂之落漈。 望之、隱約若煙若霧。其遠不知幾千里也。 四州界内、 湾を琉球と称していたことは明らかである。 を広げていき、 近代諸番市舶、 元 Ó 明 也。 明 0 瑠求、 瑠求の条には 洪武二年 初 にかけて中国 彭湖諸 在外夷最小而険者也。 その 不聞至其 (一三六九) 島与瑠求相対、 間を通じて、 「瑠求在南海之東、 人が澎湖諸島、 区国。 遇颶風発作、 に編纂された『元史』 …」とあり、 **漈者、** 亦素不通。 福建省の対岸に 漢唐以来史所不載。 漂流落 台湾へと活 水趨下而不回 西 漳 続いて至元二 南北岸皆水、 泉・ 天気清明時 漈、 興·福 口 ある台 動 [者百 範 也

ある。 条にみえる隋の流求征討に関する知識は『元史』の完成 (洪武二年二月から八月まで) 右の引用文中に「漢唐以来史所不載」とある 前 得られたものと思われ これは 掲の 「隋書」 「元史」 のほ の編纂期間が非常に短かったため か 『北史』『宋史』にも 生じた不備であろう。 0 記 は 誤り が

海島 日彭湖、 卷四 九一 煙 火相望。」 0 流求 玉 とする。 0 条に は、 彭湖は今の 在 泉州 澎湖諸

泉州之東、 出 期台湾的開発与経営」『台湾早期歴史研究』 府晋江県に属す、 島である。 版事業公司、 この頃すでに中国 (『宝案』(〇七-〇二) 舟行約五、 南宋の 一九七九年)。 との記事が 趙汝适『諸蕃志』 六日程」とあり、 一人が居り に泉州府平 ある。 住 してい には、 澎湖は平 た 湖 また澎 Ш 流 (曹永 所収、 0 湖とも 求 名が 湖 玉 和 は は みえ 聯 泉 当 早 経 州

処州 鹿 人の 検司、 誌略』 海潮之消長、 日大崎。 易活動も行なわれていたことが また元末に汪大淵が自らの見聞をもとに記した 居 磁器之属。…」とあり、 豹 地勢盤穹、 住があったことを示す。 以週歳額辦塩課…」 の彭湖の条には 麂皮。 其峙· 山 林木合抱。 貿易之貨、 極高峻、 地 産沙金・ 自彭湖望之甚近。 地隷泉州晋江県。 用土珠 山曰翠麓、 0 当時 黄荳・ 記事があり、 が知ら さらに同書の琉球 中 -国と琉 瑪瑙 れ 黍子. 日 重曼、 硫黄 至元間 球と 余登 元代にも 金 珠 0 此 日 斧 0 間 Ш 粗 条に 「島夷 蠟 立巡 で交 中 則 頭 碗 観 玉

移し、巡検司を廃した。海禁のため洪武二十年(一三八七)居民をすべて内地に海禁のため洪武二十年(一三八七)居民をすべて内地に明は初め元にならって澎湖諸島に巡検司を置いたが、

年)。

方琉球は専ら沖縄をさす称となった

す りる中 これ 15 国 人が今の台湾をさして琉球 0) 事実は、 宋代から元末まで、 流流 沿 求 海 瑠 地 水等) 方を往

> 武五年 明末の この 之所 造卿 六 朝貢が始まった。ここに二つの琉球が存在することに 沖縄にもたらされ、 呼 n, 琉球と称していたことが知られる)。 彭湖最大、有三十六島与琉球。 汪 わち今の台湾を小琉球と呼んだ例もみえる (太祖実録(三 N 大淵著、 (六七)参照。 情況は変わってい でいたことを示してい 両者を区別するため沖縄を大琉球 やがて台中 (一五三二—九三) (衛所の意)、 雞籠 万暦年間に至っても、 蘇継廎校釈 淡水・ 付近の島の名をとって台湾となる なお 北港・ 漸為海寇所據。」とあることから、 正 沖 なかったはずである。 縄 月に琉球国招撫の詔が発せられ 「島夷誌略校釈」中華書局、 の閩中経略議の中にも「且外 『天下郡国利病書』 側もそれに応じ、 東港などと呼ばれるように る。 現地の福建省の人は台湾 明の 直視他島為独遠、 建国当初に その後、 従来の琉球すな 琉球国として 福建十の ところ 小 お 不預為 琉 M 元、 が ても 球は 一九 7 洪

えば、 から は不明で た。 13 明が ない。 初、 洪武二年半ばから洪 あ 沖縄についての情報をどのようにして得たの 洪武帝はアジア各地に招撫使を送り入貢を促 そしてその情報をもとに洪武五年 るが (次注 6 武四年の終り 楊載を参 照 頃まで 0 時 琉 0 期 球 間 的 にち 玉 招

5 にもあるのではないだろうか。 下で破格に優遇された理 る意図があったものと思われる。 暗には 明 0 行なわれ 洪武朝的中琉関係」 琉球を念頭においていたかは謎であるが 元の 琉 球招撫の失敗をあげて明朝の高徳を宣揚す たのであろう。 由の一つが、 (曹永和著 本条の時点で洪武帝がどち なおこの問題につい 琉球 中 あるいはこの が明の朝貢 国海洋史論 、前朝の隋 体 辺り 制

台北

〇〇年)

がある。

う記事に符号するとする(『アジアのなかの中世日 書省咨に楊載を差わすとあることを指摘し、 洪武三年(一三七〇)三月二十五日付日本国王宛 なお村井章介氏は 列伝二三楊載に 『大日本史料』 「凡再使日本還、 第六編之三七 復使琉球」 これ は 0) 所 といい 本 明 収 「明

校倉書房、一九八八年、二三八—二四一頁

- (7) 遠邇 遠いところと近いところ。
- る、との意。 ある。ここでは四方の民族が自然に中国に従うようになある。ここでは四方の民族が自然に中国に従うようにない。
- (9) 綱 すべる、統治する。
- (10) 布衣 (官位の無い人の着る) 布の衣服。転じて庶民。
- をさす。朱元璋が挙兵のはじめに拠った地方。(11) 江左 長江(揚子江)下流の南岸。今の江蘇省の地一帯
- い(人々)。(12)不庭 朝庭に貢物を持ってこないこと(者)。服従しな
- 号を漢と号し、張士誠と結んで朱元璋と対峙していた。(13) 陳友諒 元末の群雄の一人。安徽省西南方面にあって国
- 国号を周とし、誠王また呉王と称した。

14

張士誠

元末の群雄の一人。

江蘇省一帯に勢力を広げて

- (16) 巴蜀 古地名。四川省。(15) 閩越 古地名。福建省。
- (17) 戡定 勝って平定する。
- (18) 幽燕 古地名。河北省北
- (19) 華夏 中国。
- に高麗・安南に、洪武二年正月には日本・占城・爪哇・(20) 外夷に…播告せしむ 明は洪武元年(一三六八)十二月

西洋諸国に遣使して招諭した。

- ぼされた。中山王の称号は次の王統にもひき継がれた。 範囲とした。察度の次の武寧のとき、尚巴志によって滅国(三山)の一つ。浦添グスクを拠点に本島中部を勢力
- 22 察度 じたのは永楽二年二月である。 的に中国同化策をすすめた。 わ 間に三十回余の進貢を行なっ 速これに応じ、 子弟を国子監に送り、 『明実録』によれば、 以後永楽元年 た。 世子武寧がその死を明に 洪武帝の招諭を受けると早 冠帯の賜与を請うなど積 (一四〇三) までの三十年 この間、 鍍金銀印 を賜
- めている。 八二)まで、五回にわたり王弟として進貢の使者をつと(23) 泰期 『明実録』によれば、これ以降洪武十五年(一三
- ことがらの奏上に用いられた。
  (24)表 上奏文の一つ。皇帝への慶賀や謝恩など、儀礼的な
- (25) 方物 その地方に産するもの。
- 26 大統暦 ることを意味する。 て作られた暦書。 明代に用いられた暦法。 これ 暦を給賜されることは中国に臣従す より後、 ここではこの 琉球は 中 玉 0 暦 暦 法に従 法に
- (27) 織金 金糸を用いて図案をあらわした織物。多く朝服

(官員が朝賀等の行事に参列する際着用する、大礼服

に用いられた。

綺は模様を織り出した絹。

文綺も

同じであろう。

29 28

文綺

紗 を絹 生糸、 通 また前 て糸の撚りを戻し細かいしばを立たせた絹織物を と説明されている。一般にちりめんは経糸に撚りの 工開物』では左右の手に各一挺の梭をもって交互に織る、 考』その他でちりめんと解されている。また宋応星 また皮弁冠には皺紗が使われている(『宝案』〔〇一-〇 —」『学叢』第二〇号、京都国立博物館、 王 平 経糸二本を通して織っているため、 は撚りの無い太糸、 皮弁服の生地は絹地紗が使われている。 れた組織のうす絹である。 織りの薄手の絹である(河上繁樹 冊封に関する冠服について―妙法院伝来の明代官服 っても実際にはさまざまな織り方の絹織物の 0 地 紗で 緯糸に強撚の生糸を用いて平織りし、 紗で織り出したものもある。 掲の河上氏の論文によれば通常の紗を地とし文様 般には隣りあう二本の経糸が緯糸一越ごとにもじ あらわ 皺紗は縐紗に同じで、 したり、 経糸は撚りの無い細糸で筬の一 しかし琉球国王に賜与された 反対に絹 この二本が寄 西川如見『華夷 以上から、 地紗を地とし文様を 「豊臣秀吉の日 絹地 平成十年)。 その後練 紗は、 総称 口に紗 0 無い 本国 目に う。 通 一天

37

可

許

す。

同意する。

あり、 がわかる。 必ずしもからみ織りにした薄絹ばかりではないこ

- 30 る。 緯糸も太いため、 明代の羅は、文様のないものが多く、 である。 目を織り出した軽く薄手の絹織物をい 使われてい また前掲論文付属の資料によればいわゆる絽も 般には経糸を複雑なもじり織りにして疏 しかし河上論文 る。 緻密で透けた感じのしない (前注 29 経糸の密度が高 参照) 日本 によれ 絹織物であ 0 VI 透かし 絽 ば の類 部
- 31 兀 布を数える単位。 正とも書く。 布帛二反を一匹とす
- 32 襲衣 る。 そろい の衣裳。
- 33 34 太常司 差有り 下などにより異なることを簡略に表すため 賜与の品目や数がそれをうけとる人の官職の上 明初に置かれた祭祀を掌る官庁。 0 常套 洪武三十年
- 35 外夷・琉球…貢す (一三九七)、太常寺と改称された。 占城・高麗入貢をはじめとして周辺の諸 洪武帝の招諭により洪武二年の安南 国が朝貢して
- 36 通祀 まとめて一緒にまつる。 通はあまねく、 すべての

きたことをさす。

39 42 41 40 47 45 43 38 46 44 刑部 靴韈 礼 通 帛 笺 皇太子 ここでは朱標。一三五五―九二年。 馬 侍 鈔 度に数十匹を貢したが、 通しなくなり、 宝鈔には本位貨幣の用意が無く、 鈔を発行し、 物として用い を奏上するとき用いられた。 子。洪武初、皇太子に立てられたが早逝。 の馬」(『南島史学』二八号、一九八六年) 琉球の貢馬に関しては、 定例であり、 事 郎 兵・ 紙幣。 絹。 箋文。皇后・皇太子への上奏文。儀礼的なことがら 琉球の土産品として重要な貢物の一つ。 六部 通訳。 くつとくつ下。 六部 刑・工の六官庁) 精緻に織られたうすぎぬ。 宋 (中央にあって行政事務を分掌する吏・戸 の次官に当る。 銅銭とともに流通させることを図ったが、 る 清の康熙二十年 やがて銀が実質的な貨幣となる。 元でも用い 平田守 次第に減少し、 の一つで、 られた。 各部に左右侍郎各一員をお (一六八一) まで続い 「琉明関係における琉球 価 値が次第に下って流 明も洪武初年より宝 白い生絹。 司法を掌る。 明末には四 が ある。 初期には 洪 また贈 公武帝 の長 た。 一匹が

- (48) 鉄釜 鉄の鍋。
- 数えるときに用いる。(49)口 量詞。人、犠牲に供する動物、口・刃のある器物を
- 51 50 尚 礼部 庁。 書 六部 六部の一 の長官。 つ。 各部に 儀礼 葬儀・ 員 を 外交等を掌る中央官
- (53) 以聞 皇帝に上言すること。
- 55 54 中 機 隷属させた。 関として中書省を置き 書 中書省と丞相が廃止され、 中書省の 洪武十三年 略。 明初は元の制 (一三八〇)、 (長官は丞相)、 六部は皇帝直属となる。 度を踏襲し、 胡 六部をこれ 惟 庸 0 中央行政 獄を

は

九世紀末からである。

陳朝は 安南 再 以後十九世紀初めまでこれを自称した。中国は ベトナムの各王朝の代々の王に「安南国王」の称号を与 る。 〇〇九―一二二六)が出来たとき、国号を大越と定めて、 イに安南都護府を置いて北部を支配したことに由来す 興 脱して大瞿越を建国し、さらに長期安定政権 を 九六八年にベトナムはほぼ一千年に及ぶ中国支配よ 本条のころ、 П 胡季犛により纂奪されたが、 中 実にベトナムに侵入し(一四〇六)、 国がベトナムの国を呼んだ名称で、 安南は陳朝 (一二二六—一四〇 明の永楽帝は 唐代、 南宋以来 0 併合して 李朝(一

> と呼ばれていたことが分る。 及びチャム語の碑文により、 ンパ 紀末にチャム人の 三三―一七八九)を開いた。 九年発出の安南あての文書 [四二-〇五] ナムを統 城 インド文化の影響を受け、 についての中国 布政使司を置い インドシナ半島東岸中部のチャム民族の 一した黎利は黎朝 国の林邑が建国されたことが た。 人の呼称。 四二八年、 (一四二八—一五二七、 この国は七世紀頃チャ なお『宝案』には、 中 残されたサンスクリ 漢文史料によって、 玉 側が占城と呼称したの 明軍を破ってべ がある。 国 知られ 二世 ンパ チ ツ 五 五五 ヤ 1

56

減らしつつも長く存続したのは、 チャム人は南部に残るのみとなった。 完全に奪い、十七世紀にベトナム中部は阮氏が支配 込んだ。 えず南進してチャンパを脅かし、 シナ海を中心に水上の交易を行なった。 11 海 ンボジアが圧力を加え、 4 細長 が中国から独立すると、 その地形は背後にアンナン山 W 十五世紀にベ 土地であったので、 また絶対的な中央集権 1 十三世紀には元が海 ナム その後は北方のベトナムがた シャ の黎朝は 脈が迫り、 チャ 十二世紀半 ム湾、 ム人の このように国土を チャンパ 十世紀にベトナ メコン 農耕 0 国家でなく 活 側より攻め ば にからは 流域 地 の首都を 躍 に乏し 0 場が して 南 力

どによると言わ 都 から 滅び ても n 别 る。 0 地 方 0 王 統がこれを継 いだこと、 な

以後 える は嘉 易の に訴えた。 名称の起源は諸説あるも 洪 から中国では柬埔寨と表記されるようになる。 0 成果であるが、 武年間 靖二十二年 が初めで長らく使用されたが、 カンボジアに対する中国人の呼称。 占城国のもたらす豪華な貢物は、 占城は 五四三) 政治的意味もあったであろう。 度 々朝貢してべ 0 の、 の朝貢が最後となる。 なお不明である。 1 明末の『東西洋考』 ーナムの 「隋書」に見 その 侵 込略を 海 明 中 F. 貿 玉

58

57

る 現在のプノン 二九六年に王国を訪ねた元の 初 年月をかけた衰退の一途であった。 たことも述べる。 臘風土記』を著し、 めにかけて、 ユタヤ朝が建立されると、 ク また近ごろシャム人との戦争によって村落が荒廃 X の争い ル 人の は激化した。 ~ アンコールにおける最盛期を迎えた。 ンに 玉 「家カン 十三世紀半ば以後のカンボジアは 都をうつしたの 0 国 ボジアは十二世紀から十三世 ついにアンコー の風俗やその繁栄の名残を記 使節 クメール人とタイ人 0 一三五一年、 は 員 0 几 ルを放棄し 周 達 四 観は 年 イに で 長 「真 紀

なお明は洪武三年(一三七○)に真臘へ招撫の使節な

送り、 象や香であった。 器が多量に下賜されたことが 頃まで、 これに応えて洪 度々朝貢があった。 公武四 年以降永楽十七年(一 あり、 明よりは大統暦とともに 真臘側 から 0 几 貢物 九

を 料 頻 となりつつある。 が ル 暹羅 12 侵したことは「島夷誌略」 あ L は 実録』には、 国と名乗ってい 繁に 進み、 提供してい の不足を補って王統や王権の形態などについての 朝はその後まもなく五 一三四九年頃、 るいはアユタヤ地方のタイ人の勢力とする見解が ながら近年、 ヴォ タイ中央西北部のスコータイ国であり、 羅斛」の二つのタイの勢力と交渉を持ってい の朝貢があるが、 あらわ タイのアユタヤ朝 暹は 現口 事あるごとに船団を組んでマライ半 内陸 ッブリの古名)と比定されて久し 洪武中の三十年間におよそ四十 れ る。 るア 南 羅 確かに暹は常に海路をとっ 部 海に関する元代の漢文史料の検討 斛が ユ これより先、 0 そのうちの三十回 夕 スコータイではなく、 ヤの朝貢の記事は、 暹を併せたことを<br />
記 一年に成立した。 の暹の条にある。 (一三五一—一七六七)。 元代の中 固余りは 羅斛は 国は 「明実録 その 海岸 す。 同 口 た。 暹 書はさら 島 0 南部 国の 方面 寄 暹 アユ T 玉 材料 有 暹 ユ しか 「明 史 夕 朝 7 力 0 玉

り、 七〇年にわたる五八件の暹羅国関係の文書があり、 部 勢力が入る前のアユタヤに関して貴重な史料である。 って管理された。 アユタヤはその有利な立地により、 南 国は蘇木などを大量に輸出した。 シナ海沿岸部・ なお『宝案』には一四二五年より一 インド方面 の物資の集散 東南アジアの 貿易は国王によ 地 とな 島嶼 欧 五

59

鎖里 わ ガル国の支配を受けつつも独自の地方勢力があったと思 央に近いところであって、 四 はヒンドゥーの大国ヴィジャヤナガル 紀にかけて全盛であったが、 ヤナガルの範囲を指すものであろう。 漢文史料に登場することが多い。西洋はおよそヴィジャ 瑣里は 玉 頃——二七九年頃) 九) ッティナム付近) [の名を名のって洪武帝の招撫に応じて朝貢した。 れる。 南インドは東西両岸にわたりほぼ北緯十六度以 の領土であった。 瑣里とも書く。 「西洋瑣 瑣里はそのような港市の一つで、 里」というように のヒンドゥー教の国で、 は チョーラ。 南インドの東南海岸平野 ヴィジャヤナガ 海岸の諸港にはヴィジャヤナ この頃はすでに滅びて存 チョーラ国(八四六年 一西洋」と共に明代の (一三三六—一六 ル 昔のチョ 城は内陸の中 ++++ (現ナガ なお ーラ 南 在 世

からの七年間に、六度中国へ来貢した「三仏斉」は、ス(6) 三仏斉 明初、太祖の招諭に応じて洪武四年(一三七一)

国の割拠を示すものであろう。

国の割拠を示すものであろう。

で、うよりは、この頃のスマトラ島及びその付近の小諸に出済国の中心はパレンバンの北西のジャンビに移ったにとが知られている。また一二二五年に成った『諸蕃志』は三仏斉国の南国十五を記すが、三仏斉国の強大を示すというよりは、この頃のスマトラ島及びその付近の小諸をいうよりは、この頃のスマトラ島及びその付近の小諸をいうよりは、この頃のスマトラ島及びその付近の小諸をいうよりは、この頃のスマトラ島及びその付近の小諸というよりは、この頃のスマトラ島及びその付近の小諸というよりは、この頃のスマトラ島及びその付近の小諸というよりは、この頃のスマトラ島及びその付近の小諸をいうよりは、このであるう。

「爪哇 ジャワのマジャパヒト朝(一二九三―一五二〇年終る。隣国ジャワがマジャパヒト朝の最盛期を迎えて圧なお『宝案』には宣徳三年(一四二八)より正統五年(一なお『宝案』には宣徳三年(一四二八)より正統五年(一なお『宝案』には宣徳三年(一四二八)より正統五年(一四四〇)に及ぶ十一件の旧港関係文書がある。

る。 頃)。 爪哇 かけて、 活躍もあって、今なお語り伝えられる黄金期とされてい 位一三五〇一八九)の治下にあり、 現モジョケルト市の南。 明実録』には洪武三年 その中心地はスラバヤからプランタス川 ジャワのマジャパヒト朝 (一二九三―一 爪哇国王昔里八達剌八剌蒲 このころハヤム (一三七〇) から十四年に 宰相ガジャ (シュリ 11 ウル 1 ク王 五二〇 11 を遡った 7 クタラ ダの

る爪 入っ お 王 貢をした記 プラブ、 哇 て国内は分裂し国勢は急速に衰えた。『宝案』 那 関係 咤 時 玉 期 内 喃 あるい のジャワあてのも の文書は六件で、 0 事 諸 7 がある。 4 勢力の存在がうかがわれ は 11 ウル 爪 哇 しかし、 東番 ク王 女王スヒタ(一 のである。 王、 の称号の その 西 番王の朝貢が 同 じ時 る。 部) 期に、 四二九 + が 六 Ŧi. 入 世 習 紀 0 几 玉 朝

62 日本 どがあり、 将軍懐良親王の占めるところであった。 京都 Vi H 洪武帝は、 大宰府にもたらしたが、 明 たこと、 懐良親王を日本国王と認定したこと、 庸を参照) 通交が始まった。 日本国王良懐とある) で政権を執っていたが、 明 時 使楊載らが倭寇の 三年、再び使者を送り、 通交は 表文の形式問 0 日本は南 12 から 断絶した。 しかし、 む 北朝時代で、 林賢 題 懐良親王は楊載らを放逐した。 は四年、 P 鎮圧と 胡惟 事 九州の大宰府は 明が一 件 庸の (本注 懷良親王 表文を奉って入朝 朝貢を求め 足利氏が 獄 地方勢力にすぎな 倭寇の 洪武二年 末尾を参 (後掲 北 (『明実録 南 る 活 朝 朝 照 招 0 0 動 194 諭 征 下 西

本 玉 足利義 王源道義 後 南北朝が合一し 満 は (義満をさす) 皇帝に 国書を送っ (一三九二)、 に諭し、 た。 翌四 建文三年 大統暦を 年 建 頒 文 布 几

> 行なわれた。 終りを告げた。 かを与えてこれを嘉した。 0 従 衰退 たのは有力守護大名や寺院であった。 を求めた。 0 即位 中で、 勘合は日 これに対 間もない永楽帝は Ŧī. 日本国王に与えられ 四七年の し義満は表文を奉って入朝 以 後 遣船を最 H 明問 亀 紐 後に たが、 には勘合貿易が 0 しかし室町 金 勘 実際に 合貿易は 冠 服 ほ

臣

府 加

と共に、 をおこした。 王に封ずる使者が大阪に至った。 服属と明への先導を要求し、文禄の役(一 五八七)した豊臣秀吉は明の 日観を形成するものとなった。 0 九八)となった。 たことがわか た講和条件は明廷に伝達されず中間で妥協が計ら その後、 明との いうこの万暦朝鮮 明 間に講和がはかられ、 代を通じての倭寇と 世紀余の争乱を終結させて全国を統 明が朝鮮に援軍を送 n 秀吉の一 講和は成らず、 の役は、 死により 征服を企て、 明 あ 0 しかし、 九六年、 n 日本は 国家財政をゆるがす 慶長の役 まって、 戦局が膠着 五九二—九三) 撤 秀吉を日 朝鮮に対 秀吉が求 兵し 五九七 したた n め 本

明

対

が 通 である。 お林賢事件とは 明 胡惟庸 が謀反の 日時や実態などに不 日 本伝に、 ため よれ 日本の ば 助けを そ 明 0 な点 概 略 が は 次

せた。 った。 てこのことが明らかになり、 反が露見しており、 わって上奏して彼を日本へ流し、 火薬を隠し持って入貢した。 林賢の工作により日本国王使が兵四百と共に武器 寧波衛指揮林賢と結び、 計画は行なわれなかったが、 洪武帝は日本との通交を しかし時既に胡惟庸 やがて又奏して復職さ 林賢に罪があるとい 数年し 0 0

渤泥 年 マラッカ、 る。十六世紀のブルケラ王は、全島のほか周辺のジャ はイスラム化し、その後の年代記等の史料は現地に存す れるという事件もあった。 来貢を説得する、 貢を渋るブルネイ王に対し、 撫に応じて翌四年に国王馬合謨沙が使を遣わして朝貢し 浡泥などと表記され に朝貢した。元代の南海に関する史料には、渤泥、 撰 『蛮書』に渤泥があらわれるのが初めで、 明 五二一年、 四〇八)に妻子を伴って自ら中国へ来た浡泥 の後代の記録 ボルネオ島北西のブルネイ国。 途急病により会同館で死んで、 ルソン等に遠征して強勢を誇った。 マジェランの一 精彩ある問答を記す。その後、 てい 「殊域 る。 十五世紀末ごろよりブル 周咨録』 中国の使者が通訳を通じ 洪武三年 (一三七〇) 行はブルネイに至り、 や『名山蔵』は、 九世紀後半の樊綽 南京郊外に賜 宋代の中 王 永楽六 0 0) ネイ 治

の航海記は首都や王宮のことなども記す。

64

高麗 東北 親明 次にそれを掲げる。 紀伝体の史書であり、 七年に親元派によって擁立された辛禑王は北元と結び、 してその建国を知らせ、 の在位中であったため、 元 王 の属国となる。 朝。 派 遼東方面に進出をはかる明と対立した。二十年、 恭譲王の時期を経て二十五年に滅亡した。 九一八—一三九二年。 の武将李成桂によって辛禑王が廃され、 『高麗史』一三九巻は、 都は開城。 明朝成立時には 十三世紀にモンゴルの侵略を受け、 中に琉球関連の記事を含んでいる。 二年には王を冊封した。 明は洪武元年(一三六八) 新羅の豪族王健の建てた統 四五 反元政策をとる恭愍王 年に官撰され 傀儡 0

63

○巻一三七 列伝五○ 辛禑五、昌

都堂以前代所不来難其接待。 玉之奉表称臣、 遣典客令金允厚 無乃不可乎、 辛昌元年(一三八九)八月 蘇木六百斤・胡椒三百斤・甲二十部。 … 昌以琉球国所献蘇木 琉球国王聞我国伐対馬島、 使之入京慰送可也。 帰我被倭賊虜掠人口、 副令金仁用 昌曰遠人来貢、 報聘于琉球国。 琉球国中山王察度、 胡 以前判事陳義貴為迎 椒 将用 遣使到順 献方物硫 初全羅 待之薄則 宮 答書日 道

67

烏思蔵

烏思蔵都指揮使司。

現在のチベット自治区西

部

使辱 几 母 来年皆許回 以 与 盃 客令金允厚等、 高 言尽。 貴国 麗権 張 各 妻子宗聚幸甚。 書 隔海 副以 箭 署国事王昌、 黒麻布二十匹・虎皮二領 但以館待来使、 山郷、 百枝 嘉 万里未嘗往 貺 益增感喜。 聊致菲儀。 礼物。 書屏 仍将本国被虜人口送還。 端粛復書琉 来、 不克如: 副 鞍子二・ 乞於允厚等回刷送、 幸照亮。 窃 画 聞芳誉景慕久矣。 礼 球国中山 簇 銀錊匙筋各一 豹皮 来書云、 雙。 良用慊然。 王殿下。 感喜之情 領 被虜人口 今者専 満 令其父 今差典 我国 花 銀

### 〇巻四五 世家 四五 恭譲王

球 擄 国。 恭 人三十七、 譲王二年 中 山王 仍献土物 察度又遣其臣玉之等、 (一三九〇) 八月丁亥 称臣奉表、 金允厚等還自琉 帰 我被

- 65 地域 甘 む 武二十六年以降は陝西行都指揮使司となる。 肅 で、 甘 現在 「肅衛。 0 甘肅省北部 洪武二十五年 お よび (一三九二) 青海省東北 13 青海 、廃され、 0 部 0 を含 北 洪 部
- 66 杂甘 後、 番を参照 ツト 自治区 杂甘 杂甘衛指揮使司。 衛都 0 東部におかれた。 指 揮使司 とす 洪武四年 る。 現 なお太宗実録注 在の青海省お (一三七 に置 よびチベ 46 西

中 KE おかか 南 0 向に居 れ てい た。 る 祭壇 なお太宗実録 0) 中 一央に 南 注 向きに神位が <u>46</u> 西番を参 配 記置され

68

ていい

ること。

- 69 として進貢し、 側 料。 硫 二~三万斤を貢した。 0 黄 要求により精製品 硫黄鳥島に産し、 琉球の主要な朝貢品 清代もこれにならった。 崇禎十一年 明末まで原鉱 (熟硫黄)一万二千六百斤を定量 目の (一六三八) つで火薬・ (生硫黄) 以降、 医 のままで 薬 0 明 原
- 70  $\widehat{71}$ 斤 唐代に一斤はほぼ六〇〇グラムとなり、以後変化しな 量目の単位。 練りぎぬ。 觔と書くこともある。 細密で光沢がある。 斤は十六両。
- を灰汁などで煮て柔軟にしたも の。

紈

白

Vi

- 72 綺 あやぎぬ。 地紋の あ る 絹織物。
- 73 正旦 帝 慶賀の表文が奉ら 正旦節。 明 代、 ń 毎 た 年元旦と冬至に当り百官か 5 皇
- 74 網 帛 が、 ここでは文綺に対し文様の きぬ。 網・ 帛ともに絹 織物 ない絹をさす の総称として 用 Vi る
- 75 勢 Ш 南王 力圏とする Ш 南 は南 山 とも いう。 三山 の一つ。 本島 南部

うに王叔の汪英紫氏が進貢しているほ 進 一貢し 明実録』では承察度・ ているが、 洪武年 間 には 汪 応祖 国王承察度に拮抗する 他魯毎の三人の王が か、 王位継 承が 順

練りぎぬ

は

生組

て消える。

(八)(六八))。山南は『明実録』から宣徳四年をもっ調な世襲ではないと推測させる記述がある (太宗実録

〇七〕)がある。

〇七〕)がある。

〇七〕)がある。

〇七〕)がある。

〇七〕)がある。

ている。 「本朝実録」の記事は以下の通りである。この記事中でいる。

請発回在逃山南王子承察度。其国世子武寧、亦於王世国中山王察度、遣使奉箋献礼物、発還被擄男女十二名、国中山王察度(洪武二十七年・一三九四)九月丙午 琉球

子奉書献礼物。

人来。沙道見逐於其国中山王、来寓晋陽、国家歳給衣○太祖七年二月癸巳 琉球国山南王温沙道、率其属十五

○太祖七年四月壬辰 山南王温沙道等朝謁。

食。至是、上以失国流離、

賜衣服米菽存恤之。

○太祖七年十月丁巳 山南王温沙道死。○太祖七年閏五月丙申 山南王温沙道等七人朝参

<del>76</del>

承察度 n 注 中には王叔の汪英紫氏が王とならんで進貢してい を上奏し、 死去と承察度に子がないため国事をゆだねられ その従弟(太宗実録 かでなく、太宗実録 九六)まで八回の進貢の記録があり、 <del>75</del> 鍍金銀印・海舟を賜与されている。その卒年は明ら 山南王参照 『明実録』にはこの時以降洪武二十九年 山南王に封じられている。 (八)(永楽二年・一四〇四) では王弟) また承察度の在位 汪応祖が承察度の この間に官生を送 たむむ る。 には、 ねと

皆従其請。…俾亜蘭匏。称王相。而秩同中国王府長史。なお『蔡温本世譜』察度王、洪武二十七年に、「太祖

府長史」 誤りを踏襲した上、 誤 0 史料的性格については本書 称 本国専掌国 がこ たものである。 と誤りを重ねてい 0) 時に始まったとしているのは、『中 ]政者。 更に「俾亜蘭匏称王 「球陽」 称王相。 る。 は察度王四十 自茲而始)」 「はじめに」 後掲注 158 相 とあり、 参照) 五 年 王 秩 山 12 相参照。 同 沿 を読み 中 革志 この 王 山王

- 78 尚佩監 た (『明史』巻七四、 洪武十二年 (一三七九) 職官三、 宦官)。 尚佩局を尚佩監に 改
- 79 奉御 宦官の中級のも の。 後揭注 83 内使監 を参照。
- 80 駝紐 鍍金銀印 である。 金め 後揭注 っきの銀印。 99 参照 中山 王に賜与されたも 0 は
- 81 滄溟 大海。
- 82 事大 大きいものにつかえる。
- 83 内使監 年 -九月丁亥の条)。 明初 に置 監令· か れた宦官の官庁 丞 · 奉御 内 (『太祖実録』 使· 典簿を置く。 呉元
- 84 丞 前揭注 83 内使監を参照
- 85 符 符節 (皇帝の使者に授ける旗印
- 86 詩 0 つしみ天祐を保有することをうたうもの。 詩経。 以下の 句は周頌の我将にみえ、 天命をおそれ
- 87 Ш クを拠点に本島北部を勢力範囲とした。 北王 - 代順に帕尼芝・珉 Ш 北は北山ともいう。 攀安知の三人の王が進貢している 三山の一つ。 「明 実録』 今帰仁グス

が、 進 一貢を最 三者の関係は 後に 明 不明である。 実録』 からみえなくなる。 永楽十三年 几 五.

0

中 蔡鐸本世譜」 Ш [によって永楽十四年に滅ぼされたとするが れに依拠してか は滅亡を永楽二十年とする。 『蔡温本世譜』『球陽』 は、 Ш 世 北 鑑 は

帕尼芝 ている。 〇) までたびたび進貢し、 この時招諭を受けてから洪武二十三年 その 間 駝紐鍍金銀印を受け

88

- 89 寰宇 天下。 世 界
- 90 入覲 入朝して皇帝に謁見する。
- 91 国祚を始 綿ぬ 国に幸 Vi が続く。
- 92 内官 宦官。
- 93 梁珉 前条では梁民とある。
- 94 貨幣 織 物 穀物など。ここでは太祖実録 物品の売買交換に有用な財 物。 (六) 金 にあるように 銀 銅 絹 織
- 九百八十三匹 物 陶器 鉄器などであろう。 異本には九百八十五匹とある

(『校勘

95

記」)。

暹 羅斛 前掲 注 58 暹 羅 を 参照

- 97 参烈宝毘牙嗯哩 Boromaraja 哆 囉 禄 7 1 のアユタヤ朝の第三 一代国王
- 98 鈔錠 鈔に同じ。 錠は貨幣の単位で、 貢使等 への賞賜 0

五千文に当る。 鈔は錠をもって数えた。一錠は鈔五貫、 銀五十両、 銅銭

- 99 らくだの形の紐 (印のつまみ)。
- 100 万一千斤 とがある。 一万一千斤の意。 一万のとき一を省略するこ
- 101 宴…を賜う 琉球に関しては会同館で二回、 貢使節の接待を行なった。国により回数等の規定があり、 国に際して進貢路に当る地方の布政司が宴席を設けて進 筵宴ともいい、 京師では会同館で、また帰 福建で一回であった。

107

人伝記』九二一頁)。

- 102 103 函寧寿 汪英紫氏 べて汪英紫氏とあり、四字全体を名と考えるべきである。 来汪英紫と引用されることが多いが、『明実録』ではす を格段にぬきんでる貢物を進めている。 特に太祖実録(六〇)(洪武二十九年) 山南王承察度と重なるもので、 九七)まで六回の進貢の記録がある。これは時期として 本条および次の条にその名をとどめるのみであ 『明実録』にはこの時から洪武三十年 回数もこれに匹敵する。 の進貢では、 なおその名は従 王
- る。
- 104 鎌従 従者。
- 105 白金文綺 こは織金文綺の誤記ではない ることはあまりない。 白金は銀であるが、 また白金文綺は他に例がなく、 かと思われる。 貢使へ の賞賜に銀を用

- 106 藍玉 雲南方面征討の功により永昌侯に封じられた。大将軍徐 連座する者二万余人とい 十六年(一三九三) 常遇春の死後、 ?——一三九三年。 謀反の疑いをかけられ誅殺され 武官筆頭の地位にあったが、 明の建国の功臣の一人。 藍玉の獄と称される 洪 四 Ш
- 虜主 洪武二十一年四月丙辰の条)。 を破り、 この年四月、 ス・テムル(脱古思帖木児)。在位一三七八一八八年?。 北元(モンゴリアに退いた元の末裔)二代のトグ 皇子・皇妃以下数万人を捕らえた(『明実録 藍玉はプイル・ノール (捕魚児海) で北元
- 108 琉球に居らしむ のことであろう。 版図に入らない外国の琉球王国ではなく、小琉球(台湾) か否かは不明であるが、ここにいう琉球はおそらく明の n 条では「安置地保奴於琉球」と表記しているように、 は一 種の流刑である。 『明史』巻三、 地保奴が実際に現地に到達した 本紀の同年同月 同 日 0
- 109 結致 である。 と表記されるものと同じであろう。 洪武年間にのみ十名ほどみられる。 「明実録」 中の使臣で名の末尾に結致とつく者 中国語の発音が同じ 永楽以後、

従来の 通説的見解では結致はウッチと読み、 後世の役

職名の一つ掟につながるとする。 0 地 可 位を示す語とも考えられるが、人名の 能 性がある。 太宗実録注 (7) 結制を参照 或い は 慣 何ら 習的な かの社会的 接 尾

110 天寿 空節 皇帝の 誕生日。 万寿聖節とも

111 附 n は十三世紀前半より胡椒が大量に消費されるように 熱帯各地で栽培し、 付けを行なった。 搭貨として千~二千斤を持っていき福建で地方官が買 椒 い。ここでは胡椒は献上品であるが、 十五世紀末の輸入量はヨーロッパを凌駕していたら コショウ科の蔓性常緑木本。 実を加工して香辛料とする。 インド原産とされ、 後には 進貢 中 国で 船 0

112 蘇木 く進 蘇 料とする。 五. 木調達のため暹羅に頻繁に派船した。 世紀頃より胡椒と蘇木の大量消費がはじまる。 貢船 すおう。 0 当時蘇木は暹羅の特産品である。 附搭貨として大量に中 マメ科落葉小低木。 国に持ってい 心材とさやを赤色染 また胡椒と 中 っった。 国では十 琉球は 同

113 がその父武寧の死を報じてい 山王となって四年まで進貢しているが、 世子と記され、 「明実録」 では洪武二十九年 年 四〇 四) (一三九六) に冊封を受けて中 五年に世子 からは 思紹

122

世 譜』「球陽」 か 琉 球 は 0 史書 武寧は尚巴志 世 鑑」「蔡 (思紹の子) 鐸 本 世 譜 によって 温

武力で討伐されたものである、

114 科植 乳香 物の樹 香料。 脂 で、 中近東· 薬用にも用い 東北アフリカに分布するカンラン る。

115 京師は 掌させた 守門せる者 城の各門におき、 などの前に陳列された。 南京で、 (『明史』 門官 朝貢の方物は検査の 宦官をこれにあてて人・物の出入を管 卷七四、 (本条の頃は宮門守門官と称 職官三)。 後、 なおこの頃には 奉 天門や奉天殿 す)。 皇

116 調べる、 検査する。

117 没入 没収して官物とする。

119 118 鳳陽臨 淮 南 直隷鳳陽府臨淮 県

張赫

九〇年

(『明人伝記

Ŧi.

六頁)。

120 員をおく。 当った。 都司 府に分属し、 都指 都 指 揮 当該 揮使一 使司 地方の の略。 員 各省に 都指揮同 衛所の軍を統括して治安維持 おか 知二 れ、 員、 中 都指 央の五 揮僉事 軍都 几 督

121 都指 120 揮同 都司を参 知 都指揮 照 使司 の官で、 都指揮使に次ぐ。 注

琉球大洋 た明清代、 沖 0 縄 航海に耐えるが、 近海まで 江口の外を大洋 福 倭寇を追撃していったとは考えにくい。 建の水軍は備倭を主務とし、 哨 戒の範囲 (あるいは大海)としていた。 (信地) は沿岸部であ その船は外洋 ま

- 征討、 ここでいう琉球大洋は小琉球 を参照) 周辺の外洋を指すと思われ (台湾、 前注 5 琉球を
- 123 方刀 その地方独特の刀の意か。 日本刀をさす。
- 124 嵬谷致 本のままの表記とした。 致の上に結を脱字している可能性があるが、 底
- 125 王瑤 にとどめ冊封しなかった。 九—九二年。明は恭譲王を権国事(かりに国事を執る者 高麗最後の第三十四代国王。 前揭注 64 高麗参照。 在位

恭譲王。

- 126 門下賛成事 た最高官庁) の官。 中書門下省 (枢密院と並んで両府と呼ば n
- 127 寿礼給智 給は結の誤りか 太祖実録 (四二)では寿礼結致の名がみえる。
- 128 従子 姪に同じで兄弟の子をいう。
- 129 秦官 戦 先祖王察度及先父武寧相継薨逝、 九月庚寅の条に引用されている中山王思紹の咨に 立した記事、『李朝実録』太宗九年 楽十三年)の軍事力を背景に寨官が他魯毎を山南王に擁 ばしば国子監に入学していること、太宗実録 不息」とあることなどを主な根拠として、 「明実録」でこの記事を初出として寨官の子がし 以致各寨不和、 (永楽七・ 寒官とは各 (六八)(永 四〇九) 連年征 後因

優 の永楽十三年の記事を最後にみえなくなる。 ることが注目される。 米村系の名を持ち通事に任ずる人物が寨官を兼ねるとあ 一年 (一四一三) (程復カ)・葉希尹二人、 をもって終り、 なお寨官の子の国子監入学は永楽 以寨官兼通事」とあり、 寨官の語自体も先掲 久

国学 国子監に同じ。 後揭注 (144)を参照

130

- 131 読書 勉強する。
- 132 衣巾 衣服と頭 巾
- 133 錠 に当る。 貨幣の単位。 錠は鈔五貫、 銀五十両、 銅銭五千 文
- 136 135 134 小琉球 付近における硫黄の採掘地は硫黄鳥島である。 河蘭埠…採る 台湾をさす称。 河蘭埠は出港地であるが不詳。 前掲注(5)琉球を征討を参照。 なお琉球
- 137 邏卒 巡視兵。

恵州海豊

広東省恵州府海豊県

- 138 程優 程復の誤記 か。 中山沿革志』には程復とある。
- 139 冠带 官吏の礼服
- 140 衾褥 ふとん。
- 141 賀の 冬至を賀し 儀が行なわれた。 長至節。 元旦と冬至は重要な節日として進
- 142 姪 した。 兄弟の子。 なお侄は俗字で、 本稿では表記を姪に統

しかし太祖実録

(三七)

(洪武二十五年)

には

通事程

地

0)

城寨的グスクに割拠した豪族であるとされてきた。

- 143 三五 年の 0 (一三九六) 二月に帰 可 許された。 能 中 郎 国 尾 性がある。 Ш 帰 王 ( 亹 0 た年に再入学という例は 玉 使者に三吾良亹 帰 0 国と再 際の この 太宗実録注 頒 賜は 時 入学の際の表記は 玉 回したが、 国子監に入学して洪武二十 他 があり、 0 (3) 三吾良亹参照 官 生に比べ 同年十一月再入学を請 ほ かに 同 ない。 格段に多 五郎亹とな 人の異字 なお 九
- 145 144 省鳳陽 南京 五名、 京師 国子監 武 官生は明代を通じて南京国子監に入学した。 司 衣 北京にも置 業一 永楽. I 及従人衣服。 鋪 或三、 員、 県) 南 部 に国子監と改められる。 京) 官 にも また属官として監 営繕清吏司には か 宣徳間 国子監に 僚の養成を目的とした最高教育機関。 四名、 本司 れ に国子学として置かれ、 置かれ た。 成化 料造」とあ 倶入監」とあ 倶 凡日 中 入監 たが後に廃止される。 都 正 (洪武帝の 徳中、 読 本 凡琉 書。 丞・博士等をおく。 琉球· 永楽元年 h 惟 賜冬夏衣 球 国就学官生・人伴 琉球官生有至者 出身地。 また同書巻二〇八 洪 暹羅諸国官生 武十五年 (一四〇三)、 「万暦会 祭酒 鈔 現在の安徽 被 琉 明 員 球 初 洪
- おおうスカート様のもすそ)がつながり、裾に広くふち欄衫 丸えりで袖が大きく、衣と裳(上衣と腰から下を

卷六一 どり 色絹布為之、 をつけた衣服。 に「生 寛袖阜 員 巾 服 縁、 古来学生が着用した。 洪武二十四年定。 早 條。 軟 巾 ・垂帯」とあ 生員襴衫、 「万暦会 用玉

- 146 唐 緇 頭 巾 巾 0 とも 両 黒い わきにたらす。 11 頭 市。 丸い 前 形で 注 0 規定に 練 n 絹で製し、 にある軟 巾 垂帯に 帯を後でしば あ たる。
- (47) 阜條 黒色のうちひも。
- 148 には下級品とされるが、 紬 江 平織りに 箇 0 省湖州産) む 0 繭を作る いでよりをかけ 0 むぎ。 した丈夫な絹 は上 13 絹 わ 紬 ゆる玉繭からとる節 質とされ た太糸) 繭紬とも 織物。 潞 紬 や玉糸 明 Vi 山 **为清代、** 13 西省潞安産 紬  $\widehat{\underline{\phantom{a}}}$ の多い 各地で産し、 糸 一匹以 (屑 太い 上 繭 0 P 真 糸 蚕 が 般 を 浙
- (149) 絹 平織の絹
- 150 雲 子監に入学させた 湖 広 南 生 広西など 明代、 0 少 地 数民族の居住する雲南 (『万曆会典』巻七七、 方の学校からも優秀な者を選 歳貢)。 几 h で III
- 151 民間 るた れ 玉 る香料その たが 近 海 0 番香番貨を…禁ず 0 その効果はは 明 海 初 賊や倭寇の活 他の物資をさす。 より 数 口 かば 13 動が わ たっ 番香番貨は海外より輸入され か 元末の 盛 しくはなかった。 T h 11 なり、 動乱を機とし わ 10 る 海 これ を制 が 出 圧

これ ら断 連 同じ内容の番香番貨を禁ずる榜文 書刊行会、 使用を禁止 の禁令と軌 ち、 が もまた実際の効果があったかは疑問で、 出され 海賊 して、 てい を 昭和五十 の横行を防ごうとする意図による。 一にするもので、 る 沿海部における密貿易の利を根 (前間 恭作 『訓読吏文』二二一頁 民間 (洪武三十五年十一月 人の輸 入品 本条とほ しか 0 本か 販 ほ 売

152 互市 交易する。

153 見 現に同じ。「げん」とよみ、 今、 現在の意

154 銷尽 売り尽くす。

156 155 松· 柏はヒノキ、 柏 楓 桃 諸香 コノデガシワ Vi ず n も樹 0 類。 脂を香薬として用 楓はカラカエデ。

両 こでは降真香・白檀などであろう。 広の 幹と根の心材を香料・薬用に用い 産する 所の香木 両広は広東 降真香は るが、 広西両省の称。 スマト ツルシタン ・ラ・

> 相之子懐得」の 使をつとめている

記事がある)。

(このほかに太宗実録

四四

四

13

-六年間

13

+

口

0

進 2

蘭匏

0

部奥地 ジャ れ ワ等の これは (黔南) 産である。 ツル に産するものが シタンに その ほ 類似した植物の心材であろう かに広東省西部や中 あり、 やや質が劣るとさ 玉 西 南

Ш

田

憲太郎『南海香薬譜』法政大学出版、

一九八二年)。

157 会同 設けら などの特別な人員 館 れた公館。 駅 伝の制 の宿 公務出 における京師 泊 張中の 接待に供された。 官 の駅として北京 土 一司の官、 基本的 外 南京に 玉 貢

> 会同 会同 が、 兵部 る。 は外 .館内で商人との交易が許可されてい 一)に南北二館となる。 館 館主事を添設して専任とした。 弘治五年(一四九二)以降、 所属で大使一員をおき、 北京会同館は永楽初に設置され 0 国 所属である。 一貢使の来京時に礼部より なお本条の会同 外国貢使は南館に宿泊 馬・ 礼部主客清吏司に 人夫を常備した。 臨時に官を派遣 諸 館は 外国 た 正 (「万曆会典」 担当の 統 南京のも 六年 通 0 事 提 した 初期 会 四 で

王相 卷一〇八、一〇九、一 あ る。 国の重事を掌る、 『明実録』で王相とあるの 四五)。 とあり、 は本条の亜 +

158

同

あ

収の宣徳三年〔一四二八〕から正統五年 相 相と記されており、 華木之記碑に での十八文書)、 を交わしたりしている。 に符を請うて寄進したり、 頒賜を受けているほか、 は 方、『宝案』には王相懐機が 太宗実録 その功績が 四 皇帝から二度にわたり 五 王相と国相は同じと考えられ (永楽九年 尚巴志の意をうけて道教の 顕彰さ 懐機は宣徳一 交易の n ため あ 7 n 13 一年建立の安国 四一一)に王茂と るが、 18 第 レンバ 国王となら そこでは 集卷四三所 四四〇」ま ンと る。 教 山 N 樹

程復の二名について記事がある。

にあ 揭注 は国 琉球 を高 も前 ら王 長史王茂は国相を授かり国相兼右長史となったが、 貢の際に既に王相を名乗っており、 るのが定説となっている。 府の制に 職掌内容は ところで本条ならびに太宗実録 iz 相の 琉 たり、国相兼左長史を一 相であって王相ではない 揭 戸 めることである。 玉 球国 に 高まったということではあるまい 161 の太宗実録 0 職を授かった記録はなく、 拠るもので、 ついては後掲注 職制として以後機能したか否かは疑問 中 の王相・長史・ 従来と変わ 国の王府の長史を参照 四四 葉希尹らに授けられた千 これらは 0 五 たであろうか。 160 典簿などは明の王相府又は で、 しかし本条で亜蘭匏はこの入 種の称号として受けて 国 明より 琉球が請うて許され 参照)。 相は 四四 王茂と程復につ 求め 明制には 授職され 五 程復は職を退く また懐 7 か おそらく権威 Vi などに るの な 機 戸 た、 であ 依 から 0 は 彼の た 職 11 明 品 拠 後 0 から 7

161

掲の おけ 洪 明 より 号の授与と考えるべきである。 る 武二十五年 特 定の の授職の例は、本条のほかには太祖実録 職掌を伴う官 四五 · 一三九二 0 例の 職では の程復 みである。 なく、 「宝案」 ·葉希尹 これらは 種 0 の栄誉 洪熙 0 (三七) 明 例 元年 制 前

> れる。 国で と要請している記事がある。 主体的に授職する、 匹二 通 事を任う なお太宗実録注 五. 命したので、これに冠帯を給賜 0 礼部あての咨文〔一六一〇二〕 これが国 8 回初より 琉球 長史を参照されたい 国の官職は琉 の姿であ 0 L に、 てほ 球 たと思わ 国 王が 琉球 L

(15) 秩 官吏の品級。正一品より従九品まである。

一千人を指揮する。(6) 千戸 千戸所(明の軍制の衛所組織の一つ)の長。兵士

され、 といい 中 あたった。 右長史各一人・典簿一人をおいた。 機能を持っていた。このため各王府に長史司を設け、 位を与え、 国 の王 王府の 王 府の長史 家の経営 地方に配置して居住させた。 諸 事全般をとりしまり、 明では や 族 の統括に係わる官署として 皇子やその子に親 長史は吏部から 王の補 その居宅を王 佐 王 監 郡 派 王 左 府

162 公服 とあ 暦会典』巻六一に は 朔望 官吏が 一日と十五 品級により袍の 毎 日朝 「文武官公服 延に出 日 色が異なる。 0 朝参 仕する時に着 0 用 時 盤 0 領 み着用した。 用 右袵袍、 する 後に

163 李成 朝 都 は 漢 桂 から 李氏朝鮮。 ク (ソウル デ 夕 三九二— で 建国 明 ついで清を宗主国とした。 九一 〇年。 高麗朝

田訳注 史籍における日本史料集成 日 実録』という。 島史学』三六―三九・四三―四七・四九―五一号、 他「李朝実録の琉球国史料 朝実録』 国王について実録を書き継いだ。これを総称して『李朝 一)』(国書刊行会、 一一十年)を、『李朝実録』 本 李 朝 琉球· は (一)を参照されたい。 中の琉球関連記事については、『中国 中 国 中国をめぐる多くの記事を含んでいる。『李 0 李朝に関する根本史料であるのみならず、 実録 昭和五十一—平成七年)、 の制にならい、 (訳注)(一)—(十二)」(『南 の解題については、 李朝実録之部 『太祖実録』 和田久徳 ・朝鮮の 以下 前掲 平成

西洋 変化してきた。 通 一の状況や南海に関する知識によって、 西洋 (また東洋)は、 中国人のその時 意味する内容が 々の 南 海交

ガ

164

ン= 中 0 かもこの 国 東洋 が最初である。 セ 側 船が 部までをさす(「東西洋とい では 口 ツータの旅行記等によって、この時期の西洋とは 方面 西洋の名称は、 大体ヒリ 常に往来していた南インド沿岸地方であり、 13 面した半島 の局限されたある区域 以 山本達郎氏は、 南の 元末の 南部のあたりよりマラバ 海岸を意味する」とした。 『島夷誌略』 ふ呼称の起源に就 『島夷誌略』 「マナル湾の沿岸、 に 及びイ 出 ル てくる つま 7

> 『東洋学報』二三二-一、一 九三三年)。

洋古里」(カリカット)も瑣里と同じく、 記録にあらわれた西洋の概念には混乱がみられる。 その後西洋とは瑣里のことであるように記されることも に比べれば活発でなく、 あれば、西洋国と瑣里国が別々にあるような記事もあり、 諸国を招諭したが、これに応じて来朝した西洋の国 太祖は洪武二年(一三六九)に日本・占城・爪哇・ 三三六―一六四九)の範囲を漠然と指す、と考えられ おそらく南インド方面、すなわちヴィジャヤナガル も具体性を欠くようになる。 つであろう。 ルの支配下にありながらも独自の勢力であった港市 明代に入って中国船の南インド方面 (チョーラ。 前揭注 59 従ってこの地方につい 鎖里を参照 洪武帝の時代の の航海は、 のみであって ヴィジ 「西洋」は ての ヤ (国() ヤナ 西洋 元代 は 西西

里

と呼 珍の え西洋のうちに入れてい が行なわ イ半島やスマトラ、 永楽より宣徳帝の時代にかけて、 と同義になり、 ば 『西洋番 れ、 れ たが、 随行者の記録である費信の 国志 このとき「西洋」 は、 鄭和の遠征は「下西洋」 ジャワ、 インド インドシナ半島の国々でさ -洋方面 前後七次鄭和 はほとんど一南 のみならず、 『星槎勝覧』 (西洋下り) 0 や鞏 遠 征

船 海 0 禁が緩めら 明 航 末の 路で、 西洋は、 西洋針 れ てから漳州 張燮『東西洋考』に具体的に示され 路を取る諸 海澄 国が西洋に属する。 0 港 から 南 海 、出た中 る。 玉

167

詳

しい

叙

述

が

な

165 は、 貢した記事があり、 T が ジャランとしたことに由 " 年 4 百 研 多い。 究が である。 クヒル 頃 花 市定全集 未の条に、「百花国王剌丁剌者望沙」使を遣わして 。お、 ——五七九年頃) 百花につい 不明。 ある 東西洋 が 「明実録」 「咸賓録」にやや別の記事がある。 「諸蕃志」 (一南 西部 第 て僅 0 ジャ 九巻所収 海を東西洋に分つ根拠に 呼 13 称につ かな記事と共にこの朝貢に 明代の南海に関する漢文史料の多く は とする説もあるが、 にあらわれる「百花園」 ワのパジャジャラン国 以洪武十 来し、 11 ては · 年 九 この比定につい 宮崎 九 二年)。 (一三七八) 市定氏の ヒルト及びロ ついて」『宮 をパジ 別見 ては異 3 十二月 れ るの 解 0

覧邦 短い ジャ また明末の 年 玉 『明史』巻三二五をは 0 (一三七六)に国王の昔里馬哈剌扎的剌扎が入貢した。 覧邦の 記述)」(一三六五年)はランプンの場所を記 ワのマジャパヒト王国の『ナーガラクルタガ スマトラ島南端のスンダ海峡に面したランプン。 記事が多いが、 『東西洋考』も覧邦港の場所を示す。 じめ 明代 港が船をつけるのに不適であ 0 南 海に 関する史料中に 洪 マ (諸

166

彭亨 半ばにマラッ 蓬豊をあ と金の産地として知られていた。 確立するとパ 間に数度来貢 か ハン川に沿う。 ったことなどが知られるものの、 様々であ 湓亨王 パ ハン。 げ、 る。 麻哈刺惹答饒が入貢してい ハンは カが し鄭和も立ち寄った。 島夷誌略』 諸 「明実録」 マライ半島東岸、 半島を支配するとこれに従属した。 蕃志』 タイに服属的となったが、 によれば洪武十 は三仏斉の は彭坑 と記 北 タイの 緯三· 属 る。 し、 国 アユタヤ その後永楽年 表記はこのほ の一つとし 五度付近の 年 十五世 朝 紀 18

168 ば、今のパタニの辺りとなる。 淡巴 巻三二五に簡単な伝がある。その位置について『咸賓録 七月に淡巴国王仏喝思羅が遣使し朝貢している。 或曰古狼牙脩国 「名山 不 蔵 明。 は、 『明実録』 古の狼牙脩国とし、 非也」 によれば洪武十年 と記 方で そうであるとす 「皇明象胥録 (一三七七) 『明史』 は n

朝服 須文達那 朝 廷 後揭注 の儀式に参列する時に着用する礼 191 蘇門答剌を参

169

172 171 170 文華殿 奉天殿 明の皇 明 代、 城 皇太子が講学や朝礼を受けた所。 0 IE 一殿。 後、 皇極殿と改称する

後には

173 班 ここで皇帝 朝儀 の際 0 0 序 進 列 講も 行 なわれた。

- 174 侯伯 功臣に与える勲爵。
- 176 175 官と称した。 明代、 地方の少数民族の有力者を官職に任じ、 土

礼で、

早朝に行なわれる。

常朝の儀

通常、

文武の官が整列して皇帝に謁見する儀

- 177 李旦 た。 王として冊封はせず権知国事として認めるにとどまっ 0 しつつ、女直の住地である東北方面への領土拡大をはか 明派となったもので、 王位に即いた。 改める。 0 高 た。 麗朝末期、 即位を承認し、 た家柄であり、 明が朝鮮国王を冊封するのは、 明も高麗以来のこの国への不信を解かず、 李成桂。 一三三五—一四〇八年。在位一三九二—九八年。 兵権を握り土地改革を行なって人望を得 李氏はもと元の双城総管府で官職を得て 李氏朝鮮初代国王太祖。 国号を朝鮮とすることを許したが、 李成桂は高麗の旧貴族との対抗上、 実際に即位後も明への事大を標榜 建文三年 即位後諱を旦と (一四〇一) 李成: 親 桂 玉
- 178 と変わる。 こに王として進貢するが、 前王帕尼芝の最後の進貢後、 前 後の王との関係は不明である。 翌年にははやくも王は 四年の空白を置 攀安知 1 てこ

に第三代国王太宗李芳遠に対してが最初である。

179 貴州宣慰使 貴陽府の府治におかれた。 土官の一 つ。 貴州宣慰使司の長官。 貴州省

- 180 金筑 金筑安撫司。 貴州省貴陽府にあった。
- 181 攀安知 後永楽三年 九年の休止の後の永楽十三年の進貢をもって、 明実録』からみえなくなる。 前年、 (一四〇五) 王として進貢した珉に代って登場し、 までたびたび進貢する。 山北王は その後 以
- 182 典簿 職で、 こでは或いは太祖実録 山王が程優 実体のない称号か。 元明代、 (程復カ) 公文書・信書・ に対する賜与を請うて許可された (三七) (洪武二十五年) 帳簿等を扱う事務官。 中
- 183 白金 銀。
- 184 綵段 でどんす。 綵はあやぎぬ、 また彩色された絹。 段は緞に 同じ
- 186 185 表裏 実那盧亹 衣服 那は他 0 表地と裏地を一そろえにしたもの。 0 誤記か。

表

或いは

表の上に

奉の字を脱

か。

- 189 188 187 太学 表 右に同じ。 国子監に同じ。
- 全 を戒める、 本条の内容は、 というもので、 洪武帝が三仏斉 前揭注 144 琉球は朝貢国 (前掲 注 0 60 中の模範

参照。

を参

として名が挙げられたものである。 という形をとり、 武帝の三仏斉に対する叱責は、 暹羅より爪哇へ 暹羅国王 転達させ爪哇に三 0 礼部

191 190

蘇門答刺

+

ムドラ=

ス

7

トラ

島

北

西岸

0

+

JII

上流のサムドラを故地とし、

のち河口付近に中心地

渤尼

渤 泥。

前 揭注

63 18 サイ。

参照

たも を通じたのである。 彼必ず信ずべし」(本条、 仏斉を戒めさせる、 0 のであり、「三仏斉は爪哇 朝貢使がちょうどこの月、 という込み入った手順であっ 省略部分)という理 の統属に係わり 南京にいたのでことづけ 其の 由 た。 7 爪 哇

る。 によって殺されたという記録 ようとした。この使者は、三仏斉の冊封をきらった爪哇 洪武帝は使を遣わして嗣子に「三仏斉国王之印」を与え にもなって三仏斉の事件が問題となっ たことをうかがわせる記録 勢力によって拘束された使者を爪哇が救出して帰国させ 月丁丑の条及び にそのうちの「三仏斉国王怛麻沙那阿者」が卒したとき 「三仏斉」を名乗って朝貢した。 洪武の初年、 もある。本条にある胡惟庸 洪武十三年であっただけであろう。 おそらく三仏斉と無関係で、 スマトラ島東北 「明史」) がある。一方で、 (本条及び『殊域周咨録』な (『明実録』 海岸のい (後掲注 洪武十年 (一三七七) 胡惟 庸の たかは不明であ なぜ洪武三十年 くつかの勢力が 194 洪武十三年 獄がたまたま 三仏斉の別 を参照

答剌」あての文書がある。

り、 ある。一 明へは洪武十六年(一三八三)に須文達那国王の朝貢が でもあった。 方面を結ぶ航路のかなめにあって貿易品の集散地であ 立したイスラムの国家で、 が移ったのでこのように呼ば この地に関する漢文史料は朝貢の記録のみならず豊富で あ 元に朝貢し、 記録を残す一方、 『宝案』には、一四六三、六七、 り、永楽年間からは蘇門達那と表記されることが多い 風待ちの 五二四年、 寄航 速木都刺、 マルコ=ポーロやイブン= 現地の年代記や王の 地であり、またメッカ巡礼 北部 蘇木都刺などと記されてい 0 アチェ 中 れる。 国から東南アジア、 六八年の三件の ーに占領された。 十三世紀後半ごろ成 墓石なども残る。 バツータなどが への インド 出発地 る。

192 邦哈剌 て独立し、 浄や玄奘が 古くは五世紀初め法顕がこの地を通過し、 かれて全ベンガルを支配した。 太守をおいて統治した。 ルタに中心地があり、 ることが多い。 北西部 ベンガル。 一三五二年イリヤー のデリ 訪れた。 ガンジス河とブラフマプトラ河の 1 =スルタン朝 明代の漢文史料では榜葛剌と記され 十二世紀半ばにイスラム インドで最も豊かな地域 ベンガ 明代に中国と交通があ ル ス・シャ 地方はデリ (奴隷王朝) 1 七世紀には Y 化 ーに反抗 がは であ はここに 朝 河口 が 義

事がある。 B たのはこの王朝である。 々来貢し、 ベンガルを訪れ、 中国からも使節を派遣したほか、 『瀛涯勝覧』にはこの地の詳 永楽より正統年間に 鄭和の かけて、 13 記 行 度

方面」というほどの意味であろう。 なお「西洋邦哈剌」とあるが、ここでは西洋は ーイン

- 193 近者…三十国なり ちかごろとあるが、 朝した国々の累計である。 洪武初年以来来
- 194 胡惟庸 独裁体制が確立した。 除され、中書省は廃止され、 でなく、これを機に洪武帝の挙兵以来の功臣はすべて排 で一万五千人が処刑された。その謀反は必ずしも明らか との密告により処刑され、 行をほしいままにした。洪武十三年、反逆を企ててい に投じてその信任を得、 さらに十年後にも彼の謀反に関係していたとの ?——一三八〇年。元末、朱元璋 中書省丞相に陞ってから独断専 連座するもの一万五千人に及 六部は皇帝に直属し、 (洪武帝) 皇帝 理由 0 下
- 195 間諜を生じ 非」(仲を裂き、 諜を遣わし」と記すが、ここでは間諜は 同じ事件を記録する『殊域周咨録』 双方をかき回して紛争を起こさせる)」 離間、 は、 搬弄是

戒飭 (『漢語大詞典』) の意味であろう。 戒める、 注意を与える。

196

大琉球 前揭注 明代では、 琉球国を大琉球、 台湾を小琉球と呼ん

197

5 琉球を征討を参照。

# 太宗実録注

太宗 二四 官重用策をとった。 帝が即位し削藩策をとると、 燕王として北辺の防備に当る。 に成祖と改められる。謚号は文皇帝。 年。 永楽帝。 都を北平に移して北京とした。 明第三代皇帝。 一三六〇—一四二四年。 太宗は当初の廟号で、 兵を挙げ帝位に即き 洪武帝の死後、 洪武帝の第四 対外積極策や宦 在位一 嘉靖 四〇二— 孫の建文 (靖 年

る。

- 2 洪武三十五年 実際は建文四年にあたる。洪武帝は洪武 うけて再開したものと思われる。 燕王挙兵後の或る時期からそれを中止し、 であるが、 年までとした。 位を纂奪した永楽帝が建文の年号を忌み、 翌年を建文元年とした。 三十一年(一三九八)閏五月に死去し、 琉球国は洪武三十一年閏五月以降も入貢 なお建文帝の実録が存在しない しかし建文四年、 即位した恵帝は 洪武を三十五 靖難の変で帝 本条の招諭を ため不明
- 年から十四年までに六回思紹の姪として使している。ほ二(一四〇四)・三・四年の三回は武寧の姪として、八(3) 三吾良亹 本条と次の条には察度の従子とあるが、永楽

- 文字通り受けとれば、 回となる。 かに親族表記のない五年の遺使があり、 たものであろう。また南山王承察度の姪で、 いうことになる。しかし実際は王族ほどの意で用 一度の国子監入学をした三五郎尾 143 参照) 従子も姪も兄弟の子の意である。この自 があり、 異字表記の同 察度・武寧・思紹の三人は兄弟と 一人物の可能性があ (亹) 遣使は合計十一 (太祖· 洪 武 実録 いられ 年間 「称を 注
- 八) (六四) の善佳古耶に同じか。(4) 善住古耶 住は佳の誤りの可能性がある。太祖実録(五
- (5) 陪臣 諸侯のけらいが天子に対する称
- (6) 汪応祖 ここでは王弟とあるが太宗実録(八)(永楽二年)では従弟とあり(その場合、汪英紫氏の子である可能性がある)、先王承察度に子が無く、国事をゆだねら一三)までたびたび進貢している。永楽十三年には世子を名乗る他魯毎が、汪応祖は兄の達勃期によって殺害されたと報告している。
- 7 結制 は結 をつとめる結制と付く人名が二十余名を教え、 制と付く数名が暹羅や爪哇に正使として派遣され 几 匹 『明実録』ではこれを初出として、 0 を最後にみえなくなる。 「宝案」 中 玉 巻 正 四〇で 統 0 遣 五

洪武年間にみられる結致と同じと考えられる。 最後である。 通りで記されている 〇〕では二人の人物が結制の付いた表記と無い表記の二 b, 均 と名乗り 109 |周佳)。『宝案』では結制と付く人名は正 四三一 結致参照 結制は中 羅に 七 書簡 の (物志麻結制・物志麻、 国語の発音が同じであることか 烏魯古結 を送っている。 制は 玩 また〔一六一〕 球 玉 均周佳結 |執礼 統三年 が 制

8

長史 照屋」 年(一六四六)〔三七-0八〕〔三七-10〕〔三七-1四〕 三八)の〔二〇-一一〕には 集に現存する符文・執照について見てみると、 楽九年・一四一一)には左右長史とある。『宝案』 あらゆる 琉した陳侃の 同時期にほぼ二人が任用されている。 つとめ、 〔三七-一七〕までである。嘉靖十三年 長史は 則專司 の記載もある。使臣としての派遣は 『明実録』ではこれが初出である。 みな久米村系の名を持つ。太宗実録 局 朝 面 冊 に登場し 封 貢之事、 『使琉球録』には や諭祭の折 任務を果たしている。 設有定員而為文職者也」とある は 「長史司、 もとより、 「若大夫・長史・ 崇禎十一年 左、 冊 〇 五 三 封 進貢の使臣 南明の隆武二 国場、 使滞 (四五)(永 明代には 四) 来 在 第 中

0 ほ か長史に関する同時代記録に 「李朝 実録 世 祖

が

議

無郎 更日直宿。設五軍統制 凡王挙動、 た琉球事情の記事である。 八年 庁、 琉球国使として朝鮮に至った普須古と蔡璟が口 (天順六・一 正門日紫宸、 只於統制府有郎庁二員」とある。 女官杖剣侍衛 四六二 城有三重。 府 議政司 二月癸巳 闕内常無軍士、 その中に 左右長史二人出納王命 ・六曹。 の条が 「王宮曰乾清殿、 各有堂上四員 只於城外軍士 である。 述 0 有 前

七年 年正月辛未の条)であるが、中に「一、長史二員 記事は、 諸国紀』「琉球国紀 て、成宗二年 大夫二員用事者也、 二人、出納王命、 二人から得た情報を記したもの 礼曹判 (弘治十四年・一 部が採られている。 その前年に琉球国使として至った梁広と梁椿 書とし (成化七年・一四七一) て朝鮮の外交を統括した申叔 又有五軍統制府・ 並以中朝人来居者為之」とある。 国俗」にこの記事は 五〇二) 同じ『海東諸国紀』に燕山 追 (『李朝実録』 加され 議政司・六曹」と、 に編まれた た 「琉球 有左右長史 燕山 舟 · Œ に 一海 ょ 君七 0 東 0 0

るという記述も吟味する必要があろう。説明しようとする意図が伺われる。長史が王命を出納すおける野蛮な風習を否定し、制度文物の整った国として

されたい。 定着したと思われる。なお太祖実録注 王府の長史参照)。 の長史とは全く異なっている(太祖実録注 長史の名称自体は明に倣ったものであろうが、 長史である王茂と程復を国相に陞せることを願ってお を名乗って入貢している。 れたというのが通説となっているが、 なお長史は明の王府の制に拠るもので、 長史を授職した記事は 長史は琉球では朝貢を掌る官として 太宗実録 『明実録』にない。 (四五)では、 本条で王茂は長史 158 明より 161 王相を参照 職掌は もともと 中 授 既に 職さ 玉 明 0

- 毬紋宝相花紅二匹、毬紋宝相花緑二匹」とある。 案』〔〇一-〇九〕に収められている。そこでは「錦、二八)に絨錦を賜うとあり、その頒賜の勅諭と目録が『宝(9)絨錦 錦に同じか。宣宗実録(三三)(宣徳三年・一四
- することを職務とする。 で定数は三十七(時期により異なる)。四方の外国に使(10)行人 礼部の行人司(勅旨の伝達・冊封等を掌る)の官
- れた監察機関で、刑獄を掌る)の次官。はじめ二員を定(11) 按察副使 提刑按察使司(地方官制の一つ。各省に置か

員としたが、のち不定となる。

- 左右給事中二員、給事中四員が置かれた。 め、各部に対応して設けられた。各科に都給事中一員、(12)給事中 六科の官。行政官庁である六部を監察するた
- る)の官。
- (16) 皮裘(皮ごろも、皮で作った着物。細く強い経糸に太い緯糸を織りこんだ厚手の絹

15

紵糸

清代の緞

(緞子)、日本の繻子、サテンにあたる。

- (六五)(六九)(七一)(七四)(七六)に、太宗実録死去前に出発した可能性のある(五八)のほかに(六〇)(一三九五)十月初五日に死去とするが、太祖実録には(17)察度の卒 『世鑑』ほか琉球の史書はみな洪武二十八年
- 賻 喪主を助けるため金品を贈ること。

(二)(四)に察度の名による入貢がある。

- を衍字とする。(19)継承の道 原文では継承天之道とあり、『校勘記』に天
- (20) 率由 より従う。
- (21) 皇考 薨去した先代の天子。

- (22) 世祚 代々の位。
- 参照。 (33) 銭 銅銭。ここでは洪武通宝。永楽通宝が鋳造されたの
- (4) 吏部 六部の一つ。官吏の選任・昇叙・懲戒などを掌
- 人伝記』八九〇頁)。 月より宣徳四年(一四二九)まで吏部尚書に任ずる(『明(25)蹇義 一三六三―一四三五年。建文四年(一四〇二)九
- 最初である。年。李氏朝鮮の国王で明より冊封を受けたのは李芳遠が年。李氏朝鮮の国王で明より冊封を受けたのは李芳遠が(26) 李芳遠 李氏朝鮮第三代国王太宗。在位一四〇〇—一八
- (27)鈔幣(鈔(紙幣)と綵幣(儀礼に用いる絹織物)か。
- (28) 詔命 天子の命令。
- 月までを除く)礼部尚書(『明人伝記』一九五頁)。十二月より永楽三年八月まで(永楽元年七月より二年四(29)李至剛 一三五八―一四二七年。建文四年(一四〇二)
- 30 処州 夷誌略校釈」 Vi が、 府 ところで本条に、 治 蘇継頃は、 浙江省処州府。 0 ある麗水の窯業が最も盛んであったとする(『島 中華書局、 それは南宋までで、 処州で磁器を買うとあることと、 処州府西部の竜泉窯は磁器で名高 九八一年、 二〇頁)。 元・明代には処州 宣

とを考えあわせると、本条の山南王の遣船も温州府に着は琉球船の三分の一が温州府瑞安に泊した、とあること宗実録(六八)(宣徳七年・一四三二)に、永楽年間に

た可能性が

さある。

建寧・ 氏は、 平成五 巻一 序) 県に入り、 所から推定し、 山等処、 至徐州給馬匹 江西の鉛山県に出たものと思われる。 は、 温林関を越えて江西の鉛山県に出たとする部分について とする(「増補中世南島通交貿易史の 山県に出、 から崇渓に沿って崇安県を経、 『万暦会典』巻一四五記載の福建における水駅の設置 琉 四八には「凡琉球国貢使回還、 0 球の進貢使の福建からの上京路程について小 明代に巡検司が置か かつ崇安八関中の第一にあげられる分水関を経て 賓貢の項に「自柔遠駅起程、 崇安過山、 『福建市舶提挙司志』 年、二四九・二五〇頁)。このうちの崇安県から 不通舟車者、 ここから舟行して衢州府を経て杭州に至った 上饒 明代の進貢使は清代とは異なり、 車 ・玉山二県を経て屛風関より浙 輌 浙江直 照扛給夫」とあること、 徐州至福建給船隻、 |抵北京」とあり、『万暦会典』 れ んており (高岐撰、 温林関を越えて江西 (『万暦会典』 往芋源駅、 隆慶五年題准、 研究 ただ、 嘉靖三十 中経常山 臨 この路程は ならびに 江 III 由延平 葉田 延平 兀 書 0) 自京 年 店 0 府

温 林関を通 0 たにせよ分水関を通 0 たにせよ、 処州 府 は

通過し な

布政 戸 必ず処州を通過することになる。 録 П たもの 琉 司 球 田土 船が浙江の温州に着いた場合は、 であろう。 正式には承宣布政使司。 の調査・ 馮公等 報告、 の嶺を経るとあり、 朝命の宣布、 省の行政 本条の遣船は温州に着 道・府以 前述した宣宗実 その 機関。 コ 下の監 1 財 スは 政

36

31 員 督などほとんどの一 0 ほ か参政・ 参議を置く。 般行政を統轄した。 左右布式 政 使各

13 福 関与した。 建市舶提挙使司が掌管したため福建布政司などがこれ 福 建 布 政司 は福建省福州府に置 か れ た。 琉球 0 入貢は

34 33 相 王 相 (太祖実録注 158 をさすか

32

帳簿に記入する。

ここでは記入して没収

する意。

舅 籍記

おじ。

母の兄弟。

のちに王舅は官職名となった。

37

35 女直 に対 遼を滅ぼ 生活を営んだ。遼・宋代には女真と称す。 海州等に住んでいたツングース系の民族で、 する 江中流域に拠る生女真 中国 し華北を占領して宋と対峙したが、十三世紀 称 0 0 東北部 完顔部首長アクダが (吉林省 (遼の直轄下にあった熟女真 · 黒竜江省) 統 して金を建国し 十二世 やロ 狩猟兼農耕 シア 紀 初 の沿 頭

> モンゴ を満州人と改め、 家、 都として征服王朝を確立した。 明 0 後金を建て、 支配下に ルに破れて滅亡。 おかれた。 二代太宗は国号を清 三代順治帝の 女直は再び多部 明末、 時 ヌル 中 11 玉 チが 族に 内に入り北京を 女直 再び わか (女真) 統 れ て元 玉

じた(『明実録』 奴児干黒竜江忽剌温 を遣わした。これにより永楽二年 ルビン北方の呼蘭 忽剌温河は黒竜江の支流松花江の更なる支流。 (ヌルガン) 永楽二年二月癸酉の条)。 衛を置き、 河 永楽帝は女直招撫のため の野人女直の把刺答らが 把刺答らを指揮 四 [0四) に忽刺 各 同知に任 来朝 現在 地 使 温 0

千百戸などに任じた。 後退して存置され 林 站などを設け、 なお永楽七年には奴児干都指揮使司が黒竜 (チル) に置かれた。 女直の たが、 奴児干都司は宣徳末年には その後は 都 有力者を都督・ 司の下には多くの衛 有名無実となっ 都指 江 揮 下流 開 千 た 指 原 揮 戸 0 所 特

が 暦 および 野人女直 3 直、 な 会 説 松花江 典 が 東北極遠の地の野人女直の三 また 般的である。 に は (黒竜江の分流) 明代の女直は鴨緑江北 明文が 『明実録』・「訓読吏文」 あ しかし上記 る が、 沿 Vi 正 の平野に拠る海西女直 徳会典』 方の山 のわけ方について『万 一種に (明初から にわけら 地に に は 拠る建州 その れたとす 成化 女

る野人女直 間 月 る卑称であろう。 女直とは異なり、 海西女直をさす場合がほとんどである。 女直について」(『東洋学報』四二-二、昭和三十 るが明瞭ではない。 までの公文書集) がある。 (あるいは野人・女直野人) 明末に関しては田中克己 野人女直の居住地については諸説 等 明 初の野 0 明初 時期 人女直は女直 0 同時代史料中 0 また建 人一 語は、 明 末の 般に対 州 建州 几 にみえ [年九 野人 が 海 す あ 西

ための一組の反物。物。表裏は朝服と、その下に重ねて着用する衣服にする(38) 綵幣表裏 綵幣は贈りものや祭祀など儀礼に用いる絹織

る。

- ビルマとの国境そば。有力者を宣慰使に任じた。治所は現在の雲南省瑞麗県で(39)麓川 洪武年間、麓川平緬軍民宣慰使司を置き、土地の
- (4)韃靼 タタール。明代、モンゴル系諸部族の汎称。
- (41) 万寿聖節 天寿聖節に同じ。天子の誕生日。

42

- 志の通事として派遣されている。 (二〇)(三六)(四二)に官生として衣服などを給賜(二〇)(三六)(四二)に官生として衣服などを給賜 (二〇)(三六)(四二)に官生として衣服などを給賜
- (43) 右参議 布政司の官。前掲注(31) 布政司参照

書房、

一八三—四頁)。

- 44 る。 したか、 時 に 下 Vi が 同 ある中山王察度の祭賻、 0 中 山南 年) 通りである。太宗実録 時 或いはいくつかを兼務したか、などは不明であ にある山南王汪応祖の冊封、 中 王 承察度の祭賻。 が琉球へ使した用件として考えられるのは以 これらのうちのどれを任務と 武寧の冊封、 (六) (永楽二年・一 明示はされてい 太宗実録 四 0 八 四
- 二年後の永楽五年に武寧の死を報じた世子は思紹とあ(45) 完寧斯結 中山王世子としてここに名を留めるのみで、
- 46 西番 種 0 地は現在の青海省とチベット自治区一 は 極めて多い。 烏思蔵都司 古の吐蕃の地に住むチベット系を主とする諸 ·杂甘衛都 馬児蔵はその 司の管轄下にあったもの。 つか。 帯にあたる。 簇は族に同じ。 族 7 族
- 昭禄群膺哆羅諦剌 タイのアユタヤ朝の第七代国王Inta閹者 罰として去勢された人。

48 47

49 柰必 それを付すが、 者や通事の名の上に付く称号。 柰はタイ語のナイ。 (「東恩納寛惇全集 位階のない人は柰某と書く。 明清の漢文史料の暹 第三巻』 位階を持つ人は名の上に 昭 和 五十四年 君又は氏程 羅 玉 0 使

- 50 尚 X 師哈立 玉 人が付した尊称 麻 チベット (『明史』巻三三一、 0) 僧の名。 尚 師は道術に秀でたた
- 51 思紹 る。 あ 山沿革志」 康熙二十二年(一六八三) 朝実録』 か 13 永楽二十二年 5 同 毎年のように進貢している。 たと述べている。 時代記録である (後掲参照) 明実録』では、 の序で、 四二四 諭祭の では思紹となっている。 「宝案」〔〇一-〇四〕 尚思紹とするのは後世の表記であ この時中山王に封じられてか に来琉した冊封使汪楫は 際に祖廟で見た位牌に にその死 その名は が報告されるまでほ 『明実録』 および また 思 清 0) 紹 中 0 李 ほ

…不幸後因先祖王察度及先父武寧相継薨逝、 朝 0 深荷大明皇帝、 あったのが、 琉球 実録』太宗九年 思紹は王統の交替した中山初代の王とされるが、 連年征 注目され 冊封を受ける以前に連年の戦い 国中山王思紹遣使来聘、 太宗実録 戦不息 る 本条では世子思紹と変更になってい 柔懷遠人、 (永楽七・一 (1111)向 疎曠、 寵封王爵、 (永楽二 咨曰、 四〇九) 未得伸謝 年) 掌管地方…」 があったとし に世子完寧 九月庚寅の 酬 深負惶愧、 謝 以致各寨不 とあ るこ 条に 斯 照得 7 李

13 成 2 た琉球の 史書「蔡鐸本世譜」「蔡温本世 譜

> 体が欠落し T 中山王位に即 球陽 る。 は、 ており、 尚巴志が武寧を滅ぼして、 けたとするが、 尚巴志を第一 一世 鑑しに 尚氏王統初代の王とし は 自 思 分の 紹 父思紹 0 在 位自

- 52 思紹 其の父中山王武寧 参照 中 国に対しての称である。 前 注 51
- 53 って死者を祭ること。

祭賻

物を

贈

54

- で、 思紹を封じ されたとしているのに対し、 止 Vi 案』〔〇四-〇 る。 賜詔封之」としているが根拠は示されていない 山王世子思紹王爵、 が、 前掲の なお「蔡温本世 思紹は尚巴志が宣徳三年に冊封され 「宝案」 冊封使の名や来琉の年時などは不詳。 12 の記事に拠り、 「永楽五年九月内、 譜』は割注に「此時成祖、 給皮弁冠朝服等件」とある。 蔡鐸は 当時受封したとして 「蔡鐸本世 欽 准襲封 た時に追 一譜」 不遣 割注 本 封 # 玉
- 55 皇太子 及ぶ北元討伐親征の際などには国事を代行した。 は 楽二年 第 口 朱高熾。 の親征 四〇 四 中であった。 永楽帝の 四月皇太子となる。 長子。 0 ちの 永楽帝 仁宗洪熙帝。 0 五 0) П 時 永
- る。 模都古等二人 年五月) また模都古等 には |模都古等三人」とある。 0 校勘記」 帰 国する太宗実録 によれば異本には (六〇) (永楽十

- (57) 靴絛 靴と紐。絛は糸を組んで作った平たい紐。
- (58)帳具 帷帳(ベッドまわりのたれぎぬ)と膳具。
- (の) 啓請 啓本(皇太子などに提出する文書)をもって請う
- る(『明人伝記』二六二頁)。 二月より宣徳元年(一四二六)四月まで礼部尚書に任ず(日)呂震 一三六五―一四二六年。永楽六年(一四〇八)十
- 位六二六—六四九年。 位六二六—六四九年。 唐朝第二代皇帝。在
- (3) 学校 国子学・太学・四門学・律学ほかがあり、国子監
- の統一国家を築く。 済・高句麗と並んで三国時代をなす。六七六年、朝鮮初(4)新羅 ?—九三五年。四世紀中ごろ辰韓より起こり、百
- 羅の連合軍に敗れて滅亡。 句麗の圧迫をうけ国都を移して国を維持したが、唐と新(65) 百済 ?―六六〇年。四世紀中ごろ馬韓より起こる。高
- (66) 廩膳 毎日の食事。官から支給する食事。
- (67)令典に著す 『万暦会典』巻二二〇、国子監を見ると、

- がわかる。 洪武初めから廩饌・給賜などの細かい規定があったこと
- (8) 曲成 変化に対応し物に対応して完全に作りあげるこ
- れに次ぐ。 る官庁。その長官は卿、次官は少卿で、寺丞・主簿がこる官庁。その長官は卿、次官は少卿で、寺丞・主簿がこ

69

と

- 五)及び(六三)の懐徳は同一人物か。(7) 懐得 このほか太宗実録(六一)にあらわれる懐得と(五
- (71) 塞官 秦官に同じ。太祖実録注(29)参照。
- お太祖実録注(58)王相、前掲注(8)長史を参照。ある。また(三七)の程優も程復の誤記と思われる。な典簿程復とあり、(七四)(同三十一年)にもその名が(2)程復 太祖実録(五八)(洪武二十九年・一三九六)に
- (3)事 任務、仕事のことで、官職の名称の下についてその、第三案」には例えば「福州府署海防事」〔〇八-一七〕 る。『宝案』には例えば「福州府署海防事」〔〇八-一七〕 る。『宝案』には例えば「福州府署海防事」 (〇八-一七) などの用例がいくつかある。
- (74) 饒州 現在の河北省饒陽県の東北部。

- (75) 致仕 退職する。官職を君に還す。
- 76 監察御 監察にあたった。 副 人を任じた。 都 御 史、 史 僉都御史のもとに、 明代、 各道ごとに官吏の 中央の監察機関は都察院で、 非行の 十三道の監察御 弾劾や地 都 方行 史一一〇 御 史、 政
- すら、の意味。「その使さえ宥してやった」。(77)併びに其の使も之を宥す 「併びに」は、…さえも、…
- 78 都督 方の女直の酋長に与えられた名目上の官 揮・ 武官の一つで都督府の長。ここでは明代、 千戸・ 百戸・ 鎮撫等) の最高位のも (都督・ の。 東北 ル 都 指 1 地 揮
- 79 潞江安撫 JII 所 の上 属 の土官 流で雲南省西端を南 潞江安撫司 0 長 一路 北に流れる)。 江は 今の怒江 雲南 + 都 指 ウ 揮
- 80 瓦剌 の子エセン・ ゴンを首長とし東のタター 土木の変を起こした。 オイラート。 11 > は モ 時、 ンゴ 全 ル ル 族の Ŧ 部と抗争していた。 > 諸 J ル 部 を統 0 つ。 一して最強 出 1 時 ゴン は
- 81 別失八里 元代、 ル イ汗 ムチの 庭都 国の東端の チ 東方、 t 護府 ビシュバ ガ タイ 天山 か 汗国 あり、 根拠地で、 1) Ш 脈の クの音訳。 0 版 後にウイグル 東部北麓にあるオアシ 义 東チャガタイ汗は別失八里 13 入る。 新疆ウイグル自治 明 王 初 国の都となる。 には 東チャ X ガ 唐 ウ

- 楽十六年 在 亦力把力と表記する。 を国名として朝貢したが、 0) アルマリク付近) (一四一八) イリバ 以降、 と称した。 本拠地 IJ 国号を亦力把里 ク 0 は 天山 音訳。 東部 1 1) に (あるい ,渓谷、 あ り、 現 は 永
- 川。 (82) 斡難河等の衛 奴児干都司所属の衛。斡難河はオノン
- (8) 指揮 武官の一つ、衛の長。ここでは女直の酋長に与え
- )己卯(底本では乙卯とあるが、正しくは己卯)

- 85 から採 夏布 湖 南 苧麻 った繊維で織った布で、 広東 (からむし、 ・四川等の 地に多く産した。 イラクサ 夏の 科の多年草) 衣服 13 用 VI る。 0 茎 0 江 皮 西
- (8) 亦罕河衛 奴児干都司所属の衛の一つ。
- 直をここに移した。 七年(一四〇九)に安楽州と共に開設され、投降した女(87) 自在州 遼東都司の管下の州、現在の遼陽市付近。永楽
- は「太勃等」とある。(8) 恭勃奇 『校勘記』によれば異本には「太勃奇」あるい
- 89 永楽銭 年 六 年。 した記事があり、 鋳 几 永楽通宝銭」 永楽通宝。『万暦会典』 13 浙 また 江 とあり、 江 「明実録」 西 戸部 広 工部 東 銭法 永楽十年七月甲午条 鋳 福 銭 建 0 条には 0 0 条に 几 布 永楽九 政 永楽 司

にも 玉 大量に鋳された。 言及することになる。『宝案』〔一六−○七〕及び に永楽銭の下賜を乞うときに「永楽年間の事例」として かか 訳注本 (一)』四九八頁を参照 らの 各地で流通した。本条の内容は、 鋳造のことが記され 積載品の買上げなどに用いられて海外に移 対外的には朝貢品に対する頒賜や、 てい る。 明代の銅銭のうち のちに琉球がさら 『宝案 外 出

- 90 駅伝 テム 馬、 あるい 部の管轄下にあり、 0) 糧 利用を許可したこと。 は水駅や逓運所が設けられ、 食、 官員の往来と公文書の逓送のための交通機構。 設備が、 あった。 京師より各地への道筋の要所に馬 駅伝を給す」とはこのシス 場所に応じた人員や 兵 駅
- 91 鄔剌誰結 とある。 制 校勘記』によれば異本に 鄔 頼 誰 結 制
- 92 月十 とあ おり、 の宣 五 他魯毎 って山 0 徳四年の使者歩馬結制に大統暦を給付する同年十 五月には冊封使が派遣された。 その 日付行在礼部の咨文 [四三-〇七] 南 「蔡温本世譜」 は 宣徳四年 添書きに、 『明実録』 0 時 の請封が許され、 (一四二九)、宣宗実録 宣徳五年六月二十七日に受領した から消えるが、『宝案』には、 が Ш 南王の滅亡を宣徳四年とす その後何回かの 永楽十三年 が収めら (四 二 一 をも 四 進貢 れ

るの は 誤りである。

- 93 達勃期 みであ る。 勃期は 『明実録』 のこの条に名をとどめるの
- 陳秀芳 若と記す。 中 山沿革志」 は陳季芳とし、 『明史』 は 陳

94

95

誥

任命書。

明代では一

品から五品までを誥命によ

て任じ、 命

六品から七品は勅命によって任命する。

96 尚巴志 された。 王武寧を滅ぼして、 敷按司であった尚巴志は、 進貢を行なった。『蔡温本世譜』 国中山王と名乗り続け、 永楽二十年とされる。 滅ぼして三山を統一した。 楽十四年には山北を、 去が報じられるまで、ほとんど毎年、 四三五 してこの時を含め計三回の進貢を行なった。洪熙元年(一 に冊封を受けてから正統七年 『明実録』によれば、 自らの父思紹を中山王位に即け、 なお三山統一 宣徳四年 それは以後歴代の王により 自身が中山王に即 永楽四年 父思紹の存命中に世子と の記すところでは、 後も、 四二九)には山 (一四〇六) に中 しかも年に数 (一四四二) に死 明に対し 位 した 0 南 永

Ш 佐

- 97 中官 宦官。
- 98 大辟 首罪 死刑 共犯者中の首謀者。

0

有

力者を指

揮等

の官に任じた。

永楽八年

明

に反抗

た当時

の忠順王の死後、

明はそのいとこの兎力

王

封じら

れ

た。

永楽三年

(一四〇五) 哈密衛を置き、

この は天山

Ш

脈

の最東部南端に位置するオアシス。

永楽

忠

地に拠った元の末裔が招きに応じて来朝

103

哈密忠義王

兎力帖木児。

?

四二六年。

哈密

- 101 100 鈔幣表裏 約 13 まし 鈔を何錠 8 取り締まる。 かと綵 幣 一表裏をいうか。
- 102 以建 際に、 どから、 道教 てい 機が、 三所収 懐機 え、人士の清遊する景勝の地としたことを顕彰してい 書簡を交わしていること、 てのち王城の外の安国山を整備して松柏・花木などを植 までの十八の文書には王相とある。 安国山 教主に符を請うて国王と連名で寄進してい ること、 長寿神社」 中 皇帝か 生没年不詳。 0 -国の礼 樹華木之記碑」 その権勢がうかがえる。 宣徳三年 琉球国を代表してパレンバ ら国王とならんで二度にわたり 尚金福王二年には とある。 楽・文物 この時は長史であるが『宝案』 四二八) 12 ・景観の盛んなるを見、 は、 尚巴志や尚忠のために中 から正統五年 玉 国相懐機、 相懐機が本条の 宣徳二年に建立され これらの文書中で懐 ンの 築長虹 リーダー 頒賜をうけ ることな 四四四 帰 入貢 国 巻四 玉 る。 0 ٤
  - より 帖 か ら正 木児を忠義王に封じた。 後は忠順王のみとなる。 統初まで二王が並立するが、 兎力帖木児の 正 統二年(一 死後、 宣徳初年 四三七

104

- といい はジャ 千 他の漢文史料も少ない。 あろう。 達 う \$ と同じかどうか、という議論が 里 説 あ ワ島北岸のチレボンとする説 「明史」 れ 不明。 (蘇継頃) ば、 スリランカの 「明史」 は本条の入貢を記すの \$ あ 巻三二六の 千里達が h タミル なお不明である。 ある。 島夷誌略』 千 族勢力の支配 Ĵ. 里達 みであり、 明代の A V 2 0 千里達 同 地 「千里 その 111 か
- 105 綵絹 色 0 0 Vi た絹
- 阿乃住 四 乃佳の誤 n か
- 鄔梅住! 尼 八三 0 鄔梅 住尼九と同 人物

か

- 108 107 106 朝鮮 年) 国王 0 世宗。 李 袖 李 朝第四 代国王 (在位 四一八 五 0
- 110 109 失剌思 0 名がみえ、哈密 『万暦会典』 (ハミ) 卷一 を経由して入貢する、 〇七の 西域三十 八 国 とある。 中にそ
- 111 頭目 宣慰 董 司 下韓 (太祖実録 司 胡宣慰使 0 明 長。 代 几 注 各地 川省西部 66 西番 0 諸民族の有力者に対する呼 朶甘を参照) (前掲注 13 あ り、 46 几 に所属する董 JII を参照) 経由で入貢 0 称の 下韓胡 杂甘都

- (12)官を遣わし、祭賻を賜う 実際の派遣については仁宗実
- (13) 阿勃馬結制 太宗実録(七五)(永楽十三年・一四一五) (13) 阿勃馬結制 太宗実録(七五)(永楽十三年・一四一五)

六一〇三二)。

## 仁宗実録注

年八月から翌二五年五月まで。第四代皇帝。(1) 仁宗 洪熙帝。一三七八―一四二五年。在位は一四二四

6

- (2) 周彝を遣わし 本条に記す琉球への使者派遣は、次注にるが、『宝案』〔一六-〇一〕によれば、その使者は行人 陳資茂であり、洪煕元年六月十七日に琉球に到着した。 に使している(〔〇一-〇四〕〔一六-〇一〕)。使者の役 おが変更になったのであろう。
- (3) 勅 永楽帝の死去を報ずる勅であろう。これは『宝案』 山王から山南王にとりつぎ送られた(〔一六−○二〕〔一十○三〕によれば礼部郎中漳雲・があり、これは〔一六−○三〕によれば礼部郎中漳雲・にもたらされた。この勅と詔は皇帝の命にしたがい、中にもたらされた。この勅と詔は皇帝の命にしたがい、中にもたらされた。この勅と詔は皇帝の命にしたがい、中にもたらされた。この勅と詔は皇帝の命にしたがい、中には「宝案」

五

〇七)にベトナム各地に明の府州県を設置したが、その(4) 交阯清威 永楽帝はベトナムを征服して永楽五年(一四

- なお、交阯は交趾とも書く。キロメートルの付近。この時期、交阯とはハノイをさす。うちの交州府威蛮州清威県にあたる。ハノイの南西二C
- 遼東都司に属す。(5)東寧衛 洪武十九年置く。治所は現在の遼寧省遼陽市。
- 建州左衛指揮使猛哥帖木児 部は、 合住する形となり明末に及んだ。 部の建州衛があったが、 に分裂した。この他に、永楽初年以来の火児阿 揮使を継いだが、その後内紛により建州左衛と建州右衛 猛哥帖木児は宣徳八年(一四三三)に殺害され、弟が指 貢して指揮使に任じられ、 + 年には東蒙古の圧迫により、左衛は再び会寧に移った。 (一四一二)、 豆満江中流域の会寧にいたが西方に移動し、 猛哥帖木児(モンケ・テムル) 正統以後は佟家江流域 建州左衛となった。 建州女直の幹朶里(オドリ) (カル 永楽二十 が入 衛 力 から
- ため るが、 時に派遣されたと思われ る使者陳資茂、 \* 五日ではなく本条の日付と同じになっていること、 [0 - 0]本条に記すのは尚巴志の冊封使柴山の派遣 詔中の年時に関わる語句が書きかえられているこ 実際には思紹の諭祭使周彜、 洪熙帝即位の詔を奉ずる漳雲 の日付が、 る。 本来の永楽二十二年八月十 それは 永楽帝の 「宝案」 12 死去を報 ・游学が 0 ある即 みであ 位 同

- らである。 達が洪煕元年六月に琉球に到着したむね記されているかと、ならびに〔一六−○一〕〔一六−○三〕に前掲の使者
- (7)柴山 宦官。この時を初回とし、計四回琉球に使した。
   (7)柴山 宦官。この時を初回とし、計四回琉球に使した。
- (8) 勅 『宝案』〔〇一-〇五〕である。日付や文章の骨幹(8) 勅 『宝案』〔〇一-〇六〕はこに紵糸四匹・羅四匹・氁糸布十匹、王妃にも紵糸・羅・に紵糸四匹・羅衣としては紅羅衣服一副、文綺としては国王に紵糸四匹・羅四匹・氁糸布十匹、王妃にも紵糸・羅・に紵糸四匹・羅四匹・氁糸布十匹、王妃にも紵糸・羅・に紵糸四匹・羅四匹・氁糸布十匹、王妃にも紵糸・羅・は本条と同じであるが、措辞などにかなり違いがある。
- 熙元年六月であった。前掲注(2)周彜を遣わし、(3)ー-〇二〕〔〇一-〇三〕にあたり、琉球に着いたのは洪る勅諭、洪熙帝の即位の詔をさす。これらは『宝案』〔〇11〕詔書の未だ琉球に至らざる「詔書は永楽帝の死去を報ず

勅を参照

10

太宗皇帝の万寿聖節

永楽帝の万寿聖節は四月十七

H

## 宣宗実録注

- 財政再建に努めて王朝の安定を図った。 北は長城線まで後退させ、南はベトナムの独立を認め、五―三五年。洪武・永楽年間に拡大した国境を整備し、(1) 宣宗 五代宣徳帝。一三九九―一四三五年。在位一四二
- (2)必里衛 明初、河州西方の西番(太宗実録注(46)を参(2)必里衛 明初、河州西方の西番(太宗実録注(46)を参
- もの(土官)である。知に次ぐ。ここでは異民族の有力者に与えた名誉職的な知に次ぐ。ここでは異民族の有力者に与えた名誉職的な(3)都指揮僉事 武官の一つ。都指揮使司の官で、都指揮同
- (4) 実達魯等を遣わし 『宝案』〔一六-〇一〕〔一六-〇二〕

8

同文の引用がある。なお本条の日付は三月二十二日であの礼部への咨〔一六-〇二〕や、皮弁冠服頒賜の経緯にの礼部への咨〔一六-〇二〕や、皮弁冠服頒賜の経緯にのも、この時の上奏文は、本条の引用文とはやや表現が異

- の官がうけたのは二十一日とある。るが、〔〇四-〇一〕によれば冠服頒賜の旨を行在礼部
- 父は尚巴志の父の思紹をさす。(6)臣の祖父 ここでは祖・父の意で、祖は前王統の武寧、

- 皮弁冠服 年、 された(太祖実録注 冠服は郡王の用いるものに準じた仕様と考えられる。 された。その具体的な内容は『宝案』〔〇一-一六〕〔〇 典』巻六〇)。明代を通じて琉球国中山王冊封時に賜与 いる公服で、第一正装である衮冕に次ぐ礼服 考となるものである。 て中山王の冠服とほぼ同じであり、 一-二〇〕等の頒賜の目録に詳細があり、 明から豊臣秀吉に頒賜された皮弁服等が京都で発見 皇帝・皇太子・親王及びその世子・ (29) 河上論文)。その内容からみ その実態の解明に 中山王の皮弁 郡王の (「万曆会 近 用
- 行在礼部 永楽十 が、 をいう。 北京が行在で、北京の官は「行在」を冠して呼ばれた。 尚書を新設し、 もに行部を廃し、北京の官から「行在」の称をとり、 南 北両京に官が併置された)。しかしまだ南京が 永楽帝は即位後すぐに北平府を北京と改称し、 九年 明では建国当初、 行在は、本来は皇帝が行幸する際の仮の御 (一四二一)、 行在六部をおいた(これ以降、 北京が正式に京師となるとと 洪武帝が南京を京師と定めた 明末まで 京 行部 所

り、南京の官に「南京」の称を冠して呼ぶことになった。と称していたのである。正統六年(一四四一)、北京がと称していたのである。正統六年(一四四一)、北京がど南京を京師とし、官名ももとに戻した。宣徳帝もこれ京の官には「南京」の称を加えた。しかし洪煕元年に再京の官には「南京」の称を加えた。しかし洪煕元年に再

- (9)長陵 永楽帝の陵墓。
- 〔一六-〇一〕にある。(印)鄭義才…進香せしむ この時の礼部あての咨が『宝案』
- 与されたことに対して謝恩した記事がある。 に記事がある。なお宣宗実録(二八)に、この時船を賜(11)鄭義才告す この告については『宝案』〔一六-〇七〕
- (12) 遺使…賜う この時の使は柴山である。皮弁冠服の給賜(12) 遺使…賜う この時の使は柴山である。皮弁冠服頒賜が遅したのは『宝案』〔一六-〇七〕である。なお柴山が琉球に到着「宝案』〔一一〇七〕である。なお柴山が琉球に到着れたため、その経過を説明する宣徳二年五月二十四日付れたため、その経過を説明する宣徳二年五月二十四日付れたため、その経過を説明する宣徳二年五月二十四日付かる。皮弁冠服の給賜(12) 遺使…賜う この時の使は柴山である。皮弁冠服の給賜
- (3) 胡濙 一三七五―一四六三年。宣徳元年より天順元年ま
- (4) 異恩 特別な厚いめぐみ。

- 六-〇三〕にある。(15)模都古等…貢し この時の礼部あての咨が『宝案』〔一
- 〔一六-〇五〕にある。(16)佳期巴那等…進む この時の礼部あての咨が『宝案』
- (17)表 これは『宝案』〔四三-○一〕であろう。
- 遣の進香の咨〔四三-〇三〕では謂慈渤也とする。〔四三-〇二〕にあり、使者名は謂慈浡也、また同時派(8)謂慈悖也等…貢す この時の礼部あての咨が『宝案』
- 案』〔四三-〇三〕にある。(19)安丹結制等…進香せしむ この時の礼部あての咨が『宝
- 〔一六-〇四〕にある。(2)浮那姑是等…貢す この時の礼部あての咨が『宝案』
- 〔一六-〇四〕にある。(2)阿蒲察都等…貢す この時の礼部あての咨が『宝案』
- 条』[1]三-〇一][二八-〇一]にある。 (22) 初め…至る 遅延のため再発行された符文・執照が『宝
- (23) 魏古渥制等…貢す この時の礼部あての咨が『宝案』

[一六-〇六] にある。

で海舟を賜与されたとあるのは宣宗実録(一一)の件を『宝案』〔一六-〇七〕〔一六-〇九〕にある。なおここ(24)鄭義才・梁回等…謝す この時の礼部あての謝恩の咨が

- 25 勅 である。 な目録が付されている。 勅 は 『宝案』〔〇一-〇九〕 なおこの時の使者は柴山 で、 下 賜 品 0 阮 詳 細
- 〔一六-〇七〕にある。(26)南者結制等…貢す この時の礼部あての咨が『宝案』
- 27 勅 九〕である。また前回宣徳元年六月 付けを命じた同じ日付の勅 の買付け資金の残額で、 これは前注 25 0 再び屏風 勅に [0]-0八] 同 じで『宝案』「〇 ・生漆・磨刀石等の買 (前掲注 がある。 12 参照 --0
- (28) 謂慈浡也等…賀す この時の礼部あての咨が『宝案』
- (29) 郭伯茲毎を遣わし この時の礼部あての咨が『宝案』

二十二二

にある。

(3) 謾泰来結制等…貢す この時の礼部あての咨が『宝案』

[一六-一〇] にある。

- 31 歩馬結制等…貢す [四三-〇六] にある。 この なお山 時 0 南王 礼部 あて 0 入貢はこれが最後 0 咨 から 宝宝
- (32) 阿蒲察都等…貢す この時の礼部あての咨が『宝案』

[一六一一] にある。

である。

憑祥州となる。
(33) 憑祥県 広西省に属す。成化十八年(一四八二)以降は

- (34) 族人 親族関係のなくなった遠い同宗の者。
- 35) 福余衛 兀良哈三衛の一つ(後掲注(57)参照)。はじ
- 36 巡按福建監察御史 随時派遣されて地方行政の監察、 ったが、 察するも 察御史(太宗実録注 通称される。 の。 永楽元年 洪武十年 巡按監察御史は都察院に所属する監 <del>76</del> 四〇三) (一三七七) 参照) に定制となった。 が任ぜられて地方を巡 地方事情の巡視にあた に始まり、 初 巡接と 期には
- (37) 方端 『同治福建通志』巻九六、職官の巡按御史の項に
- (38) 漳州府竜溪県 福建省。竜溪県には漳州府治が置かれて
- 兼銜(名誉的な官職)となる。には中央にはおかれず、専ら総督・巡撫など、地方官の(39) 右都御史 都察院の長として左右都御史二員をおく。後
- (『明人伝記』九五一頁)。 (『明人伝記』九五一頁)。
- (41) 交通 内通する。連絡する。
- (42) 御史 監察御史 (太宗実録注 (76)) の略。
- 〔一六-一二〕にある。(4)佳期巴那を遣わし この時の礼部あての咨が『宝案』

- (44) 遼東 ここでは遼東都司の意。
- (45) 野木河衛 奴児干都司に所属する衛の一つ。
- (46) 指揮同知 衛に所属する武官の一つ。指揮使に次ぐ。
- (47) 大嵩衛 山東都司に所属する衛。現在のチンタオの北方
- ある。 をさす俗称で、時には女直に対しても用いられることが(48) 韃官 モンゴル系民族出身の官。韃は明代にモンゴル人
- 二員をおく。(4)副千戸 千戸所に所属する武官で、長の正千戸に次ぎ、
- 〔一六-一一〕にある。(5)魏古渥制を遣わし この時の礼部あての咨が『宝案』
- (51) 石柱宣撫司 四川都司に所属する土司で、石砫とも表記
- (『万暦会典』巻一〇八・一一三)。(52)把事 土官の官名の一つで、佐二官(副官)以下のもの
- 53 道宣慰司を 司が黔江流域にあり、 じて使用されてい 前黔南道宣慰司 お 13 たが、 ない。 黔南道宣慰司の名称は、 あるいはこの誤りか。 永楽四年 湖広都司に所属する施南道宣慰 (一四〇六) 元・明代を通 明初、 より宣撫司 施 南
- (54) 郭伯茲毎等…貢す この時の礼部あての咨が『宝案』

- 〔一六-一二〕にある。
- 綿布 ここは絹・布の誤りの可能性もある。

- 57 兀良哈 部の影響を受け、 貢し馬市交易を行なった。しかし三衛は他のモ 城の東北の地方一帯)の地を与えられて南下し、 たが、元の支配下にあってモンゴル化した種族。 ゴルとは別系統で、 拠った三つの部族に対する明代における総称。 衰亡により明に来降したため、洪武二十二年これを泰寧 朶顔・福余三衛とした。また永楽元年には大寧衛 ウリャンハイの漢字表記。 その動静は不穏であった。 民俗的にもやや異なり農耕も行なっ 明初に興安嶺東方に 本来モン ンゴル諸 明に入 北元の 〔長
- 会典』巻一一一)。 は綿布が使われており、ここでも綿布であろう(『万暦(58) 布 一般に麻・葛・綿の織物をいう。通例として賞賜に
- (5) 亦力把里 太宗実録注(81)別失八里を参照
- 〔一六-一三〕にある。なおこの咨の内容から本条にみ(6) 謂慈勃也等…謝す この時の礼部あての咨が『宝案』

- 使臣鄭義才・梁回に賜与した記事に当ることがわかる。える冠帯給賜の件は、宣宗実録(二九)(宣徳三年)に
- 礼部あての咨が〔一六-一五〕にある。(61)郭祖毎等を遣わし、この時の奏が『宝案』〔一二-〇九〕、
- 62 文錦 この の時の奏・咨 条の金織紵糸・ 羅とあり、 時 の謝恩は宣宗実録 『校勘記』に一本に文綺に作る、とある。 文錦が正 (前掲注 紗 羅 しいと思われ 61 絨錦の賜与に対するもので、 (三三) 宣徳三年十二月庚寅の 参照) る。 にも錦段・ 紵 糸 ・ しかし 紗
- (3) 日本のみ未だ至らざる 足利義満の死後、後継者の義持
- 64 内官柴山に命じ…論せしむ 九年五月に日本へ赴くはずのところ、予定を変更して六 に琉球に到着した柴山は、 このとき琉球国王に対して日本との仲介の労をとるよう たことを知らせる勅 月二十四日に中 命じた勅諭が『宝案』〔〇一-一一〕である。 |-|三] [一六-二四] によれば宣徳八年六月二十二日 国へ向かった。そのため柴山らを処罰 諭 [01-111]琉球の使者を船に同乗させて 柴山四 が 目の渡琉である。 ある。 しかし「一

−一○〕は日本に赴き勅諭を開読してのち中国へ直行す携行した明あて文書が収録されているが、中でも〔一二なお『宝案』には、柴山の船に同乗した琉球人使者が

勅 これは日本国王あての勅。この勅とは関わりなく、る予定の下に書かれていることに注意する必要がある。

- (62)日本を参照。(66)源道義 足利義満。道義はその法名である。太祖実録注
- 〔一六-一七〕にある。
- (68) 閣浅 座礁すること。
- (69) 有司 官吏。
- 六二二一〕に記事がある。(70)上…給せしむ この時の船の給賜について『宝案』〔一
- (71) 綿布 ここは絹・布の誤りの可能性もある。
- (六) \* 温州 風勢によるものとしているが、 - 一二〕に永楽十五年 らそれぞれ船を賜与された記事があり、 ことを示唆する貴重な史料である。『宝案』には 〔一六-二一〕に宣徳七年 へ入港した可 本条は、 浙江省の寧波 明初において琉球の進貢船が福建省のみ 能性 (一四一七) か 温 強 州 61 (瑞安県) 四三二 本条には 太宗実録 浙江瑞安千戸所から にも入港していた 温州 これらの 温州 (0)府金 0 貢使は 郷 二六 (永楽 衛 7 か

- る たことも考えられる。 (一四五三) (小葉田淳 のような例が に琉 『増補中世南島通交貿易史の研究』二五六 平成五年 球の進貢船が温州に入港した記事があ ?あり、 なお 処州の磁器購入の意図が 『允澎入唐記』 にも景泰四年 あ 0
- 72 温州 る。 府 浙 江省の最南の沿海地方で、 福建省に隣接す

頁

臨川

書店、

- 73 知府 b 称す。 明 の地 方行政単位 の一 つである府の長官。 府尹と
- 74 瑞安県 温 州 府のやや南、 安陽江の 河 付近にある。
- 75 耆民 年老い て経験を積んだ人民。

76

寧波

浙江省寧波府。

77 市舶提挙司 改称)・福建省の泉州・ 貿易を管掌するため、 (一四〇三) 洪武七年(一三七四)に一旦停止されるが、 市 に復設された。その後、 舶司とも略称される。 浙江省の明州 広東省の広州の三ケ所におか (洪武十四年寧波と 明 初 福建市舶 外国 司は成 永楽元 0) 朝貢 れ

化八年

(一四七二)

に泉州から福州に移され、

嘉

靖元年

(一五二二)

浙江

・福建市舶司を廃し、

広東のみとなる。

86

店

成五年、

二一二頁を参照

なお小葉田淳

『増補中世南島通交貿易史の研究』

臨川書

ここでは浙江市舶司をさし、

寧波府鄞

県の東にあった。

- 78 安遠駅 に移り、 接待するための宿舎をおき、 広東は懐遠駅と称した。 駅名は柔遠駅となる。 永楽三年 兀 0 五、 福 浙江は安遠駅、 建 各市舶 市舶司は 司に朝貢使節 成化 福建は来遠 八年福
- 79 館穀 賓客に宿所と食物を供すること。
- 80 館駅 注 0 制 90 度 駅伝 駅 のため設けられた宿舎等の施設。 伝を参照 (官吏等の公用での往来、 公文書の なお太宗実録 逓送など
- 81 あり、 馮公等の嶺 名を木合嶺という 馮公嶺は古地名で、 (『読史方輿紀要』巻九四)。 処州府縉雲県の 西 南 13
- 82 移文 公文書を送ること。
- 83 公館 公用の宿舎。
- 84 南者結制等…貢す [一六-一七] にある。 この 時 の礼部 あての 咨 から 「宝案
- 85 歩馬結制を遣わし 使者として歩馬結制の名は記されて 南者結制らと同時に派遣されたものと思われ るうちの一隻で、 17 ないが、『宝案』〔一六-一七〕中に 宣宗実録 (六九) 同年六月甲午の 起三隻」 る。 とあ
- 鎮南州 雲南省楚雄府にある。 昆明の 一西方。
- 87 長河 たが、 13 西 洪武三十年(一三九七)にあわせて長河 属する地方で、 魚通 寧遠等 もとはいくつかの部にわ の処 西 番 (太宗実録注 かれ 西 46 7

- 四川 寧遠等処宣慰司とした。今の四 からチベ ット の要路に当る。 JII 省西 一部康定方面
- 88 禅師 等の 師 刺 高僧に、 麻・ 明 禅 法王・王・ 西番 師などの称号を授け、 (太宗実録注 西天仏子・ 46 灌 代々襲名することを 参照) 頂大国 師 各地の寺院 灌 頂
- 89 大平伐長官司 貴州省竜里衛に所属する土司の一 つ。
- 90 明代、 衛所の世襲の武官の庶子をいう。
- 91 阿普尼是を遣わし [一六-一八] にある。 この時の礼部あての 咨が 『宝案』
- 92 西寧市。 西寧衛 陝西行都司に所属する衛 0 \_ つ。 現在 0 青海 省
- 93 灌頂真修妙応 (前掲注 玉 88 師 禅師を参照 西番各地の高僧に与えられ た称号の

0

- 94 葛林等の衛 葛林衛は奴児干都司に所属する衛の一つ。
- 95 扯児禅 条に沙州衛 西域 (敦煌付近) 0 地方。 を経て中国に来た、 「明実録」 宣 徳八年二月己亥の とある。

オイラート

部に敗れて死す。

- 96 魏古渥制 「宝案」〔一六-一八〕にある。 ・阿蒲察都等…貢す 0 時 0 礼 部あての咨が
- 97 郎安撫司 四川 都司の松藩衛に所属する土司の一つ。
- 98 平浪長官司 ち貴州省都 土 府に属す。 司 0 0 で、 は じめ 貴州都司に 所属し、

99 物志麻結制等…貢す 0 時 の礼部あての咨が 『宝案』

[一六-10] にある。

- 100 迤北 北方へ逃げた元の末裔をさす称として用いられ **迤はつらなるの意で、** 以北にほぼ同じ。 明代に た。 は
- 101 和寧王 台を参照)。 モン ゴル族の首長アロタイ (後掲注 104 阿 魯
- 102 泰寧衛 ウリャンハイ三衛の一つ (前掲注 57 兀良哈
- を参照)。

103

毛憐等の

衛

毛憐衛は奴児干都

司に所属する衛の

- 104 阿魯台 後、 年 その後も明に反抗的であったが、 やかして、永楽帝に北征をおこさせた。 カーンに立て、 明に投誠し、永楽十一年和寧王の称号を授けられる。 (一四〇八) モンゴル族タタール部の首長アロタイ。 頃、 オイラート部と抗争し、 元の皇帝の後裔ベンヤシリを迎えて 宣徳九年 ベンヤシリの死 明の北辺をおび 四三四 永楽六
- 105 衣服 年)の記事に、また海舟賜与の件は宣宗実録(六六)(宣 本条にみえる衣服賜与の件は宣宗実録 海舟を賜う 0 記事に当ることが知られる。 『宝案』 〔一六一二〕 (六三) の内容か (宣徳六 5
- 106 [一六-二] にある。 布勃也 この時の礼部あての咨が 『宝案』

長年にわたる研究成果の一部を、その了解を得て出版したものである。\*本資料は故・和田久徳氏および池谷望子・内田晶子・高瀬恭子氏らの

### 歴代宝案編集参考資料 5

### 『明実録』の琉球史料 (一)

和田久徳・池谷望子・内田晶子・高瀬恭子

発 行 2001年3月25日

編 集 (財)沖縄県文化振興会

公文書管理部 史料編集室

〒901-1105 沖縄県南風原町新川148-3

電 話 098-888-3939

印刷傑平山印刷

〒901-1111 沖縄県南風原町字兼城270-1

電 話 098-889-8748